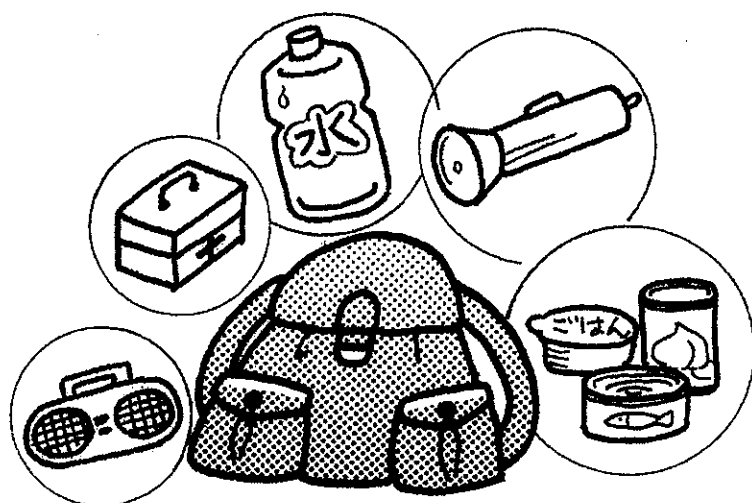


令和5年度～

令和5年4月改訂版

亘理町立荒浜小学校 防災マニュアル (令和5年度版)



亘理町立荒浜小学校

防災マニュアル目次・R5

I 章 計画と体制

I—1	防災教育全体計画	1
I—2	防災教育年間指導計画一覧表（みやぎ防災副読本を活用）	2
I—3	教職員の災害初動マニュアル	3
I—4	校内災害本部組織と業務内容	4～5
I—5	情報連絡体制図	6
I—6	災害発生時の対応（教職員の対応・指導基準）	7

II 章 地震・津波

II—1	地震⇒津波 防災マニュアル（簡略版）	8
II—2	地震⇒津波	
	（1）在校時	
	①通常時（校舎使用時）	9
	②体育館使用時（入学式、学習発表会、卒業式等）	10
	③ハザードマップ（洪水・浸水地域）	11
	④指定緊急避難場所一覧	12
	⑤『亘理町津波避難計画』より	13～15
	（2）避難経路図（登下校時）	16
	（3）避難経路図（校外学習時等）	17
	（4）避難経路図（学校施設等活用事業時）	18
	（5）避難経路図（在宅時）	18
II—3	地震のみ	
	（1）避難経路図（在校時）	19
	（2）避難経路図（登下校時）	20
	（3）避難経路図（校外学習時等）	21
	（4）避難経路図（学校施設等活用事業時）	22
	（5）避難経路図（在宅時）	22
II—4	事後対応＜引き渡し＞	
	（1）在校時の引き渡し	23
	（2）校外での引き渡し	23
	○保護者への引き渡し基準（地震・津波を想定）	24
II—5	事後対応＜校内待機（宿泊を含む）＞	
	（1）在校時	25
	（2）校外での待機	25
II—6	一斉下校	26
II—7	緊急一時避難場所設置・運営支援＜地震⇒津波＞	27
	・参考：平成28年度 一時避難場所開設体験をしてみよう！	28～29
II—8	避難所設置・運営支援＜地震のみ＞	30
II—9	学校再開に向けた対応	31

Ⅲ—1	原子力災害時の対応	32
	(1) 防災体制の整備	
	(2) 事故発生時の対応 (指示系統)	
	(3) 学校での初動体制	
	(4) 校内原子力災害対策本部組織の役割	
	(5) 場面に応じた災害への対応 (教職員)	
	(6) 情報連絡体制	
Ⅲ—2	避難経路図 (火災)	33
Ⅲ—3	風水害 (大雨, 洪水, 大雪, 暴風, 暴風雪, 落雷, 竜巻等)	
	(1) 災害発生前の対応	34
	洪水・土砂災害防災マップ	35
	(2) 災害発生後の対応	
	・ 竜巻簡易シェルターづくり	36
	・ 弾道ミサイル発射等に係る対応	37~38
	・ 変更点確認版 (別紙1)	39
	・ 変更点確認版 (別紙2)	40
	・ 弾道ミサイル落下時の行動に関するQ&A (別紙3)	41~42
	・ 変更点確認版 (別紙4)	43
Ⅲ—4	火山災害	
	(1) 平常時の対応	44
	(2) 火山活動活発時の対応	44
	(3) 噴火発生時の対応 (在校時の発生)	45
	(4) 噴火警報, 噴火予報について	45
	(5) 噴火に伴う現象	46
Ⅳ—1	資料	
	(1) 特別警報の発表基準について (内閣府・防災担当)	47~48
	(2) 緊急地震速報について	49
	(3) 災害用伝言ダイヤルの利用方法	50
	(4) 引き渡しカード	51~52
	(5) 避難・安否確認カード	53~54
	(6) 安否等聞き取りカード	55
	(7) よい子の災害マニュアル (じしん・つなみ等)	56
	(8) 安否確認メールの返信体験について	57
	(9) トランシーバー, 防災ボックス	58
	(10) わたり ぼうさい・げんさい1・2・3	59
	(11) 通学路地図	60

交通安全・生活安全マニュアル

1	校内事故発生時対応	1
2	校舎火災発生時対応	2
3	プール事故発生時対応	3
4	交通事故発生時対応	4
5	傷害事故発生時対応	5
6	不審者（異常者）侵入時対応	6～7
	資料：緊急時対応放送例	8
7	器物破損・施設侵入時対応	9
8	異物混入時対応	10
9	食物アレルギー発生時対応	11～13
10	感染症発生時対応	14～15
11	熱中症発生時対応	
	・亘理町立学校の教育活動における熱中症予防指針	16
	・熱中症になってしまったら	17
12	いじめ問題発生時対応	18
13	ハラスメントに関する防止対策	19
14	行きたくなる学校づくり（不登校対策）全体計画	20

I-1 巨理町立荒浜小学校 防災教育全体計画

児童の実態	学校教育目標 荒浜の未来を拓くたくましい子どもの育成 目指す児童像 「笑顔でコミュニケーションをとり、賢く、優しく心身ともに健康である子ども」	日本国憲法	
保護者・地域の願い		教育関係法規など	
教職員の願い		・教育基本法 ・学校教育法 ・学校保健安全法及びその他関連法 ・巨理町教育委員会の方針、目標など	
各教科 社会 ・関係機関の働きと工夫努力 ・社会保障、災害復興、地域の開発などの国、地方公共団体の働き 算数 ・風速、流速などの速さ 理科 ・河川の流れる働き ・雲の様子、天気の変化 ・火山の噴火、地震によって変化する土地のつくり 生活 ・自分たちと同じ地域で生活、備えている人々との関わり ・児童の安全を守っている人々 家庭 ・住まいの整理整頓、家具の転倒防止、避難経路確保のための家具の配置 体育 ・危険回避の運動能力 ・心の発達、不安、悩みへの対処 ・けがの簡単な手当て ・集合、列の増減、方向転換、安全な行動の学習		防災教育の目標(学校防災の重点) ・「自らの身を守り、乗り切る力」の育成 ・「知識を備え、行動する力」の育成 ・「地域の安全に貢献する心」の育成 ・「安全な社会に立て直す力」の育成 ・「安全安心な社会づくりに貢献する心」の育成	学習指導要領
各教科 特別の教科 道徳 ・自然や崇高なものとの関わり ・集団や社会との関わり ※公徳心、義務を果たす ※集団に進んで参加、役割の自覚、責任を果たす ※社会への奉仕 外国語活動 ・様々な言語での救助要請などのコミュニケーションを図る体験 総合 ・地域の災害の特性を知る学習 ・安全に生活するための地域の知恵の学習など		防災教育推進の重点(視点)など 防災教育(防災学習・防災指導) ○教育活動全体(行事・各教科・特別活動など)を通じた防災教育の推進 ○災害発生時に活用できる生活態度の習得 ○避難訓練(地震・津波)の実施 ○防災教育の指導方法・内容の工夫及び改善 防災管理 ○避難場所の確認 ○危険箇所の確認 ○防災計画(マニュアルを含む)の作成 ○避難経路の点検 ○日常の災害に対する施設・設備の安全点検 ○スクールバス連絡方法の確認 組織活動 ○教職員の役割の明確化 ○家庭や地域及び関係機関との連携 ○教職員の防災対応能力や応急処置能力の向上 ○心のケア対応能力の充実	特別活動 学級活動 ・自他の生命を尊重すると共に危険を予測や事前に備えるなど、日常生活を安全に保つために必要な事柄を理解し、進んでできまわりを守り、危険を回避し、安全に行動できる能力や態度を育成する。 児童会活動 ・被災地支援に対する御礼のメッセージ作成など、児童の創意を生かした活動を推進する。 クラブ ・望ましい人間関係を形成し、個性の伸長を図り、集団の一員として協力していく態度を育てる。 学校行事 ・表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定し、実効的な防災訓練を行い、進んで防災対応能力を身に付けようとする態度を育てる。
各学年部の防災教育内容			
低学年			高学年
・火のまわり方と煙の危険 ・火のまわり方と煙に対する行動の仕方 ・避難の仕方と方法 ・地震のときの危険 ・安全な避難の仕方 ・津波による危険 ・火山活動による危険 ・風水害の時の安全な登下校の仕方 ・豪雪の時の安全な登下校の仕方 ・登下校中の落雷による危険 ・放射線の目に見えない危険 ・原子力災害からの安全な避難の仕方 ・放射線が存在 ・避難場所での安全な生活 ・防災避難訓練などへの参加の仕方 ・家庭での防災	中学年 ・火災の原因と危険 ・火災情報に基づいた判断と安全な行動 ・避難場所の確認 ・地震情報に基づいた判断と安全な行動 ・安全な避難場所の確認 ・津波情報の収集の仕方 ・火山情報の収集の仕方 ・風水害の時の危険 ・豪雪、雪崩の時の危険 ・落雷からの身の守り方 ・身近にある放射線 ・避難経路や避難場所の確認 ・放射線の使われ方 ・災害発生時の避難所の役割 ・災害安全に関する行事への参加 ・学校での防災	・火災が発生したときの心構え ・火災発生時の安全な行動の要素 ・様々な場面に応じた避難の仕方 ・地震のときの危険に対する心構え ・安全な避難場所の確認 ・津波発生時の情報収集と避難の仕方 ・火山噴火時の情報収集と避難の仕方 ・風水害の時の安全な行動の仕方 ・豪雪、雪崩の時の安全な行動の仕方 ・落雷に遭わない行動の仕方 ・放射線による健康被害 ・正しい情報の入手の仕方 ・放射線の安全対策への理解 ・避難所の生活と自分の役割 ・災害安全に関する行事の意義と理解 ・地域における防災活動の理解と参加	

I-2 防災教育年間指導計画一覧表(みやぎ防災教育副読本を活用)

亶理町立荒浜小学校

防災管理	相継活動	防災教育(防災学習・防災指導)									
		低(1・2年)			中(3・4年)				高(5・6年)		
		教科	演習	学級活動	総合	道徳	学級活動	総合	道徳	教科	学級活動
4	防犯教室(全1H) 防災訓練(全1H) 交通安全教室(全1H) ☆防災マニュアル読み合わせ ☆避難経路、備蓄品研修 ☆避難学級研修 ○防犯クイズ、防災頭巾、ヘルメット点検(4月～3月※原則1日) ○毎月の安全点検(4月～3月※原則1日) ○春の交通安全街頭指導	①生:学校内の命を守るものをさがそう(5年) ②生:家族で話し合おう(2年)			③「負けない」(その他)				④「明るい未来へ」(その他)		⑤未来へつなぐ(1年) ⑥復旧・復興への歩み(1年)
5	・子ども110番の家、子供をみまもり隊員合わせ会(全1H)	①生:地震「ぼくとじしん」(2年) ②生:津波にこわかった大いんさい(2年)					④大震災を思い出して(1年) ④ぼくの震災日記(1年)			5年「風水害の危険に備え、助け合って生活するために10H」 ⑤宮城県気象災害(2年) ⑤風水害の危険と備えについて(2年) ⑤「サードマップ」の活用(2年)2H ⑤地震のときの危険予測(3年) ⑤我が家の安全対策(3年) ⑤助け合って生活するために(4年) ⑤「わたしにもできること」(4年) ⑤震災後の生活(5年) ⑤災害時の情報収集(5年)	
6	・一斉下校訓練 ・ミニ防災訓練(電機) ☆防災・防犯に関する研修 ☆教職者講習 ☆児童生徒予防研修	①生:学校にいるときに地震がおこったら(3年) ①生:家にいるときに地震がおこったら(3年) ①生:外にいるときに地震がおこったら(3年) ①生:空のようすがかわったら(3年) ②生:海の近くにいるときに地震がおこったら(3年) ②生:「高台に上がれ」(3年)		③年「災害について知ろう」10H ③宮城の子どもたちへ(その他) ③地震はいつ起こるかわからない(1年) ③地震による被害(1年) ③空襲による被害(1年) ③学校にいるときに地震が起こったら(2年) ③家にいるときに地震が起こったら(2年) ③地下中や外で地震が起こったら(2年) ③お盆などから身を守るために(3年) ③家族で話し合おう(2年) ③助け合って生活するために(3年)	④「みんなががんばらな」(5年) ④「まゆかへ」(8年)	4年「災害から身を守る」10H ④未来に向かって(その他) ④わたしたちの宮城(1年) ④津波を知る(1年) ④津波から身を守るために(2年) ④防災マップ、復興マップをつくらう(2年) ④まちの防災施設・備蓄(4年) ④災害時の救助活動(4年) ④ようらいのわたしへ～教訓をいかにするために～	④大丈夫(3年) ④新しい気持ち、こわい気持ち(5年)	⑤「元気になろう」(6年)	6年「被災の防災について考えよう」10H ⑥地震のしり(2年) ⑥津波の被害「東日本大震災」(2年) ⑥津波の歴史(2年) ⑥火山の歴史(2年) ⑥緊急地震速報を知っておこう(3年) ⑥避難をする身置(3年) ⑥地域の防災訓練に参加しよう(3年) ⑥私たちにできること(4年) ⑥「たさんのありがとう」(4年) ⑥災害から私たちの生活を支える(5年)		
7	・防犯教室(全1H) ○P体育安全部による地区安全点検	①生:黒い雲が近づいてきたら(3年) ②生:わたしたちを守る地いきの人々(5年)	①「海」(その他)								
8	○保護者による校内安全点検										
9	・ミニ防災訓練(朝) ○秋の交通安全街頭指導 ・町総合防災訓練(全4H)	②「かせつじゅうをなせること」(7年)							⑥「お父さんといちちゃんへ」(7年)		
10			②助けあって生活するために「ぼくとお父さんのボランティアかっどう」(4年)		3年「荒浜小の校舎防災マップを作ろう」10H ③荒浜小学校を模範校、校舎防災マップの必要性について考える ・校舎内や校庭などの探検 ・マップづくり ・継続的な安全活動 ・発表や発信 など				5年「防災デイキャンプをしよう」10H ⑤学校の備蓄品を調べ、防災デイキャンプをしよう ・簡易トイレ ・バーベキューヤント ・発電機と照明機器 ・情報の収集、発信 ・復旧と復興の願い ・非常食と飲料水 ・救命胴衣 ・名簿 など		
11	・ミニ防災訓練(清掃) ・火災対応訓練(全1H)				4年「荒浜安全みまもり隊」10H ④荒浜安全みまもり隊を編成し、地域の安全について考えよう ・前年度までに作成したマップについて ・見学地域の分担 ・荒浜安全みまもり隊の編成 ・グループでの学区内探検 ・マップづくり ・発表や発信 など				6年「一斉避難場所開設体験をしよう」10H ⑥必要な係、係分担、手順などについて考えよう ・必要な係 ・係分担 ・手順 ・開設ボックス ・保育所・児童館・地域の方との連携の必要性など		
12				③「もしもわがいがかなうなら」(その他)		④東日本大震災をわすれない(7年) ④復旧・復興への歩み(7年)		⑤「伝えたいもの」(7年)			
1	・ミニ防災訓練(课间)		②かなしいときこわいとき(6年)							⑥たさんのありがとう(4年)	
2			②未来に向かって(その他)								
3	・みやぎ鎮魂の日校長講話(全1H)	②「あたりまえ」(その他)	①東日本大震災をわすれない(1年)				⑥「大好きなこと」(その他)		⑥東日本大震災を忘れない(1年)		

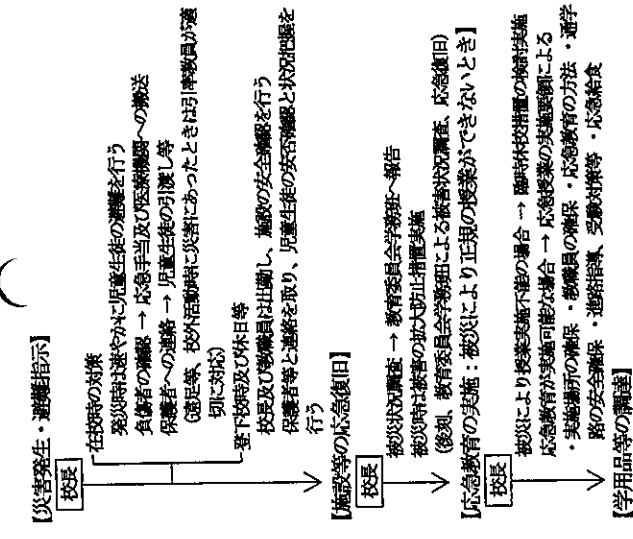
凡例 ①:1年生、②:2年生、③:3年生、④:4年生、⑤:5年生、⑥:6年生、生:児童科

III 避難所指定施設一覧

施設名	電話番号	対象災害名	
		地震	津波 風水害
亙理小学校	34-1311	○	○
亙理中学校	34-1400	○	○
荒浜小学校	33-2670	○	○
荒浜中学校	35-2425	○	○
吉田小学校	34-1817	○	○
吉田中学校	36-2022	○	○
長瀬小学校	36-2023	○	○
連瀬小学校	34-1553	○	○
連瀬中学校	34-1557	○	○
高屋小学校	34-1756	○	○
中央公民館	34-3111	○	○
佐藤記念体育館	34-4251	○	○
武蔵館	34-4251	○	○
荒浜体育館	35-2812	○	○
勤労青少年ホーム	35-3115	○	○
B&G海洋センター	34-6938	○	○
働く婦人の家	34-5489	○	○
農村創作活動センター	—	○	○
農村創作活動センター	36-3114	○	○
吉田体育館	34-6700	○	○
図書館	34-6700	○	○
郷土資料館	34-6701	○	○

【地震】津波の心配のない場合や軽微な地震、大規模な地震に避難所として使用します。

IV 応急教育活動フロー



V 防災関係機関等

連絡先	電話番号	備考
亙理町役場	34-1111	
亙理町教育委員会	34-0509	災害発生時電話
亙理町中央公民館	34-3111	
亙理警察署	34-2111	
亙理消防署	34-1155	一般に非公開
JR亙理駅	34-1315	
NTT東日本 例	113	
東北電力コールセンター	0120-175-306	フリーダイヤル

VI 参考事項

- 避難指示・災害の危険が目前に迫り、緊急に避難が必要な時に発令される。(輸送より緊急時が優先)
- 避難勧告・災害による被害が予想され、事前に避難が必要時に発令される。
- 津波注意報発表・予想される津波の高さが、海面から0.2m以上、1m以下。

教職員災害初動マニュアル

休日や夜間等勤務時間外において、次の場合、全教職員は互に備指令を待たず、速やかに勤務先に参集する。

- ① テレビ、ラジオ等により配備に相当する災害(大雨、洪水、高潮等)が発生したことを知ったとき。
- ② 震度5強以上の地震が発生したとき。
- ③ その他周囲の被害状況等により、配備が必要であると判断したとき。

初動体制については本マニュアルを基本としますが、発生した災害の状況に応じ、最終的には各学校長の判断により、対応願います。

令和5年 4月

亙理町教育委員会・亙理町立荒浜小学校

I 非常配備体制の基盤・内容等

区分	配備時期	配備体制	配備内容
警校本部(1号配備)	①県内に津波注意報が発表されたとき、 ②町域で震度4の地震が観測されたとき、 ③その他特に学務課長が必要と認めたとき。	校長、教頭 該当教員	①学校施設等の被害調査 ②通学路の状況調査、情報収集しながら参集(情報収集集) ③児童生徒の安全確保等実施の検討
	①町域で震度5弱の地震が観測されたとき、 ②台風や集中豪雨による大雨、洪水、高潮等の警報が発せられた、 ③大規模、大規模な災害発生が予想されるとき、 ④その他特に学務課長が必要と認めたとき。	校長、教頭 該当教員	①学校施設等の被害調査 ②避難所等開設 ③通学路の状況調査、情報収集しながら参集(情報収集集) ④児童生徒・家族の安全確保 児童生徒の居宅の安全確認
特別警戒本部(2号配備)			

II 教職員の参集

休日や夜間等勤務時間外における参集については、次の点に十分注意する。

- ① 教職員は、災害の発生する恐れのあるときは、ラジオ、テレビの視聴、所属の連絡責任者や教育委員会へ電話照会その他自ら工夫して、災害の状況を把握するよう努めなければならない。
- ② 教職員は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れが高いときは、配備指令がない場合であっても、状況によっては校長等と連絡を取って、家族の安全確保を確保した上、自らの判断で速やかに勤務先に参集する。
- ③ 家族の被災等により、勤務校まで行けないときは、速やかに校長等に報告し、指示を受ける。
- ④ 参集途中では、極力通学路を通り、現地の情報収集に努め、参集後、校長等に報告する。
- ⑤ 参集時に住民等から救助の要請を受けたときは、消防機関や警察署へ通報するとともに、人命救助等適切な措置を講じてから参集する。
- ⑥ 教職員が参集するときは、災害の状況に応じて1日分くらい食料、飲料水等を持参する。

※留意点

児童福祉施設が稼働している学校においては、可能な範囲で事前協議をするなど連携をはかり、児童生徒の安全確保に努める。
(例) 保育所と学校とでそれぞれ兄弟姉妹が在籍する場合、児童生徒の遅延時刻を遅らせるなどの措置を講じたとしても、保護者が一緒に送って来ることで予想されるケースの対応について、事前協議のいとまがない緊急時には、児童福祉施設において児童生徒受け入れ等の対応も可能である。施設担当者(施設長)に

地震・津波に関しては、沿岸部の学校と内陸部の学校とは画一的な対応ができない場合がある。

(例) 参集の必要がある場合でも沿岸部の学校にあっては、津波警報以上が発せられている間、学校を含め避難区域には立ち入らない。↓

このような場合は警報以上が解除になるまで連絡のとれる状態で、避難所となる学校にて待機(運営支援)する。

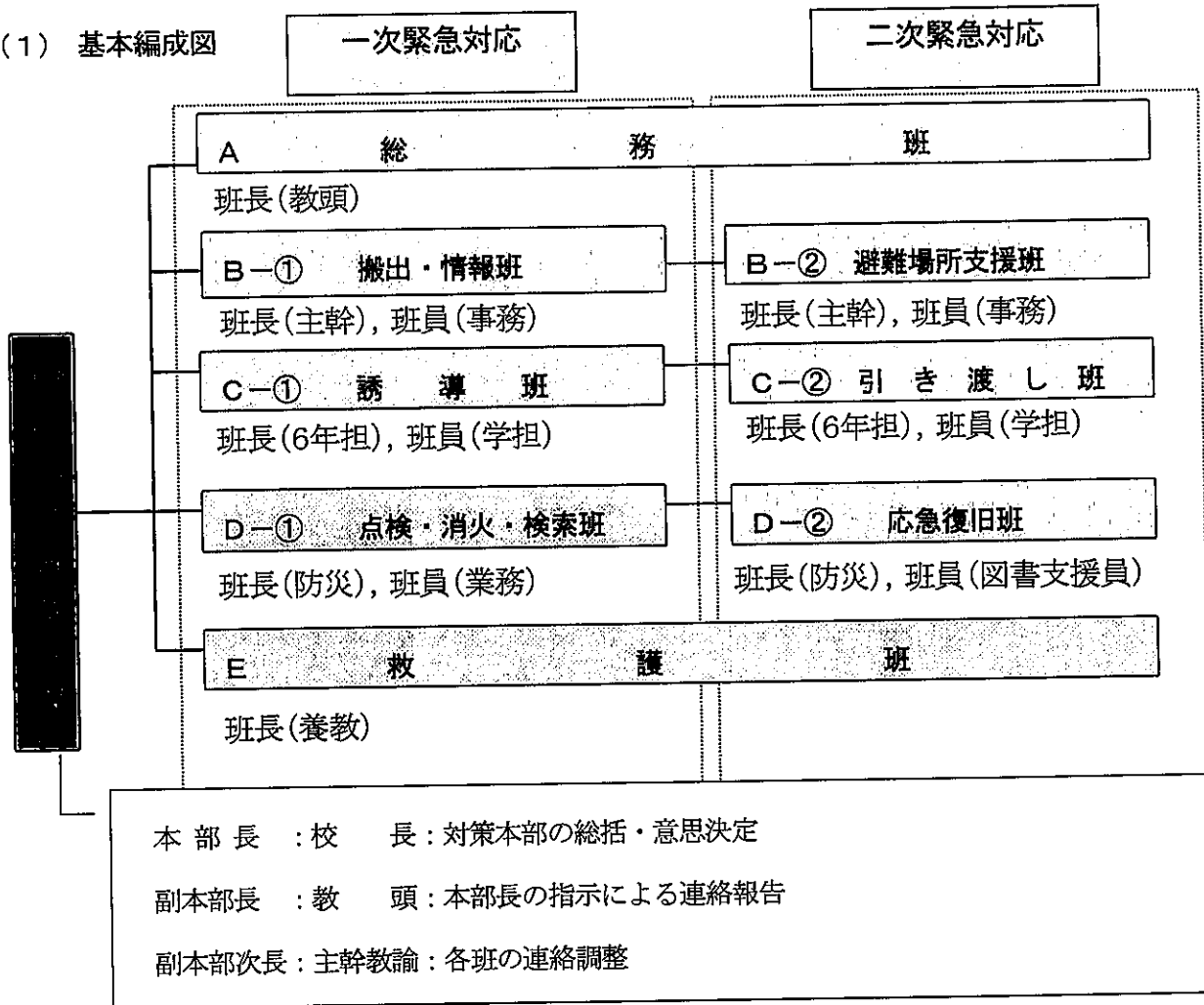
(町内全小中学校の共通認識が必要!!)

避難地で発生した津波(例、チリ地震による津波)の対応について、津波到達までに長時間かかることが予想される。また、津波の到達が判明し「注意報」から「警報」に、あるいは「警報」から「注意報」に切り替わることもあり得る。気象庁やハワイの太平洋津波観測センターから発表される情報に注意するとともに、状況に応じ臨機応変に対応する必要がある。

I-4 校内災害本部組織と業務内容

震災の規模や被害状況等を踏まえ、学校災害対策本部（以下「本部」）を設置し、迅速かつ組織的に災害対応に当たる。

(1) 基本編成図



※ 本部長(校長) ⇒ 副本部長(教頭) ⇒ 副本部次長(主幹教諭) ⇒ 防災主任 ⇒ (班長) 班員の連絡体制で迅速に業務にあたる。

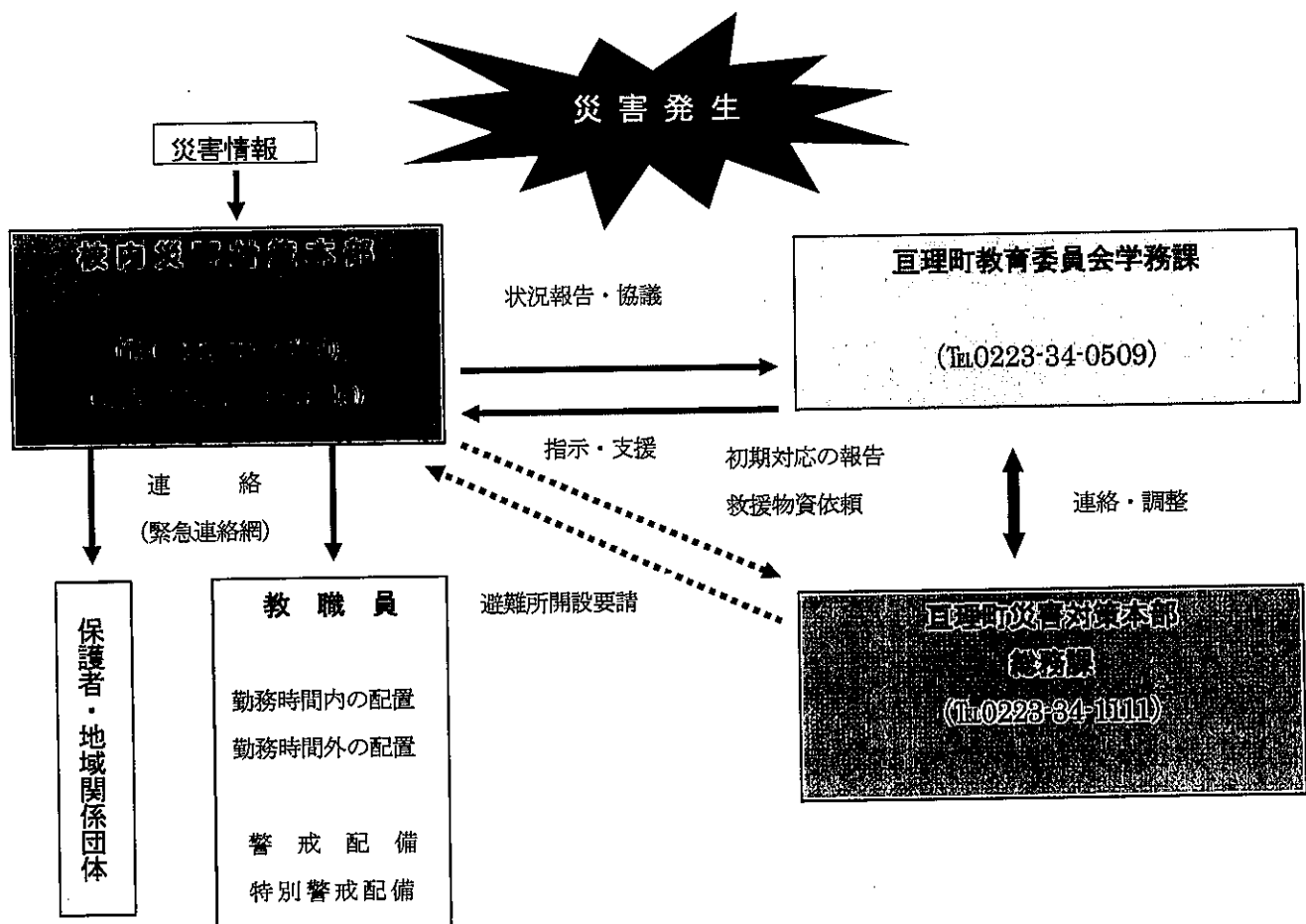
※ 災害の状況に応じて他班の支援体制を考える。(一次緊急対応を優先にする)

※ 本部長代理順位 ①教頭⇒②教務主任(主幹教諭)⇒③防災主任とする。

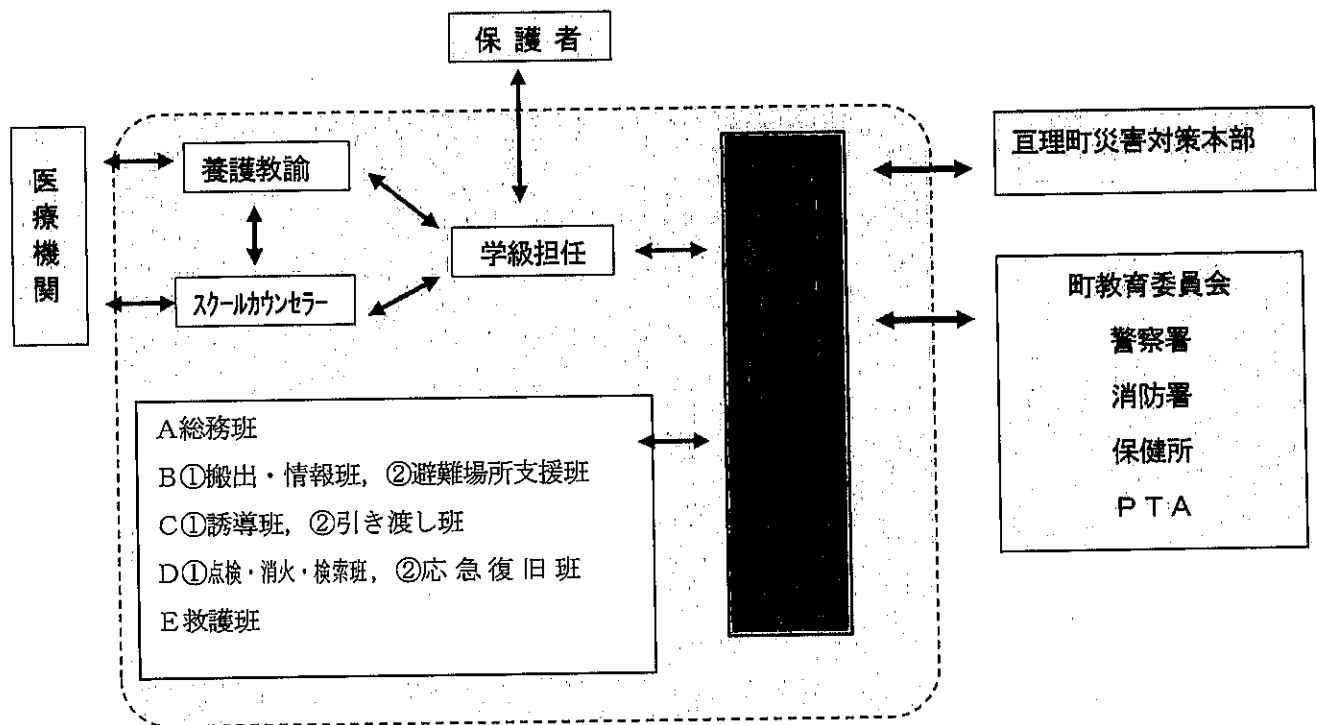
(2) 各班の業務内容 L: 班長

班名	業務内容	主な必要物品
本部 (本部長: 校長) (校長, 教頭, 主幹教諭, 防災主任, 事務)	○校内放送等による連絡や指示 ○応急(緊急)対応の決定 ○各班との連絡調整 ○町教育委員会, 町災害対策本部, PTA等との連絡調整・報告 ○情報収集結果による分析 ○報道機関との連絡・対応	ハンドマイク ホイッスル ラジオ, 本部旗 ライト 乾電池(各種)
A 総務班 L: 教頭(防災)	○学校防災マニュアルによる指示・要請 ○児童への状況説明, 校内通信網の確保 ○関係機関, 報道機関, 地域との連絡・情報収集 ○通信内容, 決定事項, (行動記録) ○引き渡し対応の事前の取り決め ○引き渡し場所の指定	学校防災マニュアル 学校施設配置図 緊急時等対応記録票
B ① 搬出・情報班 L: 主幹(事務)	○重要書類等の搬出・保管 ○情報収集(ラジオ, ワンセグ, 防災無線等) ○メール配信, 電話・災害用伝言ダイヤル, 防災無線を活用しての対応 ○行動記録	家庭環境調査票 引き渡しカード(避難・安否確認カード) PC, 学校携帯電話等
B ② 避難場所支援班 L: 主幹(事務)	○町総務課安全対策班と連携しての支援 ○避難場所(避難所)開設がない場合は, 避難誘導, 救護等の他班を支援する。 ○水をポリタンクに入れ, 断水に備える。	救援物資は, 町総務課で準備 放送機材, カラーコーン各種表示, ベスト, ポリタンク
C ① 誘導班 L: 上主(各担任)	○揺れがおさまった直後の安否確認 ○負傷状況の把握と本部への報告 ○安全な避難経路を確認しての避難誘導 ○行方不明の児童, 教職員を本部に報告 ○児童管理と情報伝達, 児童の心のケア ○(行方不明児童の検索)	ハンドマイク ホイッスル ライト
C ② 引き渡し班 L: (6)年担(各担任)	○引き渡し作業 ○児童管理と児童の心のケア	引き渡しカード 引き渡し一覧表 ハンドマイク
D ① 点検・消火・検索班 L: 防災班員: 業務	○火災が発生した場合の初期消火 ○不明児童の検索<※必要に応じて> ○被害状況の確認 ○校舎, その他施設被害の調査と本部への報告 ○初期消火の必要がない場合は, 避難誘導, 救護等の他班の支援 ○ガスの元栓の閉鎖, 火の元の確認 ○化学薬品・危険物の確認	消火器 のこぎり, バール 学校施設配置図 危険表示, 立ち入り禁止表示
D ② 応急復旧班 L: 防災班員: 図書支援	○被害状況の把握 ○ライフライン被害状況の把握と本部へ報告 ○危険箇所の応急処置 ○「立入禁止」「使用禁止」等の表示	トラロープ 各種表示 各種工具
E 救護班 L: 養教	○緊急医薬品, 担架の持ち出し(AED含む) ○負傷者の応急手当 ○救護所の設営(保健室が使えない状況) ○医療機関への搬送・連絡	医薬品, AED 担架, 毛布 シート

I-5 情報連絡体制図



学校組織 (校内災害対策本部)



I-6 災害発生時の対応

児童は大災害時において恐怖心に襲われ、パニック状態になることが予想される。

「備えあれば憂いなし」、災害発生時の対応は、事前の備えが肝要である。そこで、様々な災害発生時の対応について、①事前準備、②事前の共通理解、③事前指導の徹底を行うこととする。災害が発生した場合、教職員は落ち着いて行動し、児童に対して的確な指示を行うと共に、児童一人一人を把握し、安全な避難誘導に努めることが必要である。

教職員の対応・指導基準

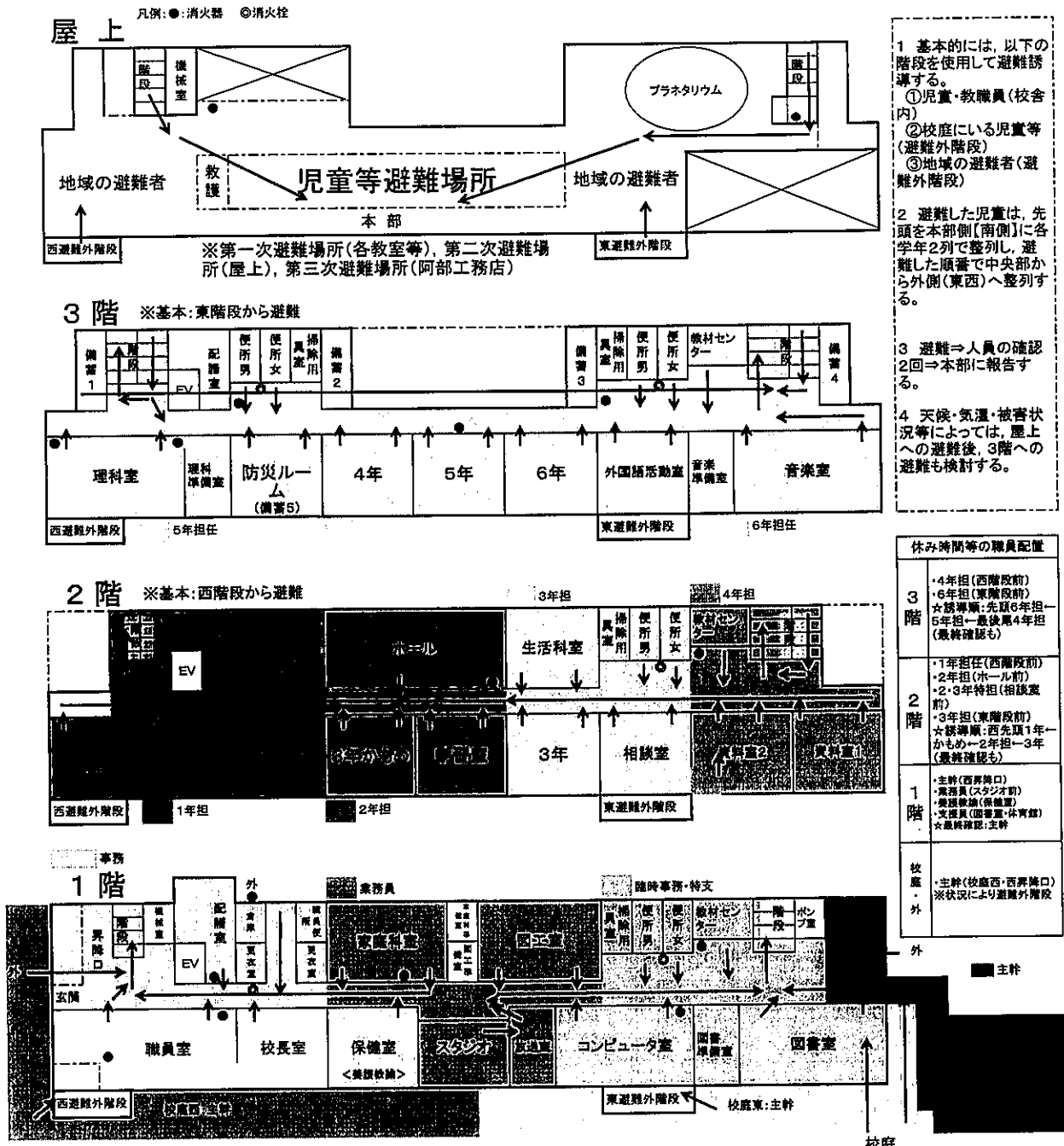
児童の安全確保を第一とする

- 1 お・は・し・も（おさない・走らない・しゃべらない・もどらない）を合言葉に児童を誘導すること。
- 2 心身に障害のある児童の安全確保を優先すること。
- 3 災害発生後、一次避難した場合は、児童の安否確認を必ず行うこと。（2回）
- 4 校舎内や施設設備（以下「校舎内等」）の被害状況によっては、校舎内等の避難順路を変更し誘導すること。
- 5 避難の際は、本部は引き渡しカード（避難・安否確認カード）や家庭環境調査票を携帯すること。
- 6 情報収集や状況を本部に確実にに行い、「報告・連絡・相談」を基本とすること。

巨理町立荒浜小学校 地震⇒津波 防災マニュアル(簡略版)

大地震発生(おおじしんはっせい) ※職員ヘルメット・ベスト着用							
大地震(おおじしん)	安全確保(あんぜんかくほ) ※一次避難(いちぢひなん)	あらはましようのよいこ	校長・教頭・安全ほうそう(ハンドマイク)	事務・図書支援(情報収集など)	担任(誘導・児童管理など)	主幹教諭(点検・誘導など)	養教など(救護など)
きょうしつ ろうか とくべつきょうしつ こうてい たいいくかん など	「あたまをまもり」 「おちてこない」 「たおれてこない」 「はしよへ」 ※ぼうさいずきん などであたまをまもる	「じしんです。(じしんがきます。) あんぜんをかくほしなさい。」	○テレビ(ワンセグ)、ラジオ、防災無線など ○携帯電話	○ドアを開け ○落ち着かせ ○暖房機などの消火をする	○避難経路確保(昇降口、避難外階段等) ○安全点検 ○誘導準備	○病人や負傷者の搬送準備 ○火元消火・確認	
津波(つなみ)							
二次避難(にじひなん)	「おさない」 「はしらない」⇒はしるときもある 「しゃべらない」 「もどらない」 「こないところ」へ 「たかいところ」へ	「つなみがくるおそれがあります。おくじょうひなんしなさい。」など	☆非常持出品 「男用名簿」、 「引当品」 「カード(避難・安全確保用)」、 「避難経路案内」、 「避難場所」 「防災無線(子機)」、 「持ち出し袋」 など ○情報収集 など	○避難誘導 ○安否確認 ○人員点呼(2回) ○担任⇒教頭⇒校長へ	○避難誘導(昇降口、避難外階段等) など	○病人や負傷者の搬送 ○教護所準備・搬出	
三次避難(さんぢひなん) ※状況により、一次避難場所の場合も	※火事(かじ)のときやうしやが大(おお)きくわれるおそれがあるときなど 阿部工務店 など (あべこうむてん など) <かじ・とうかいのおそれなどのとき>	「かじ(こうしうしやがある)のおそれがあるのうしじにしたいが、あべこうむてんにひなんしなさい。」 など	○情報収集・記録 ○誘導指示	○避難誘導 ○安否確認 ○人員点呼(2回) ○担任⇒教頭⇒校長へ	○避難誘導 ○保護者・地域住民等の誘導 ○先遣隊の場合も	○病人や負傷者の搬送 ○教護所準備・搬出 ○心のケア など	
荒浜小学校災害対策本部設置							
※津波警報・大津波警報発令中は、保護者への引き渡しを実施しない。							
事後対応	※対応協議(待機、引き渡し)、保護者への連絡(メール等)、町教委への連絡、関係機関への連絡、救助要請、緊急一時避難場所開設準備 など						

避難経路図<地震⇒津波> (1)在校時<①通常時(校舍使用時)>

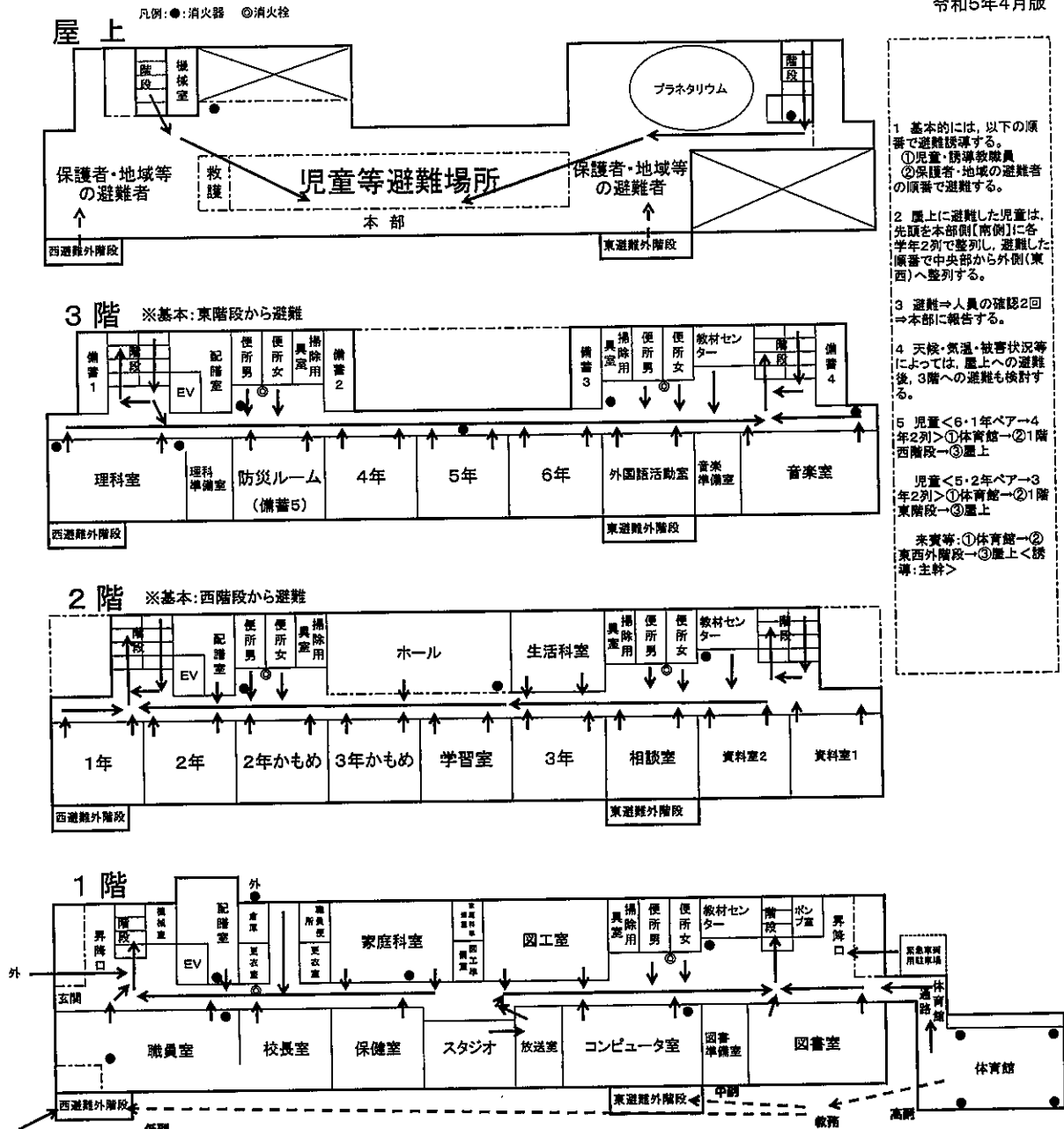


<地震⇒津波> (1)在校時 ※下記を基本とするが、状況に応じて対応する。 凡例 L:リーダー、M:メンバー

	本部長 校長	総務班 L:教頭	搬出・情報・避難所支援班 L:主幹, M:事務	誘導・引き渡し班 L:6年担任, M:各学年	点検・消火・換気・応急復旧班 L:業務員	教員班 L:養教, M:町支	児童	避難の地域 住民等
事前指導	①「頭を守り」「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ、②津波「こないところへ」「高いところへ」等 ※地域で							
地震・津波	地震⇒大津波警報・津波警報発令⇒津波発生 ※教職員は、防災用ベストとヘルメット着用							
安全確保 安全点検 情報収集	○安全確保・点検指示 ○情報収集指示・分析・判断 ※地震発生や被害大規模化の 場合、阿部工務店の避難も検討 ※津波発生時、屋根等点検	※津波発生時 ○安全確保指示(教頭) ※津波発生時「心」マーク ○1階:安全確保指示(教頭) ○2階:阿(教頭)	○3階:安全確保指示 (教頭) ○情報収集(事務)	※授業中、休み時間、清掃中 ○避難経路等指示 ○危険物からの移動等指示 ○持ち物等指示 ○製品・火気使用時の消火	○給湯・暖房等火元消火・ 確認⇒初期消火 ○理科薬品等確認 ○昇降口、校庭等で児童安 全確保等	※前入、人がいる場合 ○前入、人がいる場合は 確認(教頭) ○東階段(町支) ※前入、人がいない場合 ○東階段(町支) ○ス、火気消火確認	○「あ・お・たい」 「こ・た」の約束で安 全確保をする。	○各学年安全確保 指示 ○円形を総合的 に判断し、適切な 避難場所、避難 経路等を示す
避難指示 避難誘導 安全確認	○追加情報収集・分析 ○避難指示 ○安全確認指示	○1階:避難命令(教頭) ○2階:阿(教頭) ※安全確保指示と同様 ○安全確保指示(校長) ○安全確保指示(校長) へ	○3階:避難命令(教頭) ※安全確保指示と同様 ○非常品搬出・情報収 集・対応記録(事務)	○避難経路 ○誘導中の安全確保 ○誘導後⇒安全確認(点呼2 回)⇒報告	○地域住民等の避難誘導 (昇降口等)	○病気・負傷者応急手当 ○搬送 ○心のケア等	○津波等の避難命令を 踏みに踏む「お・は し」の約束で指示 を伝達する。 ○付が等の場合は、組 員に報告する。	○職員の手配に 従い、迅速、冷静 に避難外階段を 使い屋上へ避難 する。
災害対策本部設置	災害対策本部設置							
避難場所待機 検索・消火・応急 手当等	○避難場所待機指示 ○児童検索指示 ○消火応急指示 ○報告指示 ○大津波警報、津波警 報発生時は、原則引き 返しはしない。	○町支への報告(教頭) ○緊急連絡への連絡 ○教頭要請等(教頭)	○地域住民等世話・全 体指示(教頭) ○情報収集・記録 (事務)	○避難場所待機 ○児童の世話	○児童検索 ○火災消火作業 ○緊急応急処置等 ○地域住民等の世話	○病気・負傷者応急手 当 ○心のケア等	○児童同士が励 まし、助け合う。	○職員の手配に 従い、屋上で東西 に分かれ待機 する。
事後対応処置	事後対応処置(被害状況把握、避難場所世話、備蓄品搬出・配付、引き渡し準備、支援要請、関係機関への連絡・報告、保護者への連絡等)							

避難経路図(屋上) <地震⇒津波> (1) 在校時 <②体育館使用時: 入学式・学習発表会・卒業式等>

令和5年4月版



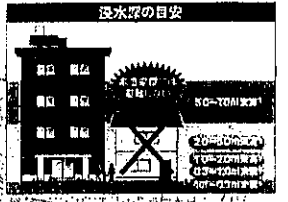
- 1 基本的には、以下の順番で避難誘導する。
①児童・誘導教職員
②保護者・地域の避難者の順番で避難する。
- 2 屋上に避難した児童は、先頭を本部側(南側)に各学年2列で整列し、避難した順番で中央部から外側(東西)へ整列する。
- 3 避難⇒人員の確認2回⇒本部に報告する。
- 4 天候・気温・被害状況等によっては、屋上への避難後、3階への避難も検討する。
- 5 児童<6・1年ペア→4年2列>①体育館→②1階西階段→③屋上
児童<5・2年ペア→3年2列>①体育館→②1階東階段→③屋上
来賓等: ①体育館→②東西外階段→③屋上<誘導: 主幹>

<地震⇒津波> 卒業式 ※下記を基本とするが、状況に応じて対応する。 凡例 L:リーダー、M:メンバー

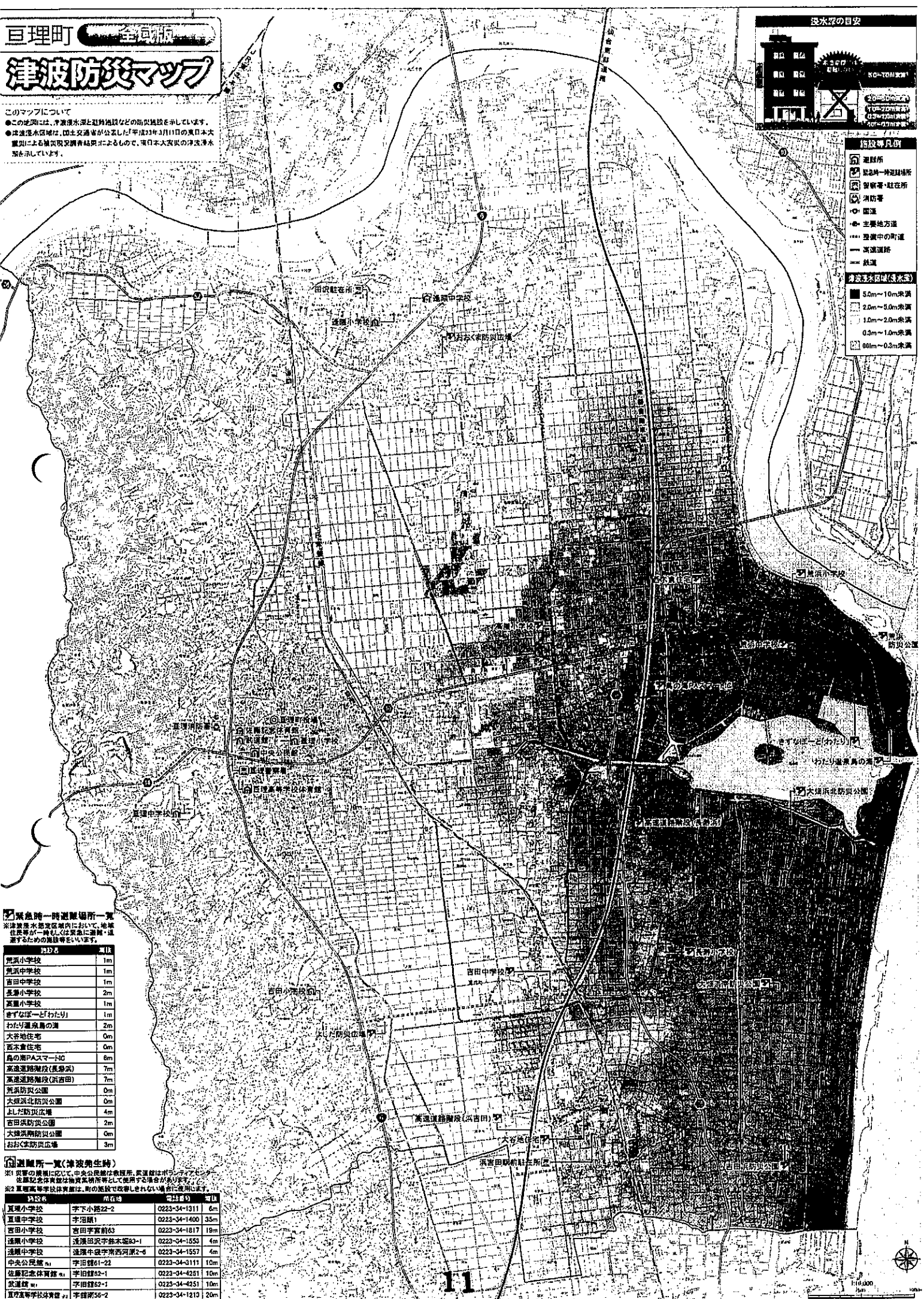
	本部長 校長	総務班 L:総務、M:防災	演出・情報・避難所支援班 L:主幹、M:事務	誘導・引き渡し班 L:6年組、M:各学組	点検・消火・検査・応急処置班 L:業務員	教護班 L:教務、M:PT	児童	6年保護者・来賓等 (式参加)
事前指導	①「頭を守り」「落ちてこない」「傾けてこない」「移動してこない」場所へ、②津波「こないところへ」「高いところへ」等							
地震・津波	地震⇒大津波警報・津波警報発令⇒津波発生 ※教職員は、防災用ベストとヘルメット着用							
安全確保 安全点検 情報収集	○安全確保・点検指示 ○情報収集指示・分析・判断 ※地震発生時の点検・確認事項 ※火災発生時や被害大規模発生時の場合、別班と連携して避難誘導・避難場所へ誘導	※放送使用可能時<放送> ○安全確保指示(教務) ※放送不可時<ハンドマイク> ○情報収集(防災)	○安全確保指示(教務) ○情報収集(事務) ※職員室待機(事務)	○児童の集結(各学組) ○班長確保等指示 ○危険物からの移動等指示 ○落ち物からの移動	○避難誘導・点検⇒初期消火(上) ○避難誘導の班長 ○緊急学校支援員:3階→1階上 →1階下 ○緊急学校支援員:2階→1階上 →1階下 ○業務員:1階→報告	※前入、人がいる場合 ○前入(事務) ○避難必須(特別学校支援員) ※前入、人がいない場合 ○避難所支援員 ○点検・消火・確認	「あ・お・たい」 の「た」の約束で安全確保をする。	○避難の保護等を行う。
避難指示 避難誘導 安否確認	○追加情報収集・分析 ○避難指示 ○安否確認指示	○避難命令(教務・防災) ※安全確保指示と同様 ○安否報告(教務)⇒校長へ	○避難経路(教務・来賓等) ※避難経路下での東西階段への振り分け ○非常物品搬出・情報収集・対応記録(事務)	○児童避難誘導(6年組) ○班:6・1年ペア→4年2列の順番で 班:5・2年ペア→3年2列の順番で ○班中の安否確認 ○避難後⇒安否確認(点検2回)⇒教務へ報告	○失火・保護の誘導 ○体育館外での誘導・上至 →中庭と連携して実施 ○東階段外階段:緊急学校支援員 東階段外階段:業務員	○病気・負傷者応急手当 ○搬送 ○心のケア等	○放送等の避難命令を 特にお知らせ「お・た・い」の約束で同時に 促し避難誘導する。 ○班長等の場合は、班 長に報告する。	○職員の手指示に 従い、迅速・冷静 に指定の避難場 所に避難する。
災害対策本部設置	災害対策本部設置							
避難場所待機 検査・消火・応急 手当て等	○避難場所待機指示 ○児童検査指示 ○消火応援指示 ○報告指示 ○大津波警報、津波警報 発令中は、原則引き 返しをしない。	○町教委への報告(教務) ○関係機関への連絡 ○教務要領等(防災)	○地域住民等世話・全 体指示(教務) ○情報収集・記録 (事務) ○メール配信(教務) ※可能な場合	○避難場所待機 ○児童の世話 ○保護者・地域住民等世話	○児童検査 ○火災消火作業 ○緊急応急処置等 ○保護者・地域住民等の 世話	○病気・負傷者応急手当 ○心のケア等	○児童同士が助 まし、助け合う。	○職員の手指示に 従い、迅速・冷静 に指定の避難場 所に避難する。
事後対応処置	事後対応処置(被害状況把握、避難場所等での世話、備蓄品搬出・配付、引き渡し準備、支援要請、関係機関への連絡・報告、保護者への連絡等)							

津波防災マップ

このマップについて
 ●この地図には、津波浸水予測と避難場所などの防災情報を示しています。
 ●津波浸水予測は、国土交通省が公表した「平成23年3月11日の東日本大震災」による被災状況調査結果に基づき、東日本大震災の津波浸水予測を示しています。



- 施設等凡例**
- 避難所
 - 緊急一時避難場所
 - 警察署・駐在所
 - 消防署
 - 国道
 - 主要地方道
 - 整備中の町道
 - 高速道路
 - 鉄道
- 津波浸水予測(浸水高)**
- 5.0m~10.0m未満
 - 2.0m~5.0m未満
 - 1.0m~2.0m未満
 - 0.2m~1.0m未満
 - 0.0m~0.2m未満



緊急時一時避難場所一覧
 ※津波浸水想定区域内において、地域住民等が一時的に避難し得る場所を指します。

施設名	高さ
荒原小学校	1m
荒原中学校	1m
吉田中学校	1m
長瀬小学校	2m
高重小学校	1m
きずなぽーと「わたり」	1m
わたり温泉島の海	2m
大谷地住宅	0m
西木倉住宅	0m
島の神戸AスマートC	8m
高瀬道路階段(長瀬浜)	7m
高瀬道路階段(西吉田)	7m
荒原防災公園	0m
大塚浜北防災公園	0m
上しだ防災広場	4m
吉田浜防災公園	2m
大塚浜南防災公園	0m
おおくま防災広場	3m

避難所一覧(津波発生時)

※1 災害の規模に応じて、中央公民館や倉庫等、民間施設は指定避難所として使用される場合があります。
 ※2 児童高等学校体育館は、雨の降注で収容しきれない場合に使用します。

施設名	所在地	電話番号	収容人数
荒原小学校	字下小路22-2	0223-34-1311	6m
荒原中学校	字沼原1	0223-34-1400	35m
吉田小学校	吉田字宮前63	0223-34-1817	19m
長瀬小学校	長瀬田沢字赤木地蔵4-1	0223-34-1858	4m
遠藤中学校	遠藤牛込字西河原2-6	0223-34-1557	4m
中央公民館	字旧館61-23	0223-34-0111	10m
佐藤記念体育館	字旧館62-1	0223-34-4251	10m
武蔵館	字旧館62-1	0223-34-4251	10m
荒原高等学校体育館	字館前56-2	0223-34-1210	20m



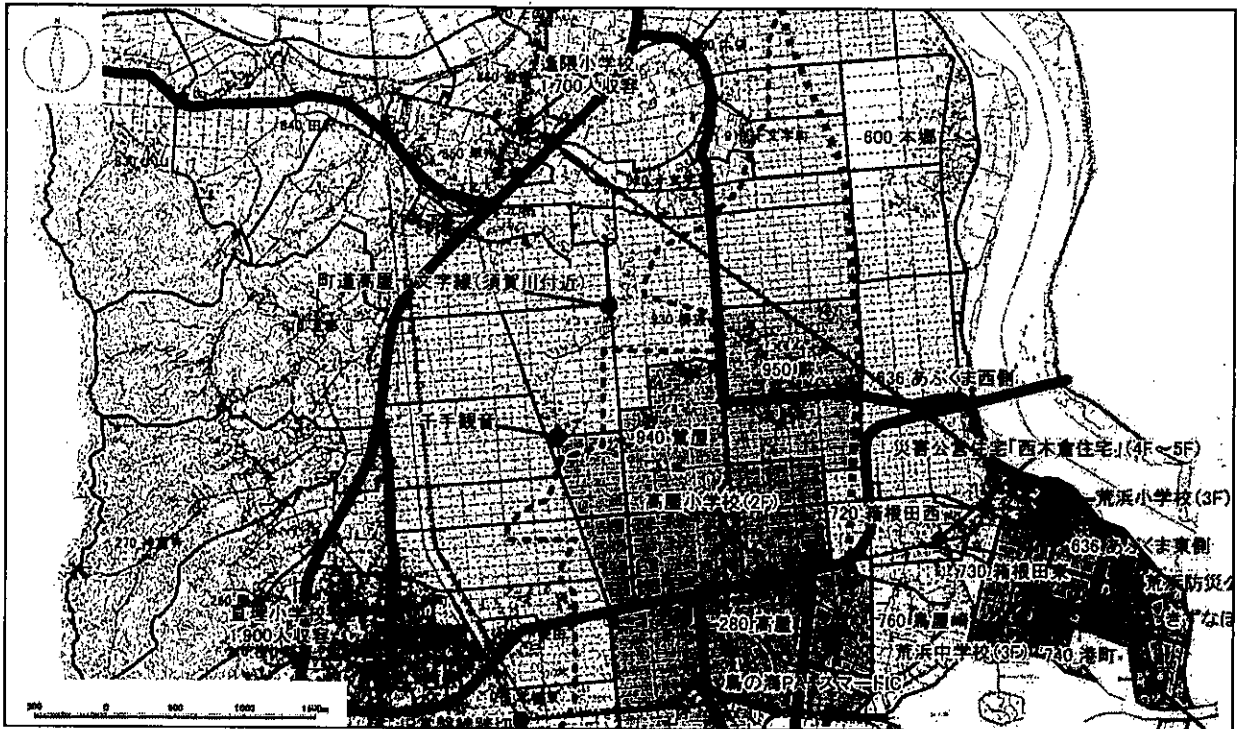
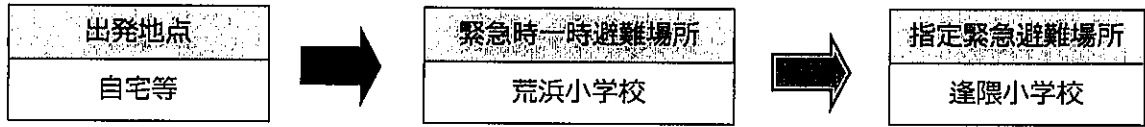
指定緊急避難場所一覧

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類						想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	
1	亶理小学校	亶理町字下小路22-2	○	○	○	○	○	○	5300
2	亶理中学校	亶理町字沼頭1	○	○	○	○	○	○	11900
3	荒浜小学校	亶理町荒浜字隈潟67				○		○	1800
4	荒浜中学校	亶理町荒浜字東木倉70-1				○		○	3300
5	吉田小学校	亶理町吉田字宮前63	○	○	○	○	○	○	1700
6	吉田中学校	亶理町吉田字松元238-14				○		○	4300
7	長瀬小学校	亶理町長瀬字南原193-76				○		○	3200
8	逢隈小学校	亶理町逢隈田沢字鈴木堀93-1				○	○	○	3100
9	逢隈中学校	亶理町逢隈牛袋字南西河原2-6				○	○	○	3600
10	高屋小学校	亶理町逢隈高屋字保戸原54-2				○		○	2400
11	亶理町中央公民館	亶理町字旧館61-22	○	○	○	○	○	○	400
12	佐藤記念体育館	亶理町字旧館62-1	○	○	○	○	○	○	600
13	武道館	亶理町字旧館62-1	○	○	○	○	○	○	300
14	荒浜体育館	亶理町荒浜字中野33				○		○	450
15	荒浜地区交流センター	亶理町荒浜字中野33				○		○	700
16	B&G海洋センター体育館	亶理町逢隈田沢字鈴木堀6-7				○		○	1600
17	逢隈地区交流センター	亶理町逢隈田沢字鈴木堀6-8				○		○	300
18	農村創作活動センター (宮前野球場含む)	亶理町吉田字宮前58-1	○	○	○	○		○	2050
19	吉田地区交流センター	亶理町吉田字大塚185				○		○	1800
20	吉田体育館	亶理町吉田字大塚172				○		○	
21	郷土資料館・図書館	亶理町字西郷140				○		○	1850

巨理町津波避難計画(令和4年4月1日版)』よ1)

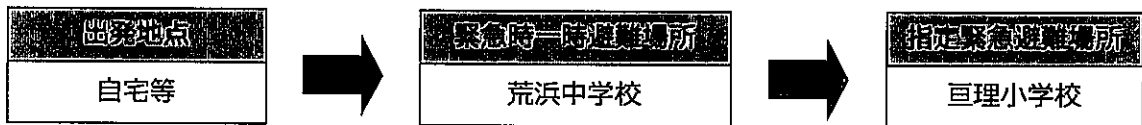
8. あぶくま東側

避難方法：徒歩による垂直避難を行います。



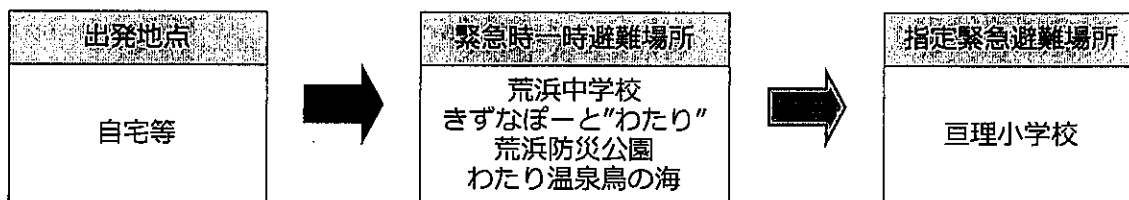
9. 箱根田東

避難方法：徒歩による垂直避難を行います。



10. 港町

避難方法：徒歩による垂直避難を行います。



11. 開墾場

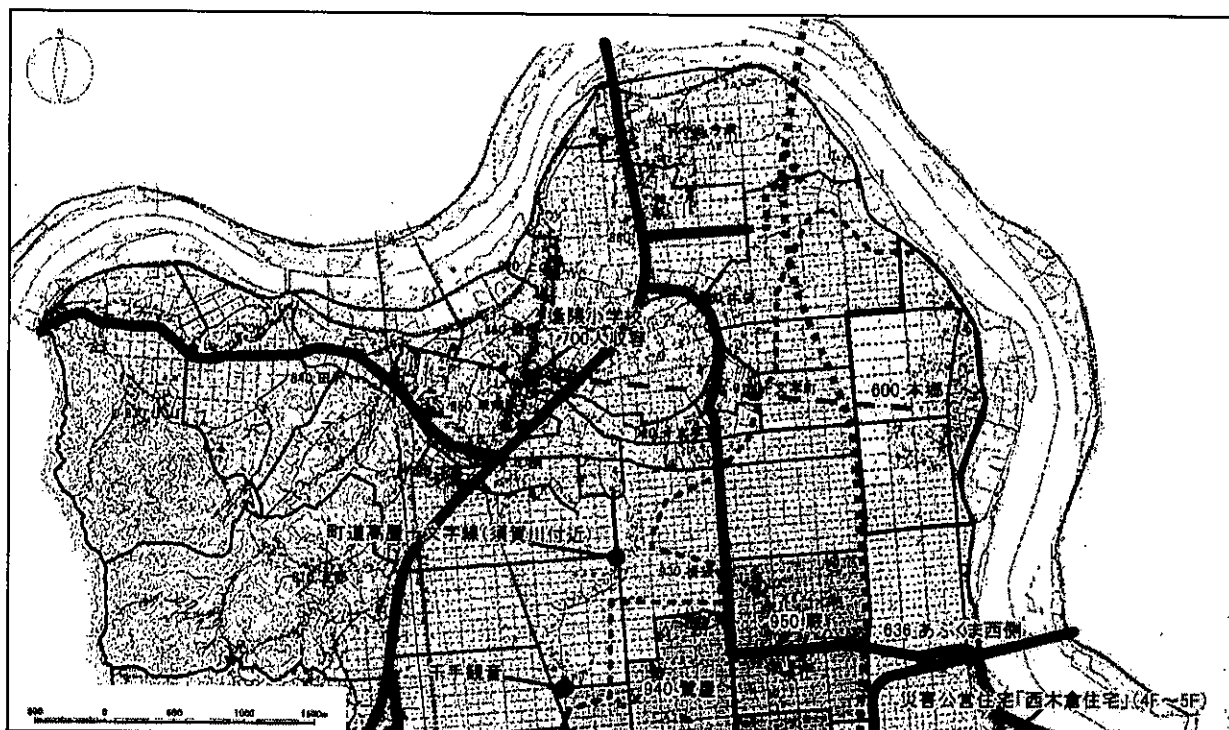
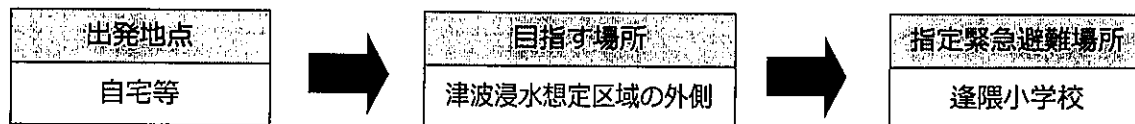
避難方法：徒歩による垂直避難を行います。



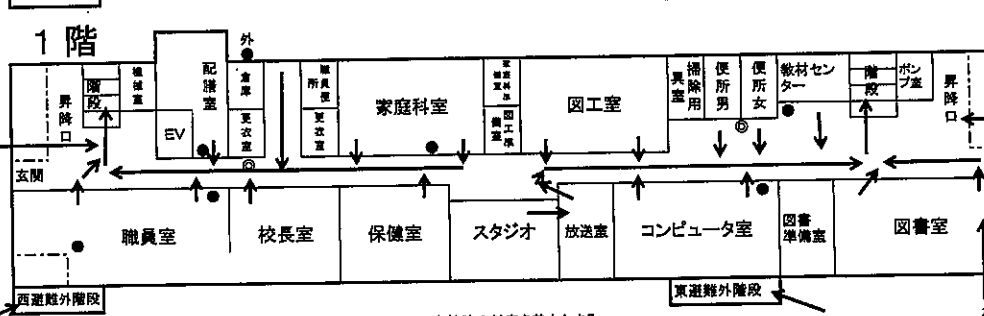
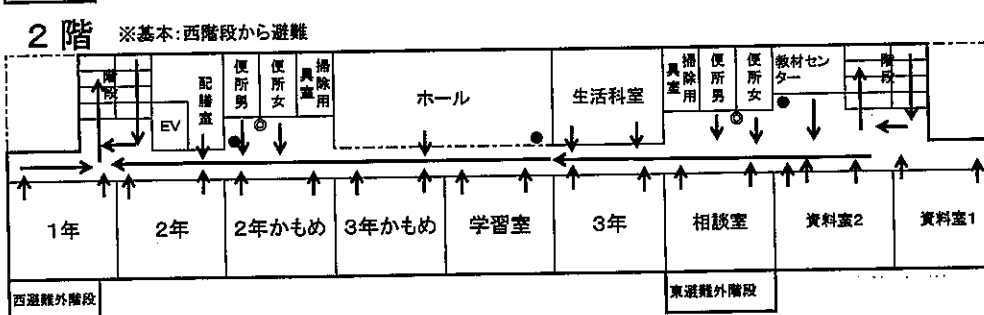
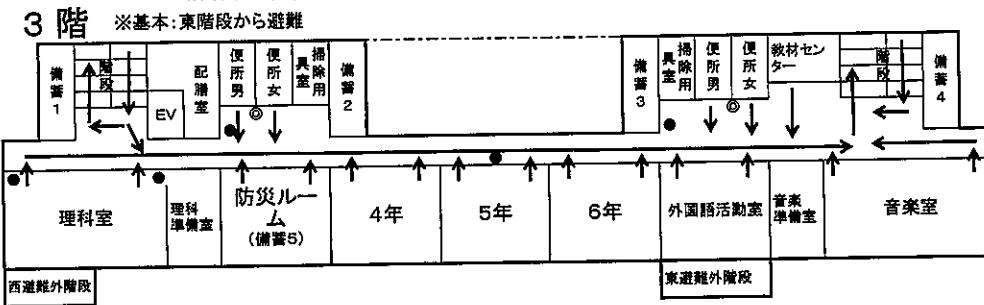
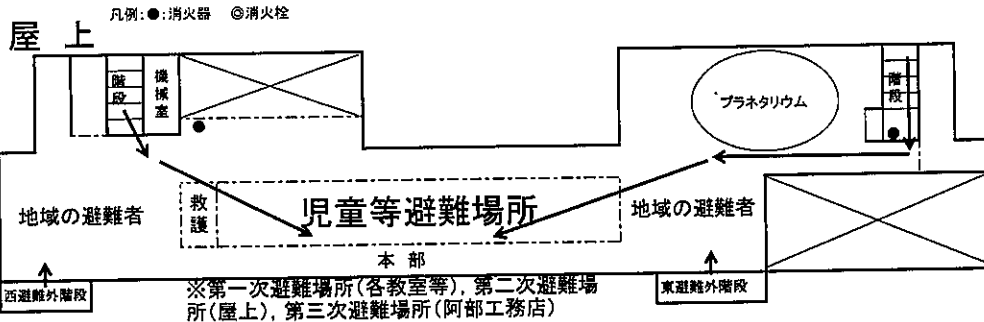
12. 本郷

避難方法：

☆避難時に自動車を利用できる方：自動車による水平避難を行います。



荒浜小学校 避難経路図<地震⇒津波> (2) 登下校時



- 1 基本的には、以下の階段を使い避難誘導する。
①児童・教職員(校舎内)
②校庭にいる児童(避難外階段)
③地域の避難者(避難外階段)
- 2 避難した児童は、先頭を本部側【南側】に各学年2列で整列し、避難した順番で中央部から外側(東西)へ整列する。
- 3 避難⇒人員の確認2回⇒本部に報告する。
- 4 天候・気温・被害状況等によっては、屋上への避難後、3階への避難も検討する。
- 5 登下校途中の場合は、教職員の配置を地区割り当てに従って行う。

3階	・5年組(西階段前) ・6年組(東階段前) ★誘導員: 先頭5年組→5年組一最後尾4年組(最終確認も)
2階	・3年組(東階段前) ・1年組(西階段前) ・2年組(ホール前) ★誘導員: 西1年組→2年組一最後尾3年組(最終確認も)
1階	・主幹(昇降口) ・業務員(スタジアム前) ・支援員(図書室・体育館) ★最終確認: 主幹
校庭・外	・主幹(校庭) ※状況により避難外階段

<地震⇒津波> (2) 登下校時 ※在校時の対応を基本とする。 ※避難の住民は、在校時と同様に避難する。 凡例 L:リーダー, M:メンバー

本部長 校長	総務班 L:教職, M:防災	発出・情報・避難所支援班 L:主幹, M:事務	誘導・引き渡し班 L:6年組, M:各学年	点検・消火・検査・応急復旧班 L:緊急学校支援員, M:業務員	教護班 L:養教, M:町支	出動・帰宅途中 の職員	児童
事前指導 ①「頭を守り」「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ、②津波「ないところへ」「高いところへ」等							
地震・津波 地震⇒大津波警報・津波警報発令⇒津波発生 ※教職員は、防災用ベストやヘルメット着用							
安全確保 安全点検 情報収集	○安全確保・点検指示 ○情報収集指示・分析・判断 ※地震発生後、校舎内を巡回し、児童の安全を確認する。校舎外へ避難する児童の安全を確認する。校舎内へ避難する児童の安全を確認する。校舎外へ避難する児童の安全を確認する。	○3階:安全確保指示(教務) ○情報収集(事務)	※授業中、休み時間、清掃中 ○頭部保護等指示 ○危険物からの移動等指示 ○落ち着かせる等 ○薬品・火気使用時の消火	○給湯・暖房等火元消火・確認⇒初期消火 ○理科用品等確認 ○昇降口、校庭等で児童安全確保等	※昇降口、校庭等での児童安全確保 ○昇降口、校庭等での児童安全確保 ○ガス、火元消火・確認	○状況により登下校中の児童の保護、安全な場所への避難誘導 ○津波警報等が解除されるまで、避難校や立入禁止区域へ入らない。	○「あ・お・たい」「いた」の約束で避難 ○スクールバス:運転手さんの指示に従う。 ○「よい子の防災マニュアル」や「避難・安全確認カード」を基本に安全な場所へ避難する。 ※防災訓練をよく開く。
避難指示 避難誘導 安全確認	○追加情報収集・分析 ○避難指示 ○安全確認指示	○1階:避難命令(教務) ○2階:間(防災) ※安全確保指示と同様 ○安全報告(教職)⇒校長へ	○避難誘導 ○誘導中の安全確保 ○誘導後⇒安全確認(点呼2回)⇒報告	○地域住民等の避難誘導(昇降口等)	○病気・負傷者応急手当 ○搬送 ○心のケア等	○警報発生中は、自宅又は、自宅に近い避難所で待機	
災害対策本部設置							
避難場所待機 検査・消火・応急 手当 ★安全確認・被害状況確認	○避難場所待機指示 ○児童検査指示 ○消火応急指示 ○報告指示 ★安全確認指示 ★被害状況確認指示 ★大津波警報、津波警報発生時は、原則引き渡しはしない。	○町教委への報告(教職) ○関係機関への連絡 ○教職連絡等(防災) ★「安全確認メール」配信	○地域住民等世話・全体指示(教務) ○情報収集・記録(事務)	○児童検査 ○火災消火作業 ○緊急応急処置等 ○地域住民等の世話 ★安全確認 ★電話、メール ○津波警報解除後 ※通学路点検 ※避難所訪問、スクールバス避難場所(直中、通小)へ ※状況により引き渡し	○病気・負傷者応急手当 ○心のケア等	○安全状況や児童の保護状況等の報告(本部へ)	○避難場所や避難所等で、大人に救助や学校、家庭への連絡をお願いする。 ○津波警報等が解除後、教職員や家族が迎えにくるまで待機する。
事後対応処置 事後対応処置(被害状況把握、避難所世話、備蓄品搬出・配付、引き渡し、支援要請、関係機関への連絡・報告、保護者への連絡等)							

荒浜小学校 <地震⇒津波> (3) 校外学習等

※校外学習班のみ被災の場合も

荒浜小学校 (対策本部)			
本部長 校長	総務班 L: 教頭, M: 防災	情報収集・発信班 L: 主幹, M: 事務	他の教職員
責任者A	引率者B	児童	
<p>事前指導</p> <p>①「頭を守り」落ちてこない「倒れてこない」「移動してこない」場所へ、②津波「こないところへ」「高いところへ」等</p>			
<p>地震・津波</p> <p>地震⇒大津波警報・津波警報発令⇒津波発生</p> <p>※在籍の教職員は、防災用ベストとヘルメット着用</p>			
<p>安全確保 安全点検 情報収集</p>	<p>安全確保・点検指示 情報収集指示・分析・判断 ※地震のみの発生、避難経路も検討 ※火災発生や校舎倒壊の場合、阿 部工務店への避難も検討 ※津波避難時間、規模等も検討</p>	<p>※放送使用可能時＜放送＞ ○安全確保指示(教頭) ※放送不可時＜ハンドマイク＞ ○1階:安全確保指示(教頭) ○2階:同(防災)</p>	<p>○「あ、お、た、い」「こ、た」等の約束を守り、避難 ○教職員の指示をよく聞き、慌てないで行動 ○交通機関利用時は、乗務員の指示に従い、安全確保</p>
<p>避難指示 避難誘導 安全確認</p>	<p>○更に情報収集・分析 ○避難指示 ○安全確認指示</p>	<p>○3階:避難命令(教務) ○安全確保指示と同様 ※非常物品撤出・情報収集・対応記録(事務)</p>	<p>○安全確保指示 ○頭部保護指示 ○危険物からの移動等指示 ○落ち着かせせる等 ○薬品・火気使用時の消火 ○病人、けがりの看護 ○昇降口等で安全確保</p>
<p>災害対策本部設置</p>	<p>○避難場所待機 ○児童検索指示 ○消火応援指示 ○報告指示 ○安全確認指示 ★被害状況確認指示</p>	<p>○1階:避難命令(教頭) ○2階:同(防災) ※安全確保指示と同様 ※安全報告(教頭)⇒校長 へ ★校外学習班安全報告⇒校長へ</p>	<p>○指示に従い、迅速安全に避難 ○教職員不在時:周囲の大人の人へ救助要請や安全な場所へ避難 ○通報等解除まで安全な場所まで待機 ○グループ活動時は、事前に決めた連絡先(現地本部)に安全状況を報告</p>
<p>避難場所待機 検索・消火・応急 安全確認・被害状況確認</p>	<p>○避難場所待機 ○児童検索指示 ○消火応援指示 ○報告指示 ○安全確認指示 ★被害状況確認指示</p>	<p>○避難場所待機 ○児童の世話 ○病人、けがりの看護等 ○地域住民等の世話 ○児童検索、応急処置等 ★安全確認 ※電話、メール ※津波警報解除後 ※家庭訪問、避難所訪問 ※引き渡し準備(担任)</p>	<p>○児童検索 ○火災消火作業 ○緊急応急処置等 ○救助要請 ★安全確認 ※電話、メール ※定時連絡 ※関係機関との連携等</p>
<p>事後対応処置</p>	<p>○事後対応処置(被害状況把握、避難所世話、備蓄品撤出・配付、引き渡し、支援要請、関係機関への連絡・報告、被害状況の連絡等)</p>		

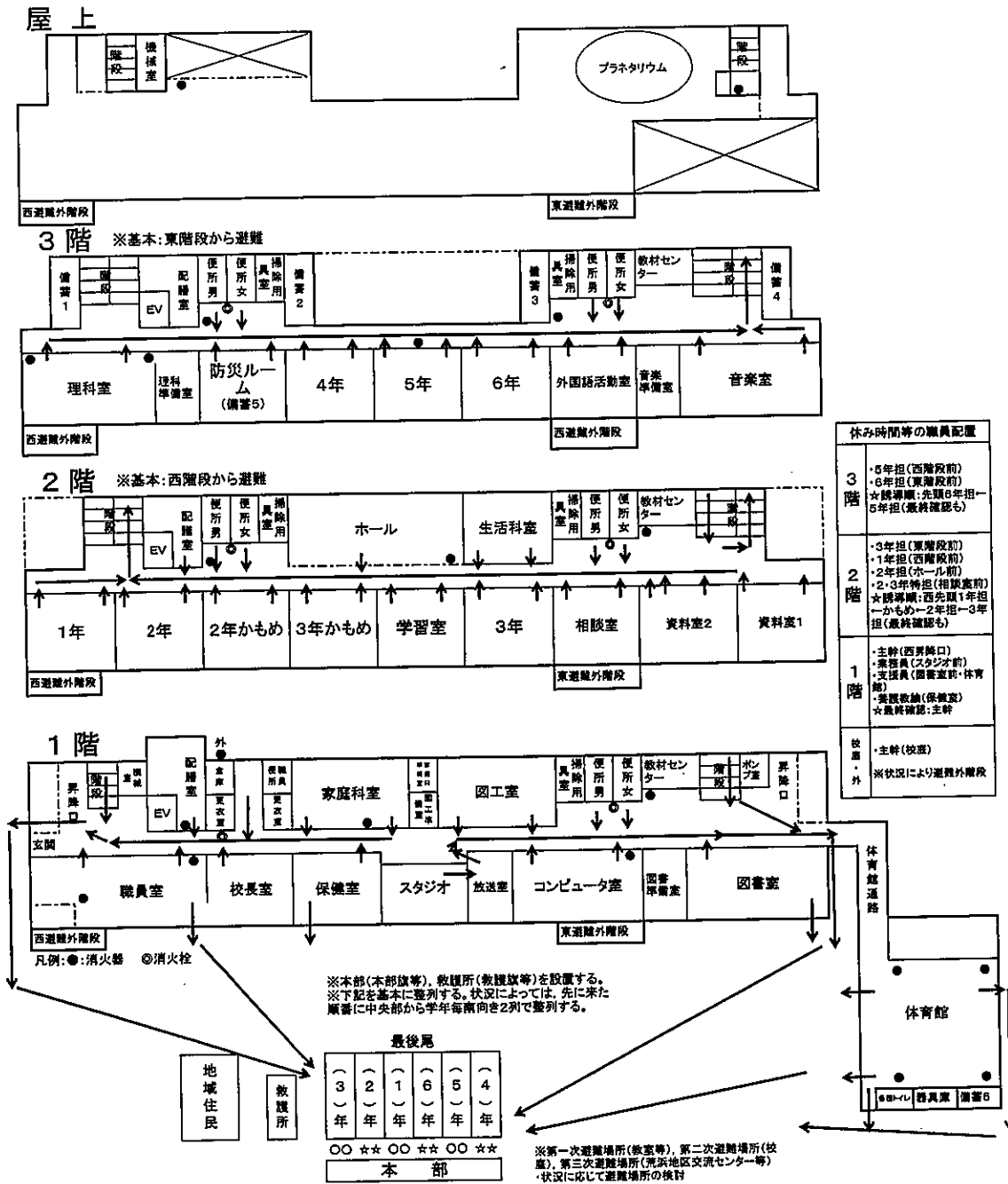
荒浜小学校<地震⇒津波> (4) 学校施設等活用事業時

事業運営者		児童	
事業運営者		児童	
事前指導	①「頭を守り」落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」「場所へ」②津波「にないところへ」「高いところへ」等	避難の地域住民等	※地域等で
地震・津波	地震⇒大津波警報・津波警報発令⇒津波発生		
安全確保 安全点検 情報収集	○安全確保指示、命令、シグナル、防犯無線等、分析・判断(警報等)、負傷者救急、被害状況、避難の状況、天候、流況の把握等を総合的に判断し、避難場所(安全点検)を決定する。 ○児童等の安心感を与え、励ます等	○「あ、お、た、い」の約束で安全確保を行う。	○各自安全確保を行う。 ○情報を総合的に判断し、適切な避難場所、避難経路等を決定する。
避難指示 避難誘導 安全確認	○避難指示・誘導 ○安全確認(2回の確認、参加者名簿で、負傷者数も) ○避難の地域住民の誘導、世話 ○校舎の火災、大規模焼損の場合は、第二避難場所(阿部工務店)等も検討する。 ○教職員がいる場合は、教職員と連携して実施	○「お、は、し、も」の約束で誘導に依り迅速に避難する。 ○けが等の場合は、事業運営者に報告する。	○運営事業者の指示に従い、迅速、冷静に避難外階段を使い屋上へ避難する。
災害対策本部設置	災害対策本部設置		
避難場所待機 津波警報・津波発生 安全確認	○応急手当(負傷者、けが人) ○必要に応じ救助要請、不図者の発生、応急処置、消火活動、救助活動等 ※避難経路解除、津波警報等が解除されるまで待機させる。	○児童同士、励まし、助け合う。	○運営事業者の指示に従い、待機時に必要物品の配付、原簿の心のケア等も実施(活動協力できる方)
事後対応処置	○児童、避難の地域住民、職員等のけが、負傷等の状況、被害状況を町教育委員会学務課へ報告 ○事業の打ち切り等の判断 ○児童等の心のケア等のサポートを行う。	○事業運営者の指示に従い行動する。	○状況に応じて、事業運営者の求めに応じ協力を行う。

荒浜小学校<地震⇒津波> (5) 在宅時(休日・夜間等)

事業運営者		児童	
事業運営者		児童	
事前指導	①「頭を守り」落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」「場所へ」②津波「にないところへ」「高いところへ」等	他の教職員	児童・保護者
地震・津波	地震⇒大津波警報・津波警報発令⇒津波発生		
安全確保	○安全確保 ○情報収集・分析・判断 ○避難(自身、家族等)等 大津波1人のかみの場合等「避難・安全確認カード」を参考に避難		
災害対策本部設置	災害対策本部設置(※自分の安全を確保した上で依頼にあたる。津波注意報以上が発令中は、学校を含め避難区域には立ち入らない。) ※1教職員初動マニュアルに基づき行動する。 ①1号配備(津波警報、震度4以上等→校長、教頭、該当教職員) ②2号配備(津波警報、震度5弱等→校長、教頭、該当教職員) ③3号配備(震度5強以上等→全教職員)等		
情報収集 安全確認 待機	○校長からの指示・協議等(教頭) ○安全確認メール配信サブ・電話連絡(防災) ○情報収集(教頭・防災) ○警報等解除まで待機<自宅又は自宅から近い避難所>	○情報収集 ○電話連絡<連絡網で> ○安全確認メール配信(教務) ○警報等解除まで待機<自宅又は自宅から近い避難所>	○情報収集 ○避難場所等安全な場所待機(家族等) ○安全確認(家族等) ○安全報告 (安全確認メール)で学校へ状況報告)
被害状況確認 安全確認	○警報等解除後、施設、通学路等の被害状況確認等への連絡 ○関係機関等への連絡	○警報等解除後、施設、通学路等の被害状況確認等報告 ○関係機関等への連絡	○家族等の安全確認等 ○警報等解除後、安全確認未報告家庭⇒学校へ安全状況報告
事後対応処置	○対応について町教育委員会学務課等と協議 ○町校長会等での協議	○校長指示⇒対応連絡等(教務等)	○対応の共通理解と指示にもとづく措置

荒浜小学校 避難経路図<地震のみ> (1)在校時



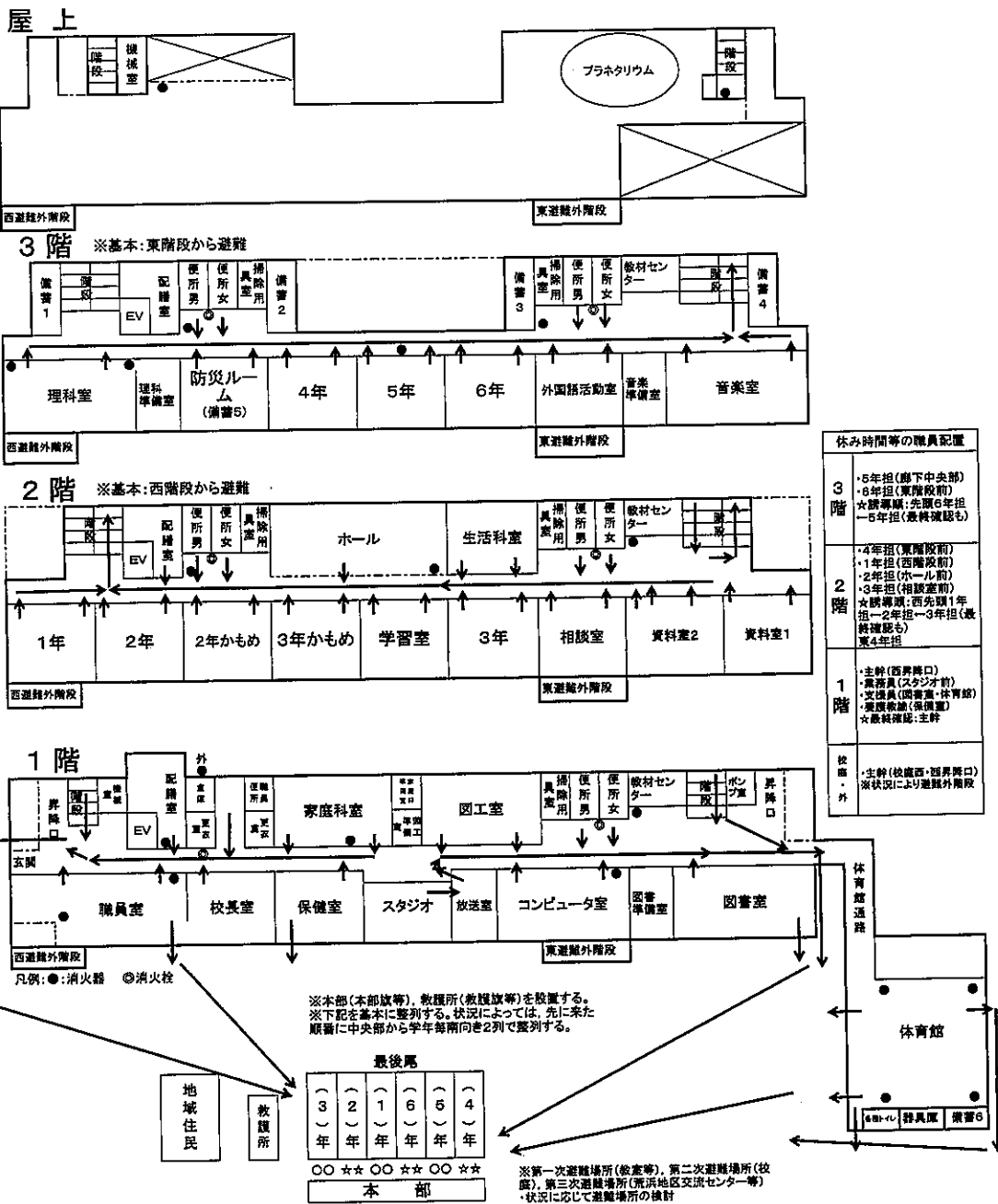
<地震のみ> (1)在校時

※下記を基本とするが、状況に応じて対応する。

凡例 R:リーダー、M:メンバー

本部長 校長	総務班 R:教頭、M:防災	給出・情報・連絡所支援班 R:主幹、M:事務	誘導・引き渡し班 R:8年担、M:各学年	点検・消火・後援・応急復旧班 R:教頭、M:町支	児童	避難の地域住民等
事前指導 ①「頭を守り」「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ、②「押さない」「走らない」「しゃべらない」「戻らない」等 地震 ※教職員は、防災用ベスト、ヘルメット着用						
安全確保 安全確保 安全点検 情報収集	当該班使用可能時<超過> ○安全確保指示(教頭) ○誘導指示(教頭) ○誘導指示(教頭) ○安全確保指示(教頭) ○誘導指示(教頭) ○安全確保指示(教頭)	○3階:安全確保指示(教頭) ○情報収集(事務)	※授業中、休み時間、清掃中 ○班長等指示 ○班長等指示 ○班長等指示 ○班長等指示 ○班長等指示	○給湯・暖房等火元消火・確認 ○初期消火 ○避難用品等確認 ○昇降口、校庭等で児童安全確保等	※誘導員、人がいる場合 ○誘導員、人がいる場合 ○誘導員、人がいる場合 ○誘導員、人がいる場合 ○誘導員、人がいる場合	○各学年安全確保 ○各学年安全確保 ○各学年安全確保 ○各学年安全確保 ○各学年安全確保
避難指示 避難誘導 安全確認	○1階:避難命令(教頭) ○2階:誘導指示 ○安全確保指示と同時 ○安全確保指示(教頭)=校長へ	○3階:避難命令(教頭) ○安全確保指示と同時 ○誘導員指示(事務)	○避難誘導 ○誘導中の安全確保 ○誘導中の安全確保 ○誘導中の安全確保	○地域住民等の避難誘導(昇降口等)	○病室・負傷者応急手当 ○搬送 ○心のケア等	○避難中の児童等を 誘導に付き「おはしーん」のかけ声と共に 誘導に誘導する。 ○誘導の場合は、前 方に誘導する。
災害対応 本部旗等						
避難場所待機 誘導・消火・ 応急手当等	○町支への報告(教頭) ○関係機関への連絡 ○避難要請等(防災)	○地域住民等世話・全 体指示(事務) ○情報収集・記録 ○報告指示	○避難場所待機 ○児童の世話	○児童誘導 ○火災消火作業 ○緊急応急処置等 ○地域住民等の世話	○病室・負傷者応急手当 ○心のケア等	○職員の手配に従い、 児童の誘導を 待機する。
事後対応 事後対応(被害状況把握、避難場所世話、備蓄品検出・配付、引き渡し準備、支援要請、保護者・関係機関への連絡・報告等) ※震度5弱以上で原則引き渡し						

荒浜小学校 避難経路図<地震のみ> (2) 登下校時



休み時間等の職員配置

3階	・5年担(廊下中央部) ・6年担(東階段前) ・女誘導員:先頭6年担 ・5年担(最終確認も)
2階	・4年担(東階段前) ・1年担(西階段前) ・2年担(ホール前) ・3年担(相談室前) ・女誘導員:西先頭1年担 ・2年担→3年担(最終確認も) ・東4年担
1階	・主幹(西昇降口) ・副主幹(スバル前) ・支保員(図書室、体育館) ・養護教諭(保健室) ・最終確認:主幹
校庭・外	・主幹(校庭西・西昇降口) ※状況により避難外階段

<地震のみ> (2) 登下校時

※在校時の対応を基本とする。
※避難の住民は、在校時と同様に避難する。 凡例 L:リーダー、M:メンバー

	本部長 校長	総務班 L:教護、M:防災	備出・情報・避難所支援班 L:主幹、M:事務	誘導・引き渡し班 L:6年担、M:各学年	点検・消火・検点・応急対応班 L:業務員	教護班 L:養教、M:町支	出動・帰宅途中 の職員	児童	
事前指導	①「頭を守り」「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ、②「押さない」「走らない」「しゃべらない」「震らない」等								
地震	※教職員は: 防災用ベストとヘルメット着用								
安全確保 点検 情報収集	○安全確保・点検指示 ○情報収集(検査・分析)有無 ※津波警報等の有無 ※津波状況の有無 ※火災の有無	※地震発生時 ○安全確保指示(教護) ○避難不可時(ハンドマイク) ○1階:安全確保指示(教護) ○廊下:原則指示	○3階:安全確保指示 (教護) ○情報収集(事務)	※授業中、休み時間、清掃中 ・廊下等確保指示 ・危険物からの移動等指示 ・落ち物からの移動等指示 ・落下物からの移動等指示 ○緊急・火災発生時の消火	○給湯・暖房等火元消火・確認 ○初期消火 ○燃料器具等確認 ○昇降口、校庭等で児童安全確保等	※個人、人がいない場合 ○個人、人がいる場合 ○車庫(車庫) ○車庫(車庫) ○車庫(車庫) ○車庫(車庫) ○車庫(車庫) ○ガス、火元消火・確認	○状況により登下校中の児童の保護、安全な場所への避難誘導 ※「おたのしい」の約束で避難 ○スクールバス:運転手さんの指示に従う ※「おたのしい」の約束で避難 ○スクールバス:運転手さんの指示に従う		
避難指示 避難誘導 安全確認	○追加情報収集・分析 ○避難指示 ○安全確認指示	○1階:避難命令(教護) ○2階:廊下(防犯) ○安全確保指示と関係 ○安全確保指示(教護)→校長へ	○3階:避難命令(教護) ※安全確保指示と関係 ○非常用品搬出・情報収集・対応記録(事務)	○避難誘導 ○避難中の安全確保 ○誘導後→安全確認(点検2回)→報告	○地域住民等の避難誘導(昇降口等)	○病児・病者等応急手当 ○搬送 ○心のケア等			
災害対策 本部設置	災害対策本部設置								
避難場所待機	○避難場所待機指示 ○児童確保指示 ○消火必須指示 ○報告指示 ※安全確認指示 ※被害状況確認指示	○町教委への報告(教護) ○町教委への連絡 ○教護班班長(防災) ※「安全確認メール」配信	○地域住民等世帯・全体指示(教護) ○情報収集・記録(事務)	○避難場所待機 ○児童の世話 ※安全確認 ※電話、メール ※家庭訪問、避難所訪問 ※引き渡し準備(担任)	○児童確保 ○火災消火作業 ○緊急応急処置等 ○地域住民等の世話 ※安全確認 ※電話、メール ※選手持点検 ※必要により避難所訪問、スクールバス(避難場所(車中、通入)) ※状況により引き渡し		○安否状況や児童の保護状況等の報告(本部へ)	○避難場所や避難所等で、大人の人に救助や学校、家庭への連絡をお願いする。	
事後対応処置	事後対応処置(被害状況把握、避難所世話、備品搬出・配付、引き渡し、支援要請、関係機関への連絡・報告、保護者への連絡等)								

荒浜小学校 <地震のみ> (3) 校外学習等

※校外学習班のみ被災の場合も

荒浜小学校 (対策本部)				校外学習班 (学年・学級) ※引率3名以上の場合分担任して		
事前指導	本部長 校長	総務班 L: 教務, M: 防災	情報収集・索信班 L: 教務, M: 事務	他の教職員	責任者A 引率者B	児童
<p>①「頭を守り」「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」「押さない」「走らない」「しゃべらない」「戻らない」等</p>						
<p>地震 ※教職員は、防災用ベストと帽子着用</p>						
安全確保 安全点検 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○安全確保・点検指示 ○情報収集指示・分析・判断 ※津波警報等の有無 ※投液液状化の有無 ※火災の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ※投液液状化の有無 ○安全確保指示(教頭) ※放送不可時<ハンドマイク> ○1階:安全確保指示(教頭) ○2階:同(防災) 	<ul style="list-style-type: none"> ○3階:安全確保指示(教務) ○情報収集(事務) 	<ul style="list-style-type: none"> ※授業中、休み時間、清掃中 ・頭部保護等指示 ・危険物からの移動等指示 ・落ち着かせる等 ○薬品、火気使用時の消火 ○病人、けがりの看護 ○昇降口等で安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全確保指示 ○情報収集 ※緊急時、規模、警報の有無等 ※緊急時、規模、避難経路確保 ○情報分析・判断 ※避難場所、避難経路等 ○施設職員等との連携等 	<ul style="list-style-type: none"> ○「あ・お・たい」等の約束を守り、避難 ○教職員の指示をよく聞き、慌てないで行動 ○交通機関利用時は、乗務員の指示に従い、安全確保 ○津波警報等の有無確認
避難指示 避難誘導 安全確認	<ul style="list-style-type: none"> ○更に情報収集・分析 ○避難指示 ○安全確認指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○1階:避難命令(教頭) ○2階:同(防災) ※安全確保指示と同様 ○安全報告(教頭)⇒校長へ ※校外学習班安全報告⇒校長へ 	<ul style="list-style-type: none"> ○3階:避難命令(教務) ※安全確保指示と同様 ○非常物品搬出・情報収集・対応記録(事務) 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導 ○誘導後⇒安全確認(点呼2回)⇒報告 ○地域住民の誘導 ○教護 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導 ○安全確認 ・2回の点呼 ○児童の世話 	<ul style="list-style-type: none"> ○指示に従い、迅速安全に避難 ○教職員不在時:周囲の大人の人へ救助要請や安全な場所へ避難 ○グループ活動時は、事前に決めた連絡先(現地本部)に安全状況を報告
<p>災害対策本部設置</p>						
避難場所待機 検索・消火・応急 手当 安全確認・被害状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所待機指示 ○原童検索指示 ○消火応援指示 ○報告指示 ☆安全確認指示 ☆被害状況確認指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○町教委への報告(教頭) ※状況により協議や指示を受ける。 ○教護要請等(防災) ○関係機関への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民等世話・全体指示(教務) ○情報収集・対応記録(事務) 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所待機 ○児童の世話 ○病人、けがりの看護等 ○地域住民等の世話 ○児童検索、応急処置等 ☆安全確認 ※電話、メール ※家庭訪問、避難所訪問 ※引き渡し準備(担任) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童検索 ○火災消火作業 ○緊急応急処置等 ○救助要請 ☆安全確認 ※電話、メール ○定時連絡 ○関係機関との連携等 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な避難場所待機 ○自主研修等の班活動時は、引率責任者への連絡や救助要請 ○状況により119番通報等
事後対応処置	<ul style="list-style-type: none"> ○事後対応処置(被害状況把握、避難所世話、備蓄品搬出・配付、引き渡し、支援要請、連絡・報告、保護者への被害状況等の連絡等) ☆校外学習班対応事後処置(被害状況把握、事実記録<5W1H>、マスコミ対応、支援体制確立等) 					

荒浜小学校<地震のみ> (4) 学校施設等活用事業時

事業運営者		児童		避難の地域住民等	
避難指示	①「頭を守り」落ちてこない「倒れてこない」場所へ、②「押さない」「走らない」「しゃべらない」「戻らない」等	児童	児童	児童	児童
地震	地震	児童	児童	児童	児童
安全確保 安全点検 情報収集	○安全確認指示、命令 ○情報収集(ラジオ、アンテナ、防災無線等)・分析・判断(津波警報等の有無、負傷者数、けが人数、被害程度、天候、浸水の有無等を総合的に判断し、避難場所等を決定) ○火災発生時は、初期消火 ○児童等の安心感を与え、励ます等	児童	児童	児童	児童
避難指示 避難誘導 安否確認	○安否確認(2回の確認、参加者名簿で、負傷者数も) ○避難の地域住民の誘導、世話 ○教職員がいる場合は、教職員と連携して実施	児童	児童	児童	児童
災害対策本部設置	災害対策本部設置	児童	児童	児童	児童
避難場所待機 教育・消火・化学等当 地安否確認状況 確認	○応急手当(負傷者、けが人) ○必要に応じ救助要請、不明者の推察、応急処置、消火活動、救助活動等	児童	児童	児童	児童
事後対応処置	○児童、避難の地域住民、職員等のけが、負傷等の状況、被害状況等を町教育委員会学務課へ報告 ○児童等の心のケア等のサポートを行う。	児童	児童	児童	児童

荒浜小学校<地震のみ> (5) 在宅時(休日・夜間等)

事業運営者		児童		避難の地域住民等	
避難指示	①「頭を守り」落ちてこない「倒れてこない」場所へ、②「押さない」「走らない」「しゃべらない」「戻らない」等	児童	児童	児童	児童
地震	地震	児童	児童	児童	児童
安全確保等	○安全確保 ○情報収集・分析・判断 ○避難(自身、家族等)等 ☆児童1人のみの場合は、「よい子の防災マニュアル」や「避難・安否確認カード」を参考に避難	児童	児童	児童	児童
災害対策本部設置	災害対策本部設置(※自らの安全を確保した上で後述にかかる。) ※「教職員初期対応マニュアル」に基づき行動する。 ①1号配置(津波警報、震度4以上等→校長、教頭、該当教職員) ②2号配置(大津波警報、震度5弱等→校長、教頭、該当教職員) ③3号配置(震度5強以上等→全教職員)等	児童	児童	児童	児童
情報収集 安否確認 待機	○校長からの指示・協議等(教頭) ○安否確認メール配信サブ・電話連絡(防犯班) ○安否確認メール配信・電話連絡(教務・児童) ○情報収集(教頭・防災)	児童	児童	児童	児童
被害状況確認 安否確認	○施設、通学路等の被害状況確認→報告 ○施設、通学路等の被害状況確認→報告	児童	児童	児童	児童
事後対応処置	○対応について町教育委員会学務課等と協議 ○町校長会等での協議	児童	児童	児童	児童

保護者への引き渡し基準(地震・津波を想定)

家庭揭示用

基本 学校からの連絡⇒携帯へメール配信

※「安否確認メール」を受信⇒必ず、メールで安否情報を返信!

1 学校待機や引き渡しの判断基準

震度	対 応 等	
震度5弱以上	学校	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、保護者へ引き渡す
	保護者	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が来校するまで、子どもたちは学校待機 停電や情報網の遮断により情報が届かない場合があるので、連絡がなくても安全を確保して来校
	学校 保護者	<ul style="list-style-type: none"> 状況により、授業継続(通常下校)や授業短縮等を判断 学校から連絡があった場合⇒その内容により対応 学校から連絡がない場合⇒通常どおり
震度4以下		

警 報 等	対 応 等	
特別警報 (大津波警報) 津波警報	学校	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、保護者へ子どもたちの引き渡しをせず、学校待機(待機場所は屋上が原則) 来校した保護者は、解除まで学校待機 警報が解除され、安全が確保された後に保護者へ引き渡す 警報が解除されるまで、安全な場所待機
	保護者	
津波注意報	学校	<ul style="list-style-type: none"> 津波の到達予想時間等を考慮して引き渡しを判断(津波注意報でも町から避難指示等がある場合、学校待機)
	保護者	<ul style="list-style-type: none"> 学校から連絡があるまで、安全な場所待機

※ 例 震度4の場合であっても津波警報が発令中は、引き渡しはせず、学校待機とします。

2 留意点等

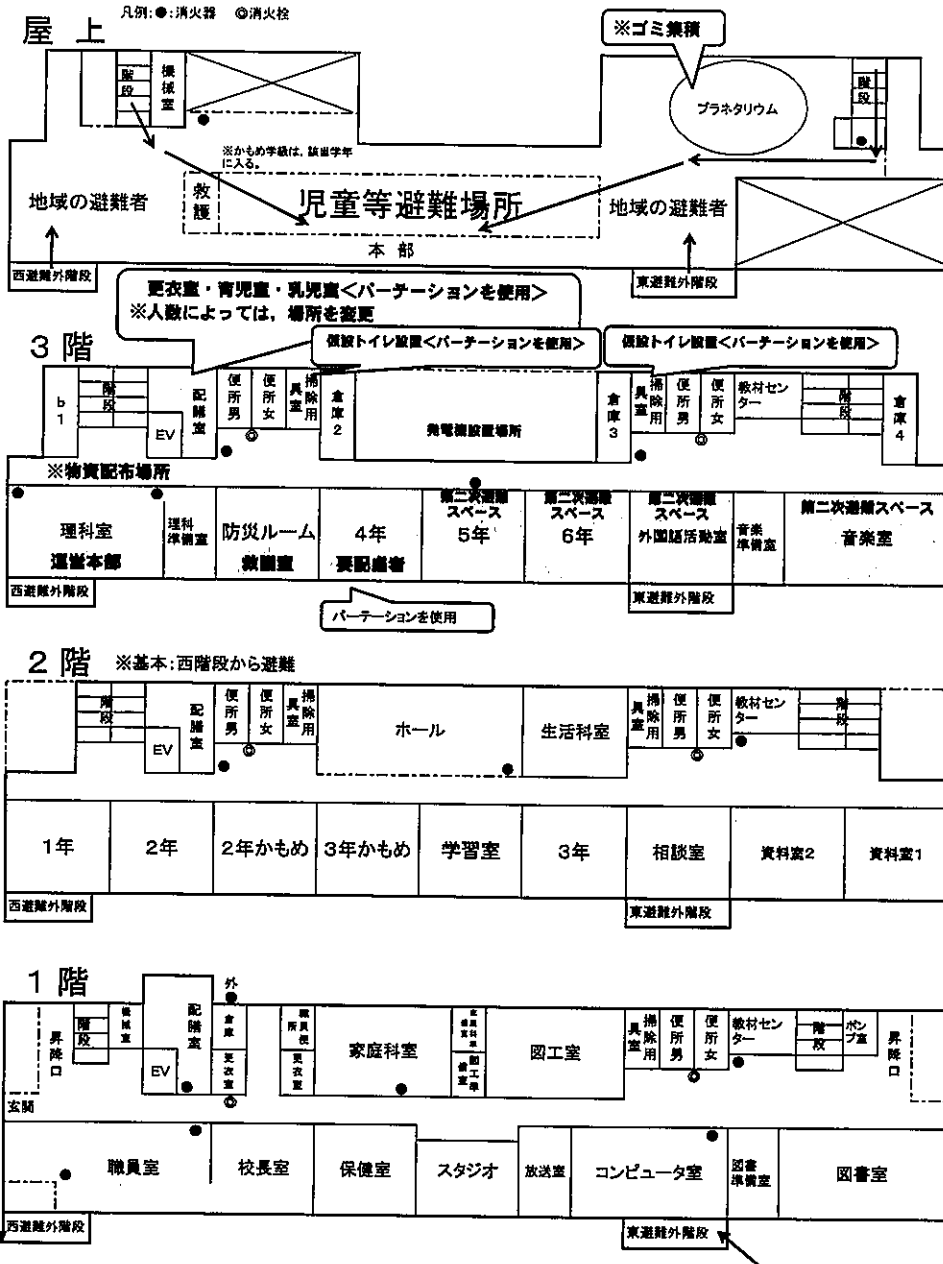
- (1) 保護者の方の安全が確保できない場合は、来校せず安全確保を優先してください。
- (2) 災害の状況等によっては、上記のとおりにはできない場合もあることを御承知ください。

II-6 一斉下校

凡例 L:リーダー, M:メンバー

本部最 校長	総務班 L:教頭, M:防災	提出・情報・連絡所支援班 L:主任, M:事務	誘導・引き渡し班 L:6年組, M:各学組	点検・消火・検察・応急復旧班 L:業務員	教護班 L:養教, M:町支	児童	保護者
一斉下校 について	<p>1 一斉下校手段 (1)徒歩⇒地区別一斉下校(○基本・教職員の引率のもと、あらかじめ決められた場所まで) (2)町バス(さざんか号)⇒<園工室を基本に> (3)送迎⇒保護者来校時まで待機<例:1年教室で待機> 2 一斉下校前に通学路の安全確認を実施 ①南西:烏屋崎方面(主幹), ②南東:港町方面(主幹), ③北:本郷方面(防災主任) 3 児童数や状況等を考慮し、担当場所の調整も 4 職員は、緊急用帽子、ベストを着用し、事故等の防止に努める。</p>						
安全点検 情報収集 対応協議	<p>○校長、教頭、安全、 教務等で今後の対応 協議 ○分担等の調整 (安全)</p>	<p>○校長、教頭、安全、 教務等で今後の対応協議 ○情報収集・対応記録 (事務)</p>	<p>○児童の世話 ○教室等で静かに待機す る。 ※教室後、検音等で報告</p>	<p>○指示を受け、通学路の安全 確認⇒報告 ①烏屋崎方面(上主) ②港町方面(上主) ③本郷方面(教務) ※実施後、検音等で報告</p>	<p>○病気・負傷者手当 ※負傷者等無の場合、 分担箇所点検</p>	<p>○指示に従い、静 かに待機する。</p>	
対応指示 対応報告 一斉下校準備	<p>○打合せ等で対応を 指示(教頭) ○児童クラブ等の関 係機関への連絡(教 頭) ○打合せ時の状況報 告(安全) ⇒全体状況把握</p>	<p>○打合せ等での共通理 解 ○メール配信(教務) ⇒誘導世話 ○対応記録(事務)</p>	<p>分担当による ①本部(校長、教頭、防災) ②メール⇒原簿館(教頭)※状況によりメールは教務。 ③お迎え(1年組、図書支) ④烏屋崎(6年組) ⑤橋根田西(3年組) ⑥橋根田東(5年組) ⑦あぶくま(2年かもめ担) ⑧港町(4年組) ⑨バス(業務員) ⑩その他 ア 人数の多い地区(特別支援員) イ 体調不良者等(養教) ヲ 職員室(事務)</p>		<p>○病気・負傷者手当 ○心のケア等 ○必要により、救急車を要 請</p>	<p>○下校手段毎に指 示された教室や校 庭等に移動する。</p>	<p>○メールの受信</p>
一斉下校 誘導 終了報告	<p>○下校状況把握 ○一斉下校終了報告指示 ○必要により事後の対応協 議(町教委と)</p>	<p>○下校状況把握(教務) ⇒報告⇒教頭 ○対応記録整理(事務)</p>	<p>○集団下校開始 ○終了報告⇒教頭</p>		<p>○病気・負傷者応急手当 ○心のケア等 ○病気・負傷者等児童保 護者への説明等</p>	<p>○指示に従い、そ れぞれの下校手段 により安全に気を 付けて帰宅する。</p>	<p>○可能な場合 は、送迎や集団 下校終了点等で待 機</p>
事後 対応処置	事後対応処置(対応記録整理、必要により保護者への連絡<明日以降の対応等>、負傷者等の搬送医療機関訪問等)						

II-7 緊急一時避難場所設置・運営支援<地震→津波>



1 第一次避難場所は、屋上とする。第二次避難場所は、校舎3階とする。(天候や状況によっては、校舎3階を第一次避難場所とする。)

2 児童の避難者数が比較的少ない場合は、児童を「5年教室」「6年教室」とする。この場合、地域の避難スペースは、外国語活動室(少人数教室)と音楽室とする。人数等によって、部屋割を柔軟に変更する。

3 地域の避難スペースは、可能な範囲で地区毎にまとめる。

5年	・5年と4年
6年	・1年と6年
外国語活動	・2年と3年
音楽室	・地域住民等

凡例 L:リーダー, M:メンバー

地震・津波	本部長 校長	総務課 L:総務, M:防災	進出・情報・連絡支援班 L:主任, M:事務	誘導・引き連れ班 L:6年担任, M:各年担任	点検・消火・検閲・応急復旧班 L:業務員	救護班 L:養教, M:町支	児童	避難の 地域住民等
安全点検 情報収集 対応協議	○避難等の情報収集・校内避難場所の安全確認指示 ○町支教育委員会等との協議等 ○校内待機指示 ○決定事項指示	○校長、教頭、安全、教務等で今後の対応協議 ※校内待機	○校長、教頭、安全、教務等で今後の対応協議 ○情報収集・対応記録(事務)	○児童の世話 ○心のケア等	○校内安全点検 ○必要箇所 ○応急処置 ○地域住民等の世話 ※必要作業作成	○病気・負傷者手当 ○心のケア等	○児童同士が自発し、助け合いながら待機する。	
対応指示 待機準備	○追加情報分析・対応判断 ○対応指示 ○校長⇒教頭・防災・教務⇒学校長・地域住民等 ○校長⇒学年部主任⇒学担、地域住民等	○対応指示等 ○地域住民等への説明(教頭・安全) ○児童等関係保護者への連絡	○対応指示等 ○メール配属可能な場合 ○地域住民等への説明(教務) ○対応記録(事務)	○対応指示等(学年部主任) ○児童への説明 ※状況により部室毎等で ○校内待機準備 ※備蓄品の配付準備(食料、水等)	○地域住民等の世話 ※可能な場合、妊婦、高齢者等災害弱者・要保護者を指定の教室等に誘導	○病気・負傷者手当 ○心のケア等	○校内待機の説明を聞く。	○指示があるまで指定避難場所待機 ○名簿に氏名、年齢、地区名等を記入
校内待機 誘導指示	○校内待機状況把握 ○状況報告等・対応協議(町支等へ)	○校内待機状況把握 ○校内待機状況報告・各教頭等⇒校長⇒校長 ○町支等への報告(教頭) ○地域住民等世話 ※避難者の中から災害弱者等を選出するよう促す。	○地域住民等世話・全体指示(教務) ○対応記録(事務)	○待機児童の世話 ※トイレ、食料、水、毛布等 ※心のケア	○地域住民等の世話 ※トイレ、食料、水、毛布等 ※感染症発生時の別室搬送 ○備蓄品の搬出・配付等	○病気・負傷者手当 ○心のケア等 ○病気・負傷	○指示に従って校内待機をする。	○3階等への移動が可能な場合は、地区毎等の指定の教室等へ移動 ○避難者の中から運営役員等を選出し、運営にあたる。
避難場所 支援	1 避難場所支援・設置の流れ (1)避難者明瞭の作成・管理⇒(2)避難者への留意事項等の周知⇒(3)避難者の協力を得て、避難場所運営等の実施<避難場所自主運営組織の立ち上げ>⇒(4)町支等対策本部との連絡⇒(5)各種情報・提供⇒(6)関係者・要保護者への対応⇒(7)避難者の相談(心のケア)対応							
	2 留意点 (1)生活のルール(起床、朝食、喫煙等)や自主的に避難場所運営をすることを周知する。 (2)災害に関する情報、避難場所に関する情報の提供(指示係、放送等) (3)避難者への対応は、冷静さを保つよう心がける。							

平成28年度 一時避難場所開設体験をしてみよう!

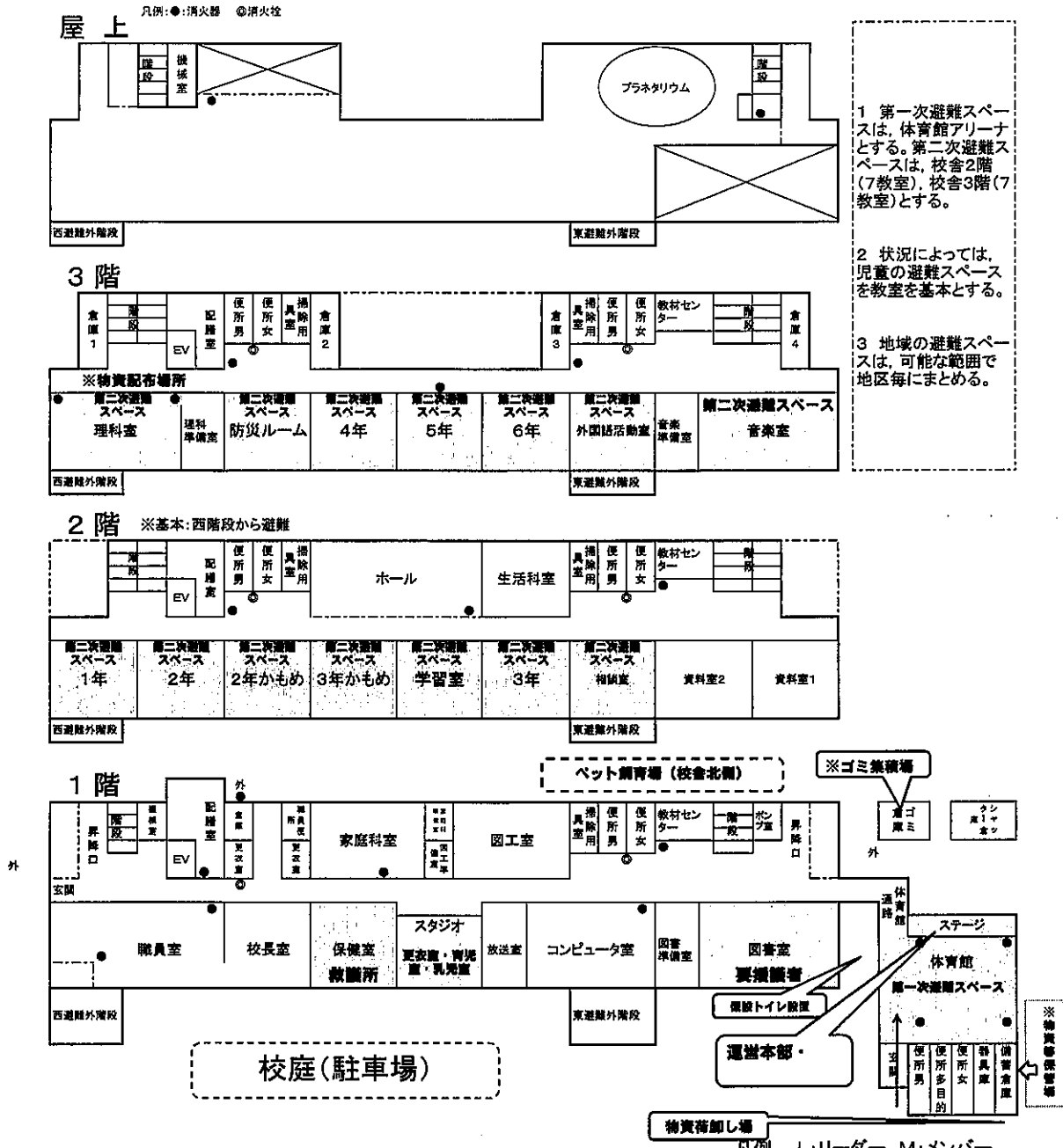
<亘理町立荒浜小学校>

時刻	代表・副代表<本部>	総務班	保健衛生班	食料物資班
10:40	1 校庭の南側に集合する。(4年:東, 6年:西)⇒2 教師(防災担当)の合図があったら, 東西の避難外階段から屋上へ避難する。(4年生:東外階段, 6年生:西外階段)⇒3 屋上で地区や施設ごとに並び, ※事前に避難外階段の鍵開錠(教務)	4 地区や施設ごとに整列させ座らせる。 5 西階段屋上の扉を開錠し, 開設ボックス(代表者「※以下:代」, 副A)長椅子5台(副B・C)<屋上救護所や南側へ設置>を搬出⇒①表示<貼付>, ②ラジオ(代)<情報収集>, ③ハンドマイク(代)<指示>, ④責任者簡章(代), ⑤ベスト<代・副着用, 班毎に置く>, ⑥記録用紙, 筆記用具を出す。⇒副C:ヘルメットを被り, 防災Rから移動系無線2ヶ・非常用電話表搬出	4 地区や施設ごとに整列 5 本部の指示を受けて冷静に待機 ※今回の体験では, 救命胴衣を配付・着用しない。 ・今回の待機場所への配付物と数量は, ①ブルーシート1, ②マット3, ③防寒シート5, ④ライト2とする。 <実際の場合は, ②, ③や, 毛布, 救命胴衣等は人数分を基準に配付> ・トイレ⇒ライト各2, 消毒液各1	4 地区や施設ごとに整列 5 本部の指示を受けて冷静に待機
11:30頃	6 ①地区等ごとの男女別避難者数・負傷者・病人の確認指示⇒②負傷者, 病人の移動指示, 避難者数の集計⇒③フロンでの情報収集, ※避難者名簿の作成は, 悪天候の場合は, 待機部屋で記入 7 ①班活動協力者の募集(代), ②ベスト配付(副A・B), ③班毎整列指示(代) 8 安全確保の指示⇒避難者数, 安全確認の報告を受け, ②避難場所(地区ごとの待機場所)の決定, ③町災害対策本部<町災対>への第1報の指示, ④待機場所の表示指示(1副)が実施) 9 避難者へ避難場所, 状況の説明(代) ①地区別表示場所へ, ②移動・避難場所設置等, ③待機者の移動の説明 10 A:移動・避難場所設置指示(救護所, 要配慮者用, 本部を含む)・発電機, 掲示板, 手洗い消毒液, トイレの設置, 防寒シート⇒B:待機者の移動指(理科室前廊下へ)指示⇒C:終了後, 本部設置(理科室) ※手順指示☆①机・椅子搬出, ②ブルーシート設置, ③マット設置の順 ※早く終了したところは, 他を手伝うことを話す。	6 本部の指示を受けて, 地区ごとに先頭2名が避難者人数の確認(①男女, ②負傷者, 病人)⇒本部へ報告 7 ①班活動協力者の募集, ②ベスト着用, ③班毎整列 8 本部の指示を受けて, 町災対へ第1報を入れる。⇒報告したことを本部へ 9 指示, 説明を聞く 10 移動し, 避難場所設置(☆①机, 椅子搬出, ②ブルーシート設置, ③マット設置)⇒終了後, 本部へ報告 ※班は, 東側階段から移動。待機者は, 西側階段から理科室前廊下へ移動 ※管楽器, 外国語活動室の設置担当	6 本部の指示を受けて, 地区ごとに先頭2名が避難者人数の確認(①男女, ②負傷者・病人)⇒本部へ報告 7 ①班活動協力者の募集, ②ベスト着用, ③班毎整列 8 本部の指示を受けて, 地区負傷者, 病人の看護(椅子には, 要配慮者(負傷者, 病人等)を優先に座らせる。) 9 指示, 説明を聞く 10 移動し, 救護所, 要配慮者用避難場所設置(☆同機)⇒終了後, 本部へ報告 ※看護者の世話 ※救命ポーターは, 理科室前へ移動 ※班は, 東側階段から移動。待機者は, 西側階段から理科室前廊下へ移動 ※防災ルーム, 5年教室の設置担当	6 本部の指示を受けて, 地区ごとに先頭2名が避難者人数の確認(①男女, ②負傷者, 病人)⇒本部へ報告 7 ①班活動協力者の募集, ②ベスト着用, ③班毎整列 8 本部の指示を受けて, 避難場所の安全確認(ヘルメットの着用)⇒本部へ報告 9 指示, 説明を聞く 10 移動し, 避難場所設置(☆同機)⇒終了後, 本部へ報告 ※班は, 東側階段から移動。待機者は, 西側階段から理科室前廊下へ移動 ※6年教室, かもめ教室設置担当
11:40頃	11 発電機, 掲示板, 手洗い消毒液, トイレの設置, 防寒シート等配付確認 12 教師の指示を受けて, ①一時避難場所開設準備終了の周知⇒②各担当設置物等の見学指示 13 教師の指示を受けて, 各担当場所の片付け指示	11 発電機, 掲示板の設置⇒終了後報告 12 準備終了指示を受けて, ①準備終了⇒②各担当設置物等の見学 13 各担当場所の片付け	11 トイレブースへのゴミ袋設置, トイレ表示貼付, (簡易トイレ設置), 手洗い消毒液設置⇒終了後報告 12 準備終了指示を受けて, ①準備終了⇒②各担当設置物等の見学 13 各担当場所の片付け	11 防寒シート, ライト等配付⇒終了後報告 ※毛布, 水, 食料等は, 今回は配付しない。 12 準備終了指示を受けて, ①準備終了⇒②各担当設置物等の見学 13 各担当場所の片付け
12:00頃	14 4・6年⇒各教室で活動の振り返り, 5年⇒5年教室へ移動後, 4校時の授業 ※避難外階段の施錠(教務)			

平成28年度 一時避難場所開設体験をしてみよう！：悪天候版

時刻	代表・副代表<本部>	総務班	保健衛生班	食料物資班
10:40	1 各昇降口前廊下に集合する。(4年：東昇降口前廊下) ⇒2 教師(防災担当)の合図があったら、東西校舎内階段から音楽室へ避難する。⇒3 音楽室で地区や施設ごとに並ぶ。	4 地区や施設ごとに整列	4 地区や施設ごとに整列	4 地区や施設ごとに整列
	5 開設ボックスを3階廊下へ搬出(副A,B)、台車も3階廊下へ搬出。避難準備2ヶを情報(副C)音楽室へ、①表示<貼付>、②ラジオ(代)情報収集、③ハンドマイク(代)指示、④責任者簡章(代)、⑤ベスト<代>着用、⑥ヘルメットを出す。⇒副C:ヘルメットを被り、防災Rから移動系無線2ヶ・非常用電話帳搬出	5 本部の指示を受けて冷静に待機 ※今回の体験では、救命胴衣を配付・着用しない。 ・今回の待機場所への配付物と数量は、救命胴衣等は人数分を基準に配付< <実際の場合>、②、③や、毛布、救命胴衣等は人数分を基準に配付< ・トイレ⇒ライト各2、消毒液各2	5 本部の指示を受けて冷静に待機	5 本部の指示を受けて冷静に待機
	6 ①地区等ごとの男女別避難者数・負傷者・病人の確認指示⇒②自傷者、病人の移動指示、避難者数の集計⇒③ラジオでの情報収集、※避難者名簿の作成は、悪天候の場合は、待機部屋で記入	6 本部の指示を受けて、地区ごとに先頭2名が避難者人数の確認(①男女、②負傷者・病人別)⇒本部へ報告	6 本部の指示を受けて、地区ごとに先頭2名が避難者人数の確認(①男女、②負傷者・病人別)⇒本部へ報告	6 本部の指示を受けて、地区ごとに先頭2名が避難者人数の確認(①男女、②負傷者・病人別)⇒本部へ報告
	7 ①班活動協力者の募集(代)、②ベスト配付(副A・B)、③班毎整列指示(代)	7 ①班活動協力者の募集、②ベスト着用、③班毎整列	7 ①班活動協力者の募集、②ベスト着用、③班毎整列	7 ①班活動協力者の募集、②ベスト着用、③班毎整列
	8 ①安全確保の指示⇒避難者数、安全確認の報告を受け、②避難場所(地区ごとの待機場所)の決定、③町災害対策本部<町災対>への第1報の指示、④待機場所の表示指示(「副」が実施)	8 本部の指示を受けて、町災対へ第1報を入れる。⇒報告したことを本部へ	8 本部の指示を受けて、地区負傷者、病人の看護(椅子には、要配慮者(負傷者、病人等)を優先に座らせる。)	8 本部の指示を受けて、避難場所の安全確認(ヘルメットの着用)⇒本部へ報告
	9 避難者へ避難場所、状況の説明(代) ①地区別表示場所へ、②移動・避難場所設置等、③待機者の移動の説明	9 指示、説明を聞く	9 指示、説明を聞く	9 指示、説明を聞く
	10 A:移動・避難場所設置指示(救助所、要配慮者用、本部も含む)・発電機、掲示板、手洗い消毒液、トイレの設置、防塵シート指示⇒B:待機者の移動指(理科室前廊下へ)指示⇒C:終了後、本部設置(理科室) ※手頃指示☆①机・椅子搬出、②ブルーシート設置、③マット設置の順 ※早く終了したところは、他を手伝うことを話す。	10 移動し、避難場所設置(☆①机、椅子搬出、②ブルーシート設置、③マット設置)⇒終了後、本部へ報告 ※班は、東側階段から移動。待機者は、西側階段から理科室前廊下へ移動 ※音楽室、外国語活動室の設置担当	10 移動し、避難場所設置(☆同席)⇒終了後、本部へ報告 ※班は、東側階段から移動。待機者は、西側階段から理科室前廊下へ移動 ※6年教室、かもめ教室設置担当	10 移動し、避難場所設置(☆同席)⇒終了後、本部へ報告 ※班は、東側階段から移動。待機者は、西側階段から理科室前廊下へ移動 ※6年教室、かもめ教室設置担当
11:30頃	11 発電機、掲示板、手洗い消毒液、トイレの設置、防塵シート等配付確認	11 発電機、掲示板の設置⇒終了後報告	11 トイレブースへのゴミ袋設置、トイレ表示貼付(簡易トイレ設置)、手洗いや消毒液設置⇒終了後報告	11 防塵シート、ライト等配付⇒終了後報告 ※毛布、水、食料等は、今回は配付しない。
	12 教師の指示を受けて、①一時避難場所開設準備終了の周知⇒②各担当設置物等の見学指示	12 準備終了指示を受けて、①準備終了⇒②各担当設置物等の見学	12 準備終了指示を受けて、①準備終了⇒②各担当設置物等の見学	12 準備終了指示を受けて、①準備終了⇒②各担当設置物等の見学
11:40頃	13 教師の指示を受けて、各担当場所の片付け指示	13 各担当場所の片付け	13 各担当場所の片付け	13 各担当場所の片付け
12:00頃	14 4・6年⇒各教室で活動の振り返り、5年⇒5年教室の机、椅子を教室へ移動後、4校時の授業 ※避難外階段の施設(教務)			

II-8 避難所設置・運営支援<地震のみ>



- 1 第一次避難スペースは、体育館アリーナとする。第二次避難スペースは、校舎2階(7教室)、校舎3階(7教室)とする。
- 2 状況によっては、児童の避難スペースを教室を基本とする。
- 3 地域の避難スペースは、可能な範囲で地区毎にまとめる。

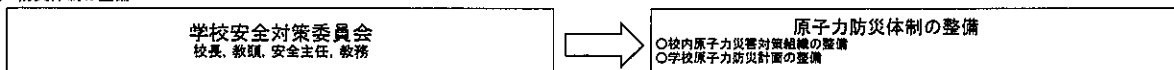
	本部長 校長	総務班 L:教頭, M:防災	担当:情報・避難所支援班 L:主幹, M:事務	誘導・引渡班 L:6年担任, M:各学担任	点検:消火・換気・応急復旧班 L:業務員	教護班 L:養教, M:町支	児童	避難の 地域住民等
地震	地震等発生							
安全点検 情報収集 対応協議	○避難等の情報収集・校内避難場所の安全確認指示 ○校舎・教頭、安全、教務等で今後の対応協議 ○校舎・教頭等との協議等 ○校内情報収集 ○決定事項指示	○校長、教頭、安全、教務等で今後の対応協議 ※校内情報	○校長、教頭、安全、教務等で今後の対応協議 ○情報収集・対応記録(事務)	○児童の世話 ○心のケア等	○校内安全点検 ※必要箇所 ○応急処置 ○地域住民等の世話 ※名簿作成・依頼	○病気・負傷者手当て ○心のケア等	○児童同士が助成し、助け合いながら待機する。	○指示があるまで指定避難場所待機 ○名簿に氏名、年齢、地区名等記入
対応指示 待機準備	○追加情報分析・対応判断 ○対応指示 ①校長⇒教頭・防災・教務⇒学担、地域住民等 ②校長⇒学年部主任⇒学担、地域住民等	○対応指示等 ○地域住民等への説明(教頭・安全) ○児童等への連絡(教頭) ○地域住民等関係機関への連絡	○対応指示等(学年部主任) ○児童への説明 ※状況により部屋毎等で ○校内待機準備 ※貴重品の配付準備(毛布、食料、水等)	○校内待機準備 ※貴重品の配付準備(毛布、食料、水等) ○地域住民等の世話 ※応急処置班、延命、救護者等 ※災害発生時指定の教室等に誘導	○病気・負傷者手当て ○心のケア等	○校内待機の説明を聞く。	○校内待機の説明を聞く。	○校内待機の説明を聞く。 ○避難場所運営への協力 ※貴重品配付、トイレ用水供給等 ○可能な場合、柱、障子等 ※災害発生時指定の教室等に移動
校内待機 誘導指示	○校内待機状況把握 ○状況報告等・対応協議(町教頭等へ)	○校内待機状況把握 ○校内待機状況報告:各教室 ①避難所⇒校舎⇒校長 ○待機中への連絡(教頭) ※避難所の中から運営役員等を選出するよう促す。	○地域住民等世話・全体指示(教頭) ○対応記録整理(事務)	○待機児童の世話 ※トイレ、食料、水、毛布等 ※心のケア	○地域住民等の世話 ※トイレ、食料、水、毛布等 ※応急処置班等の別室配付 ○貴重品の搬出・配付等	○病気・負傷者手当て ○心のケア等 ○病気・負傷	○指示に従い校内待機する。	○可能な場合は、地区等への指定の場所へ移動 ○避難所の中から運営役員等を選出し、運営にあたる。
避難場所 支援	1 避難場所支援・設置の誘い (1)避難者明細の作成・管理⇒(2)避難者への同意事項等の届出⇒(3)避難者の協力を得て、避難場所運営等の実施<避難場所自主運営組織の立ち上げ>⇒(4)町支庁本部との連絡⇒(5)各情報・提供⇒(6)要支援・要援護者への対応⇒(7)避難者の相談(心のケア)対応 2 留意点 (1)生活のルール(起床、臥床、喫煙等)や自主的に避難場所運営をすることを周知する。 (2)災害に関する情報、避難場所に関する情報の提供(掲示板、放送等) (3)避難者への対応は、冷静さを保つよう心がける。							

II-9 学校再開に向けた対応

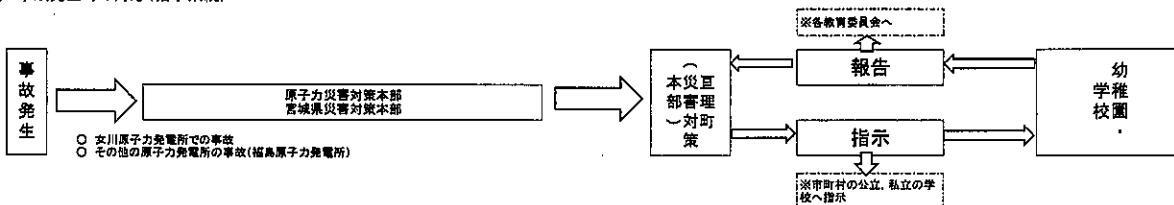
	対 応	具体的な内容等
1	<p>◎ 児童、教職員の被害状況の確認 児童等の安否と所在場所の確認 教職員の安否確認</p>	<p>◎ 教職員は、速やかに家庭訪問、避難所訪問等をし、児童等の被害状況を確認する。 (避難先、連絡方法、健康状態等)</p>
2	<p>◎ 家庭・保護者の被災状況の確認 保護者の安否と所在場所の確認</p>	<p>◎ 地域、PTAと連携を図りながら、家庭・保護者の安否確認、所在場所、学区内の被災状況を確認する。</p>
3	<p>◎ 学校施設・設備等の点検 1 建物の構造部材、副構造部材の点検と補修 2 ライフライン(水道、電気、ガス等)の復旧状況 3 危険の箇所の立入禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検 4 仮設校舎の建設要請 5 校舎内外の清掃・消毒 6 移転先での学校再開の準備</p>	<p>1 災害の程度によって、校舎や施設設備等の使用再開について、専門家(応急危険度判定士等)の点検を受けて決定する。 2 ライフラインの状況を点検し、関係機関に協力を依頼する。 3 理科室等の危険薬品、灯油保管場所等を確認する。 4 校舎内へ浸水があった場合は、清掃、消毒を実施する。</p>
4	<p>◎ 通学方法の確認と通学路の安全点検 1 危険箇所の点検と補修箇所の報告 2 公共交通機関(さざんか号)の運行状況の確認</p>	<p>1 通学路の安全を確認し、危険箇所について関係機関へ連絡する。 2 公共交通機関(さざんか号)の再開の目的を確認する。</p>
5	<p>◎ 教育環境の整備 1 授業形態の工夫と教職員の配置 2 教科書、学用品等の損失状況の確認と発注 3 支援物資の取りまとめ(教育委員会との連携) 4 文部科学省ポータルサイトの活用(支援物資) 5 心のケア(スクールカウンセラーとの連携) 6 マスコミ、外部ボランティア団体等の対応</p>	<p>1 当面の授業形態(午前授業、短縮授業等)と学習プログラムを検討する。 2 教科書、学用品の損失業損状況を確認し、不足教科書等の確保に努める。 3 スクールカウンセラーを派遣するなど心のケア対策を講じる。 4 マスコミ対応、ボランティア団体の受け入れの対応は、校長及び教頭が行う。</p>
6	<p>◎ 避難場所(避難所)との共存 1 避難場所(避難所)運営組織と協議 2 立入制限区域の明示</p>	<p>◎ 学校施設が長期的に避難所として使用されることがあるため、立入制限区域を明示することや、お互いの生活のルールを確認する。</p>
7	<p>◎ 給食業務の再開 1 施設、設備の安全点検 2 亘理町教育委員会等との調整</p>	<p>◎ 給食業務が早期に再開できるように関係機関と連携を図る。 (簡易給食の手配、栄養のバランス等)</p>

III-1 原子力災害時の対応

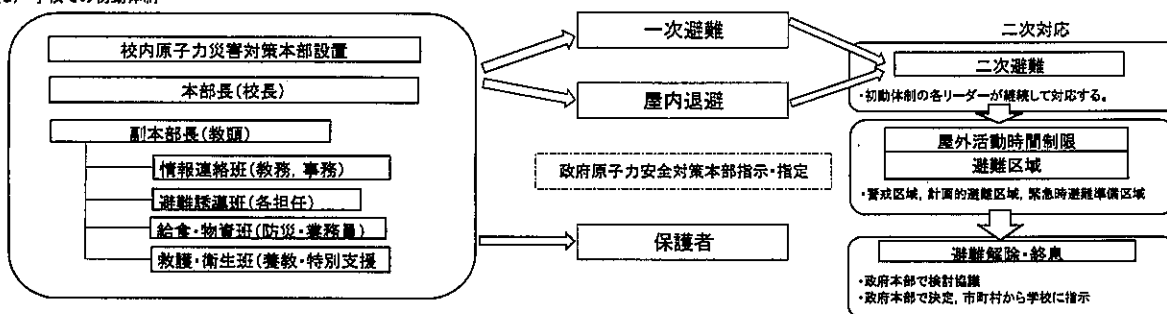
(1) 防災体制の整備



(2) 事故発生時の対応(指示系統)



(3) 学校での初動体制



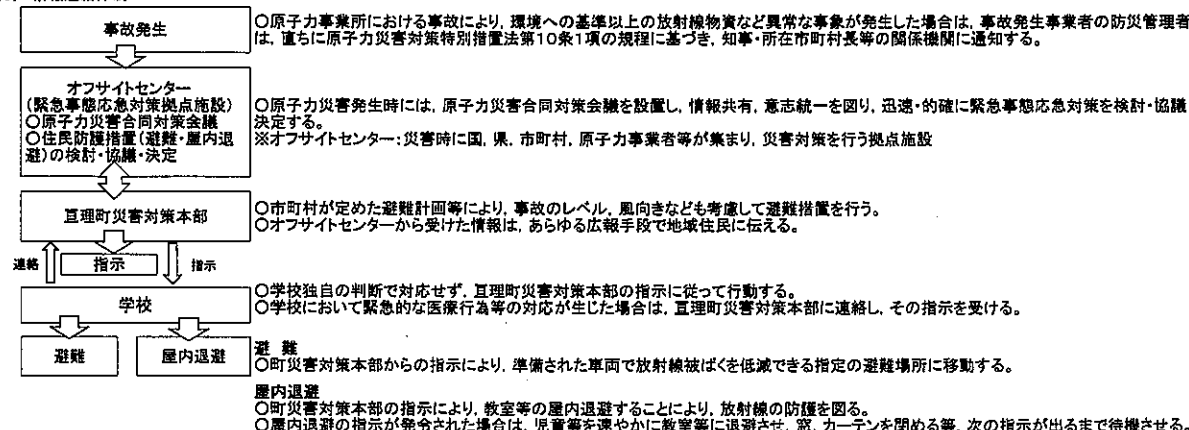
(4) 校内原子力災害対策本部組織の役割

担当	災害に備えての役割	災害が発生した場合の役割
本部長 (校長)	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員に対して、災害時の対応についての役割分担を明確にする。 保護者、地域に対し、災害時の学校対応、避難場所について周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校原子力災害対策本部を設置する。 市町村からの指示に従い、初動体制のもとに各業務にあたるように指示する。 互理町教育委員会へ随時状況を報告する。
副本部長 (教頭)	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員に対して、災害に備えた体制整備と共通理解を図る。 保護者、地域、マスコミに対して窓口となり、周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 本部長を補佐し、教職員が迅速、適切に活動が行えるように連絡調整する。 関係機関、報道関係の窓口となる。
情報連絡班 (安全、事務、図書支援)	<ul style="list-style-type: none"> 情報を迅速かつ的確に伝えることができるようにする。(メール配信等) 情報の入手方法を確認する。(各ホームページ等) ※防災主任：原子力防災計画等を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難状況等について保護者の問合せに対応する。 避難している児童等に必要な情報を提供する。 ※安全主任：本部長の指示のもと、教職員間、町災害対策本部との連絡調整を行う。
避難誘導班 (各学担任)	<ul style="list-style-type: none"> 屋内退避 学校での屋内退避では、待機場所への誘導、指導内容の周知徹底を図る。 避難 避難時、互理町が手配した車両に児童等が安全に乗車できるよう誘導、乗降指導の周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内退避 教室内へ速やかに退避させる。(窓、カーテンを閉める、換気扇を止める) ※換気扇：家庭科室、図工室 避難 屋内に退避させた後、指定された避難所等へ退避誘導をする。(手配された車両等により)
給食・物資班 (防災、業務員)	<ul style="list-style-type: none"> 物資の保管場所を事前に確認しておく。 災害時の物資について常備するものを互理町担当課と確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 互理町対策本部と連携し、必要な物資の確保と適切な配給を行う。
教護・衛生班 (養教・特別支援員)	<ul style="list-style-type: none"> 救急用品の確保及び教護体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童等、教職員に対する的確な教護、応急措置及び健康観察を行う。 緊急的に医療行為の必要性が生じた場合は、災害対策本部に連絡し指示を受ける。

(5) 場面に応じた災害への対応(教職員)

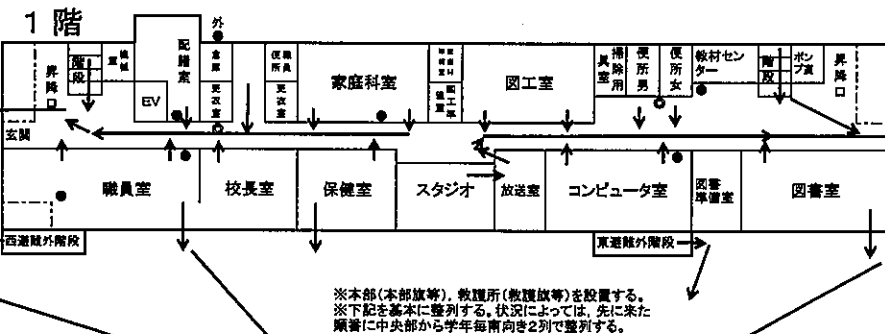
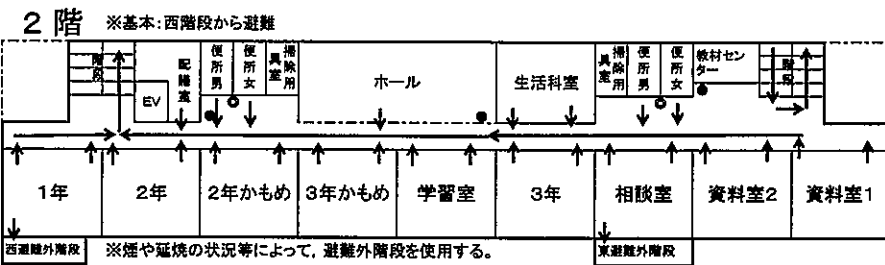
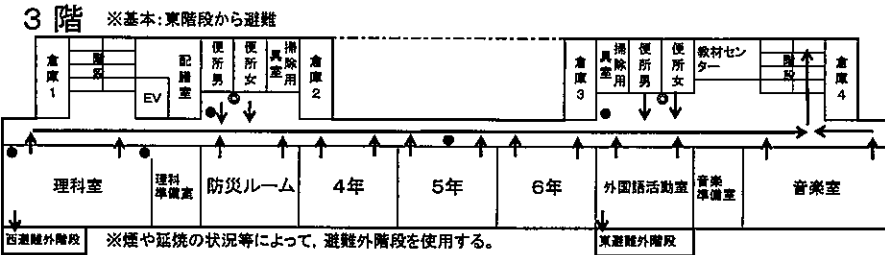
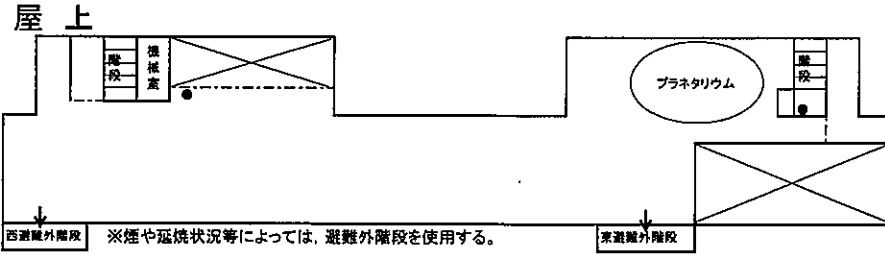
場面	災害対応策
授業中	<ul style="list-style-type: none"> 児童等が在学中(授業中・休み時間・放課後)に原子力災害が発生した場合、避難・屋内退避の体制を整備しておく。
登下校中	<ul style="list-style-type: none"> 防災無線や広報車などの放送等をしっかりと聞いて指示に従うように、児童等及び保護者に対し、事前に周知徹底を図っておく。
校外活動中	<ul style="list-style-type: none"> 原子力施設のある地域での校外学習中の活動時に原子力災害が発生した場合は、施設管理者、市町村災害対策本部の指示に従って、児童等の安全を確保する体制を整えておく。
休業日(夜間・休日)	<ul style="list-style-type: none"> 自宅にいた場合に災害が発生した場合は、可能な限り避難所へ向かい、児童等の所在を確認する。(教職員の自宅が屋内退避対象区域でない場合)

(6) 情報連絡体制



III-2 避難経路図(火災)

凡例: ●:消火器 ◎:消火栓



3階	・5年組(西階段前) ・6年組(東階段前) ・事務員(先頭6年組→最後尾5年組(最終確認も))
2階	・1年担任(西階段前) ・2年担任(ホール前) ・3年担任(相談室前) ・4年担任(東階段前) ・事務員(西先頭1年組→2年組→3年組(最終確認も) 夏2年担任)
1階	・主幹(西昇降口) ・業務員(スタジオ前) ・支援員(図書室・体育館) ・業務員(保健室) ・最終確認:主幹
校庭・外	・主幹(西昇降口, 外) ・支援員(東昇降口, 外) ※状況により避難外階段

※本部(本部放等), 教護所(教護放等)を設置する。
※下記を基本に整列する。状況によっては、先に来た順番に中央部から学年毎南向き2列で整列する。



※一次避難場所(校庭), 第二次避難場所(荒浜保育所・児童館), 第三次避難場所(荒浜地区交流センター), 第四次避難場所(荒浜中学校)
・状況に応じて避難場所の検討

防災マニュアル<火災>

※下記を基本とするが、状況に応じて対応する。

凡例 L:リーダー, M:メンバー

	本部長 校長	総務班 L:教頭, M:防災	退出・情報・避難所支援班 L:教務, M:事務	誘導・引き渡し班 L:6年組, M:各学年	点検・消火・救急・応急処置班 L:主事, M:業務員	教護班 L:養教, M:町支
事前指導	①火災・煙の原因・特性理解, ②避難訓練の必要性, 命の尊さ, ③避難の仕方(お・は・し・も)の約束, 避難方法・経路・場所, 火元に近づかない等					
火災発生	火災発生					
安全確保 安全点検 情報収集 通報	○情報収集指示 ○安全確保指示 ○安全確保指示 ○避難指示 ○119通報指示	○安全確保指示(教頭) ※放送使用可能時<放送> ○1階:安全確保指示(教頭) ○2階:両(安全) ※放送使用不可時<ハンドマイク>	※放送使用不可時<ハンドマイク> ○3階:安全確保指示(図書) ○119番へ(消火)通報(事務)	※授業中, 休み時間, 清場中 ○放送を静かに聞かせる⇒火元, 避難経路確認 ○防災班中, 絶対指示(ハンドマイク)と避難時の安全確保指示	○給湯器ガス元栓⇒閉め(業務員) ○初期消火(上主) ○避難誘導準備<西昇降口>(業務員)	※病人・けが人がいる場合 ○病人, けが人の搬送準備(養教) ○病人, けが人の搬送(町支) ※病人・けが人がいない場合 ○教護所設置準備(養教)
避難指示 避難誘導 安全確認	○情報分析・判断 ○安全確保指示 ○本部設置(本部放)	○避難命令(教頭・安全) ※安全確保指示と同様 ○本部設置 ○安全確保(教頭)⇒校長へ	○3階:避難命令(図書支援) ※安全確保指示と同様 ○避難準備<東昇降口>(図書) ○非常時品出し(情報収集・対応班等)	○誘導中の安全確保 ○誘導後⇒安全確認(点呼2回)⇒報告	○初期消火(上主) ※必要に応じて放水も ○避難誘導(業務員) ※状況に応じて場所変更も ○避難準備<西昇降口>(業務員)	○教護所設置(養教・町支) ○病人・けが人の搬送 ○必要時救急車要請⇒教頭へ
災害列挙手配	災害対策本部設置					
避難場所待機 換気・消火・応急手当 等	○避難場所待機指示 ○見守り・消火・応急手当 ○町支員への報告指示	○町支員への報告(教頭) ○教護要請等(安全)	○情報収集・点検(事務) ○必要時(教頭)119番通報(事務) ○全体指示(安全・教頭)	○避難場所待機 ○児童の世話 ○消火作業応援	○児童検索 ○緊急応急処置等	○病人・けが人の搬送 ○病人・けが人の看護等
事後対応処置	事後対応処置(被害状況把握, 避難所世話, 備品品出し・配付, 引き渡し準備, 支援要請, 関係機関への連絡・報告等)					

Ⅲ-3 (1) 風水害等(大雨, 洪水, 大雪, 暴風, 暴風雪, 落雷, 竜巻等)災害発生前の対応

凡例 L:リーダー, M:メンバー

本部員 校長	総務班 L:教頭, M:防災	集出・情報・避難所支援班 L:主幹, M:事務	誘導・引き渡し班 L:6年担任, M:各学担任	点検・消火・検察・応急担当班 L:業務員	教護班 L:養教, M:町支	児童	保護者
<p>1 避難等命令の恐れがある場合(7種類の警報と16種類の注意報の内, 主なもの) (1)大雨警報, (2)洪水警報, (3)大雪警報, (4)暴風警報, (5)暴風雪警報, (6)竜巻警報 2 児童等生徒の恐れがある場合 ※気象情報等の収集を行うとともに, 急激な気象の変化等を目視等で捉え対応を行う。</p>	<p>○要領等の情報収集・学校周辺 の安全確認指示 ○対応分析・下校手段判断 ○追加情報収集・引き渡し, 集 出下校等 (○町教委との協議・報告等)</p>	<p>○校長, 教頭, 安全, 教務等 で今後の対応協議 ○情報収集・対応記録(事務) ○分担任等の調整(教務)</p>	<p>○校長, 教頭, 安全, 教務等 で静かに待機する。 ○児童等管理 ※教室等で静かに待機する。</p>	<p>○必要により指示を受け, 選手 隊等の安全確認→報告 ①嵐の海嘯科方面(地区担当 者) ②JJA荒波支所方面(地区担当 者) ③河川等状況(安全)</p>	<p>○病気・負傷者手当 ○心のケア等 ※必要により, 教護班を要請 箇所を点検</p>	<p>○指示に従い, 静かに 待機する。</p>	
警報等発令等							
<p>○町教委への報告(教頭) ○対応等での対応を指示 (後頭) ○保護者への文書作成(教 頭) ○児童クラブ等の関係機関 への連絡(後頭・安全)</p>	<p>○校長, 教頭, 安全, 教務等 で静かに待機する。 ○児童等管理 ※教室等で静かに待機する。</p>	<p>○校長, 教頭, 安全, 教務等 で静かに待機する。 ○児童等管理 ※教室等で静かに待機する。</p>	<p>○必要により指示を受け, 選手 隊等の安全確認→報告 ①嵐の海嘯科方面(地区担当 者) ②JJA荒波支所方面(地区担当 者) ③河川等状況(安全)</p>	<p>○病気・負傷者手当 ○心のケア等 ※必要により, 教護班を要請 箇所を点検</p>	<p>○指示に従い, 静かに 待機する。</p>		
<p>○町教委への報告 ○追加情報分析・対応判断 ○対応指示</p>	<p>○校長, 教頭, 安全, 教務等 で静かに待機する。 ○児童等管理 ※教室等で静かに待機する。</p>	<p>○校長, 教頭, 安全, 教務等 で静かに待機する。 ○児童等管理 ※教室等で静かに待機する。</p>	<p>○必要により指示を受け, 選手 隊等の安全確認→報告 ①嵐の海嘯科方面(地区担当 者) ②JJA荒波支所方面(地区担当 者) ③河川等状況(安全)</p>	<p>○病気・負傷者手当 ○心のケア等 ※必要により, 教護班を要請 箇所を点検</p>	<p>○指示に従い, 静かに 待機する。</p>		
各種対応	各種対応(授業打ち切り, 引き渡し, 待機, 集団下校) 在校時間外対応や翌日の対応等・休校, 時間指定登校等 ※以後引き渡し対応等参照						

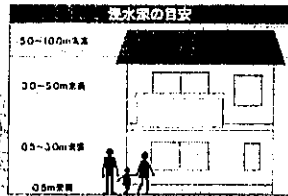
Ⅲ-3 (2) 風水害等(大雨, 洪水, 大雪, 暴風, 暴風雪, 落雷, 竜巻等)災害発生後の対応

凡例 L:リーダー, M:メンバー

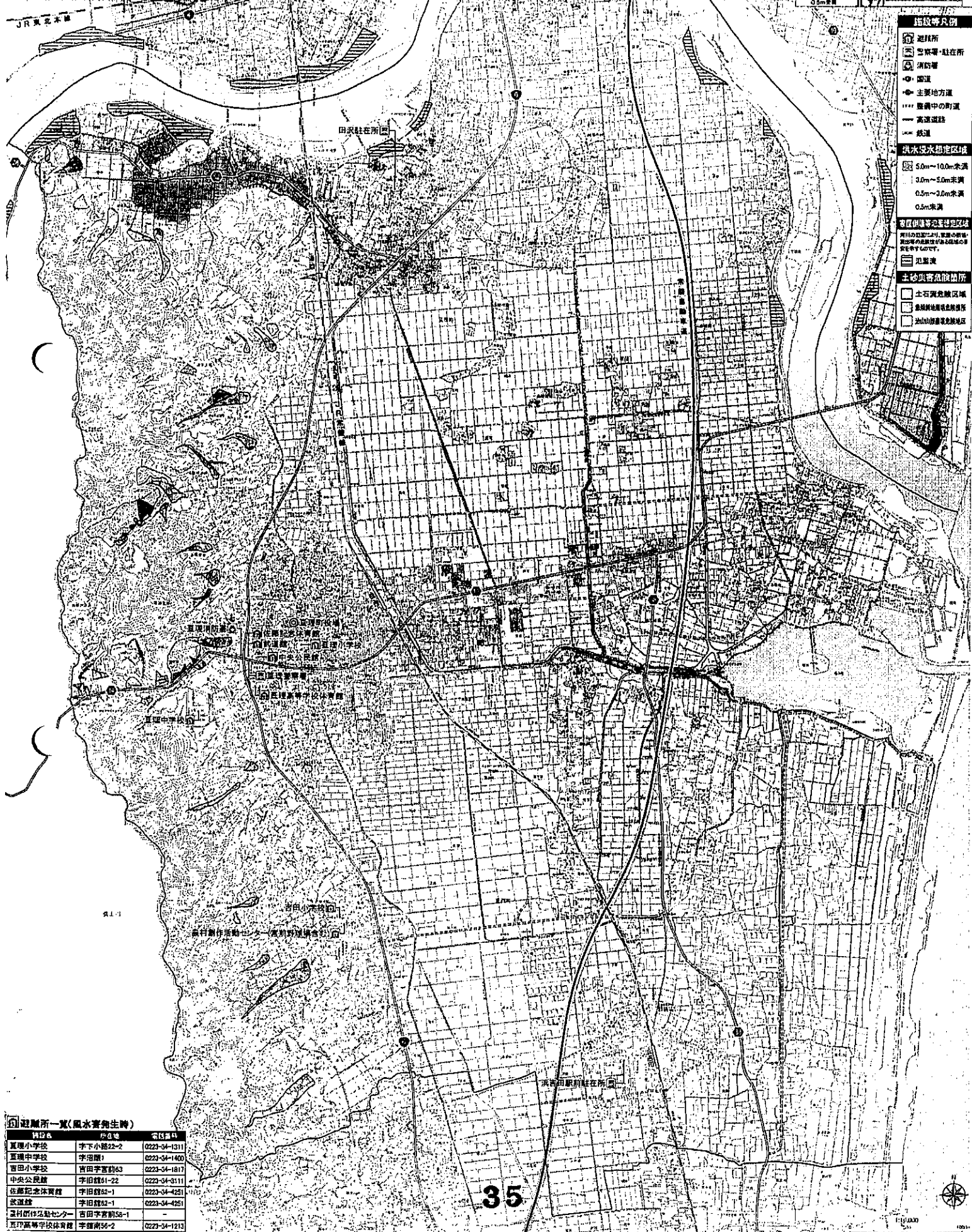
本部員 校長	総務班 L:教頭, M:防災	集出・情報・避難所支援班 L:主幹, M:事務	誘導・引き渡し班 L:1年担任, M:各学担任	点検・消火・検察・応急担当班 L:業務員	教護班 L:養教, M:町支	児童	保護者
<p>○要領等の気象情報, 河川・道路 収集・学校周辺の安全確認指示 ○避難指示・避難指示確認 ○状況分析・下校手段・学校待機 判断 ①学校待機, ②避難誘導 ※休校, 授業短縮, 引き渡し, 集 出下校等 (○町教委との協議・報告等)</p>	<p>○校長, 教頭, 安全, 教務等 で今後の対応協議 ○情報収集・対応記録(事務) ○分担任等の調整(教務)</p>	<p>○校長, 教頭, 安全, 教務等 で静かに待機する。 ○児童等管理 ※教室等で静かに待機する。</p>	<p>○必要により指示を受け, 選手 隊等の安全確認→報告 ①嵐の海嘯科方面(地区担当 者) ②JJA荒波支所方面(地区担当 者) ③河川等状況(安全)</p>	<p>○病気・負傷者手当 ○心のケア等 ※必要により, 教護班を要請 箇所を点検</p>	<p>○指示に従い, 静かに 待機する。</p>		
大雨等⇒洪水・土砂災害等発生							
<p>○町教委への報告 ○追加情報分析・対応判断 ○対応指示</p>	<p>○校長, 教頭, 安全, 教務等 で静かに待機する。 ○児童等管理 ※教室等で静かに待機する。</p>	<p>○校長, 教頭, 安全, 教務等 で静かに待機する。 ○児童等管理 ※教室等で静かに待機する。</p>	<p>○必要により指示を受け, 選手 隊等の安全確認→報告 ①嵐の海嘯科方面(地区担当 者) ②JJA荒波支所方面(地区担当 者) ③河川等状況(安全)</p>	<p>○病気・負傷者手当 ○心のケア等 ※必要により, 教護班を要請 箇所を点検</p>	<p>○指示に従い, 静かに 待機する。</p>		
各種対応	各種対応(授業短縮, 引き渡し, 待機継続, 集団下校) 在校時間外の対応や翌日の対応等・休校, 時間指定登校等 ※以後引き渡し対応等参照						

洪水・土砂災害 防災マップ

このマップについて
 ●この地図には、大雨によって河川が氾濫したときに想定される洪水区域と、土砂災害のおそれのある区域、避難先などの施設地図が示されています。
 ●洪水は、国土交通省が平成13年度に公表した「河川洪水高予測調査報告書」を基に、洪水浸水想定区域図(河川洪水浸水想定区域図)と、土砂災害は、国土交通省が平成13年度に公表した「土砂災害危険区域図(土砂災害危険区域図)」を基に作成されています。
 ●洪水浸水想定区域図、土砂災害危険区域図は、国土交通省の河川治水課が作成したもので、この図に基いて、国土交通省が公表した「河川洪水高予測調査報告書」を基に、洪水浸水想定区域図(河川洪水浸水想定区域図)と、土砂災害危険区域図(土砂災害危険区域図)を作成されています。
 ●この地図で示した洪水浸水想定区域や土砂災害のおそれのある区域は、あくまで予測であり、実際の災害発生時には、状況に応じて異なる場合があります。



- 施設等凡例
- 避難所
 - 警察署・駐在所
 - 消防署
 - 国道
 - 主要地方道
 - 農道中の町道
 - 高速道路
 - 鉄道
- 洪水浸水想定区域
- 5.0m~10.0m未満
 - 3.0m~5.0m未満
 - 0.5m~3.0m未満
 - 0.5m未満
- 土砂災害危険区域
- 河川の氾濫により、家屋の倒壊・埋没等の危険性が6.0m以上の水深で発生する区域
 - 避難先
- 土砂災害危険箇所
- 土石流危険区域
 - 崩壊危険箇所
 - 土砂崩壊危険区域

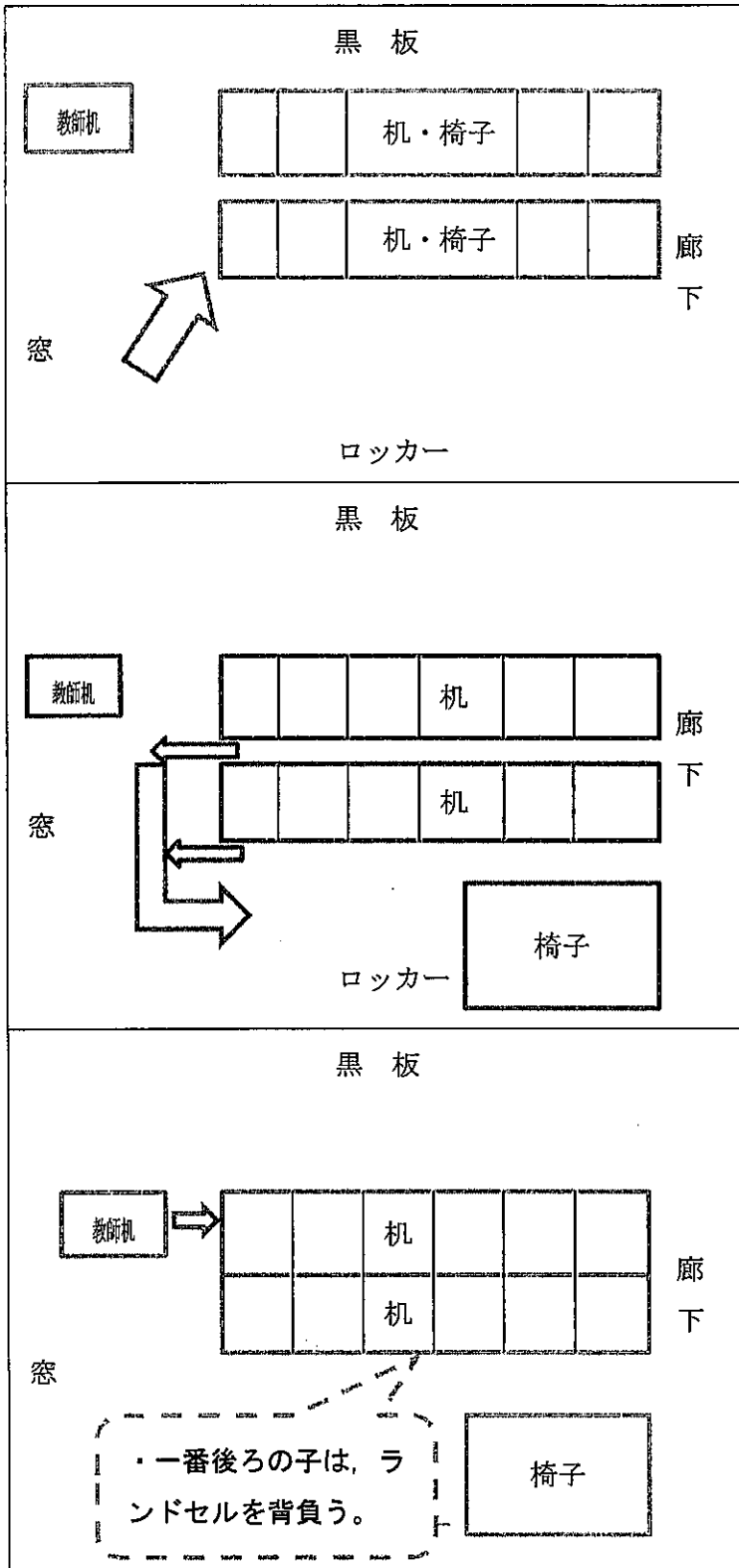


①避難所一覧(風水害発生時)

施設名	所在地	電話番号
真理小学校	字下小路22-2	0223-34-1311
五福中学校	字沼原1	0223-34-1400
吉田小学校	吉田字宮前63	0223-34-1817
中央公民館	字旧館61-22	0223-34-3111
佐藤記念体育館	字旧館62-1	0223-34-4251
歌道館	字旧館62-1	0223-34-4251
農村創作活動センター	吉田字宮前56-1	-
五福高等学校体育館	字蓮南56-2	0223-34-1213



荒浜小学校 竜巻簡易シェルターづくり



ステップ1

- 窓の鍵をかけ、扉・カーテンを閉める指示を出す。
- ・窓の鍵をかけ、カーテンを閉じる。
- ・出入り口扉を閉める。
- ・北西側に机・椅子を移動（机の前後の間隔を1人分空ける。）

ステップ2

- 防災頭巾の着用と、移動の指示や誘導をする。
- ・防災頭巾をかぶり、黒板側の児童から椅子を移動する。

ステップ3

- ・一番後ろの子だけロッカーにランドセルを取りに行き、背負う。

ステップ4

- ・黒板側からシェルターに戻る。
- 1列目から、シェルターに入り、机を順に詰める指示を出す。
- ・黒板側2列目の机を1列目に詰める。3列目以降、同様に行う。
- ・一番後ろの子は、ランドセルを背負ったまま、机の下に入る。
- 教師用の机を移動し、中に入る。



凡例：○は、教職員 ・は、児童

弾道ミサイル発射等に係る対応

(1) 弾道ミサイル発射時の対応 (日本に飛来する可能性のある場合)

弾道ミサイル発射

Jアラートによる情報伝達

ミサイル発射。ミサイル発射。ミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。(総務省消防庁)

屋内退避

在校中 登下校中 在宅中

避難行動
○外にいる場合は、直ちに校舎内に避難する。
○できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

避難行動
○直ちに建物の中、又は地下に避難する。
○近くに建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。

避難行動
○直ちに建物の中、又は地下に避難する。
○できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

Jアラートによる情報伝達

ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、●●地方から●●へ通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。(総務省消防庁)

避難行動解除

教職員

○発射された方向、発射数等をメディアから情報収集を行う。

教職員

○定められた避難場所へ避難誘導を行う。

○外にいる場合には、校舎内へ避難誘導し、窓から離れた場所で身を守らせる。

【登下校中・在宅時の避難行動】

※登下校中は、児童生徒自身で判断し、避難行動をとる必要があることから、指導を徹底する。

※保護者・地域住民に登下校中・在宅時の避難行動について周知し、協力を依頼しておく。

【校外活動中の避難行動】

※登下校中の避難行動と同様の行動をとらせる。

※引率教員は、児童生徒の状況を学校へ連絡する。

校長

○ミサイル通過の情報があつた際には、通常登校とする。

○ミサイル通過の情報があつた際、避難行動の解除を行う。

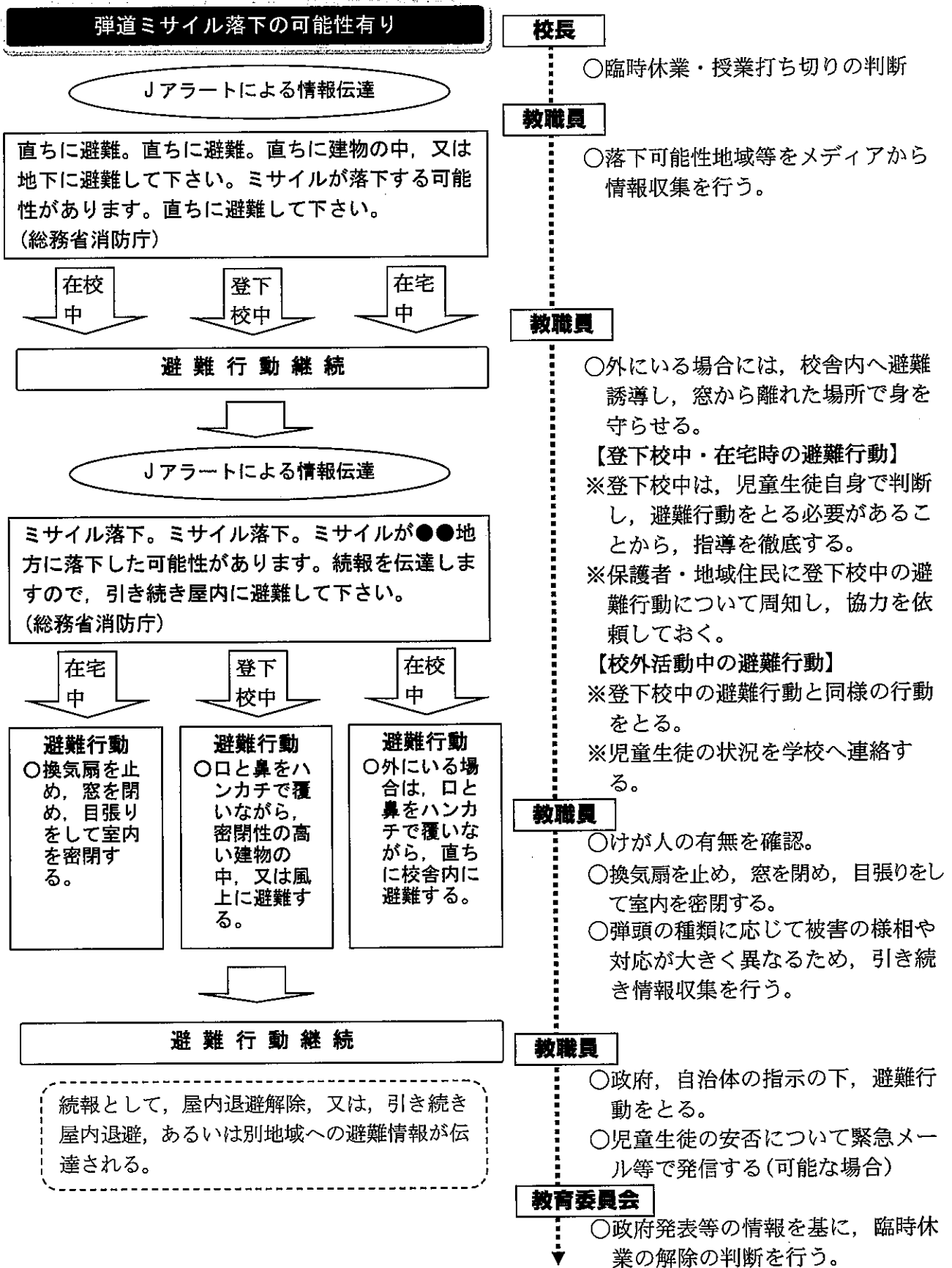
教職員

○必要に応じ、緊急メール等で通常登校、始業時間の繰り下げ等を知らせる。

○児童生徒のケアを行う。

○不審な物を発見した場合には、教員、警察、消防等へ連絡をするよう指導する

(2) 弾道ミサイル落下時の対応 (日本の領土・領海に落下する可能性がある場合)



変更点確認版

別紙 1

平成29年9月25日更新版

高校教育課
特別支援教育室
スポーツ健康課

弾道ミサイル発射に係るJアラート等作動時の行動

時間帯	在校中	登下校中	在宅・外出中
判断者	校長が判断	児童生徒等が判断	保護者等が判断
① 発射	他地域の方向 ^② に発射 (Jアラートは作動しない)	通常通り(情報収集は行う)	
	本県の方向に発射 ^③	避難行動 ①	
④ 落下	日本の領海外に落下	通常生活に戻る	
	日本の領土・領海に落下	避難行動 ②	

避難行動 ①	⑤ 落下物や爆発に備えた行動例
屋外にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・近くの建物の中や地下などに避難する。 ・近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。
屋内にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
自動車にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を止めて頑丈な建物や地下街などに避難する。 ・周囲に避難できる頑丈な建物や地下街などが無い場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

※ 在校中に「避難行動①」をとり、Jアラート等の発信情報^⑥により、ミサイルが日本の上空を通過したことを確認後、避難行動の解除を校長が行う。

避難行動 ②	⑦ 放射線等から身を守る行動例	
情報収集等	<ul style="list-style-type: none"> ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。 	
近くに着弾	屋外	<ul style="list-style-type: none"> ・口と鼻をハンカチで覆いながら現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
	屋内	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

※ 在校中に「避難行動②」をとる事態となった場合、避難行動の解除は県教育委員会が行う。

変更点確認版

別紙 2

始業前における臨時休業の判断基準

平成29年9月25日更新版
高校教育課
特別支援教育室
スポーツ健康課

1 基本的な考え方

臨時休業の取扱いは、基本的には校長の判断によることとされているが、日本の領土・領海内に弾道ミサイルが落下する事態は、極めて異例の状況と考えられることから、臨時休業とするか否かは、校長と県教育委員会の間においてあらかじめ定めておく必要がある。

2 ミサイルの落下地点別の判断基準

- 日本の^①上空を通過 ⇒ 通常登校
- 日本の領土・領海に落下 ⇒ 臨時休業

3 判断 → 通知 → 解除の流れ

- ① ミサイルが落下した場合は、落下地点別の判断基準に基づき、校長が「通常登校」か「臨時休業」かを判断する。
- ② 次のミサイルのことは考えず、その都度判断する。
- ③ ミサイルが日本の領海外に落下した場合は、県教委から各学校への連絡は特に行わない。
- ④ ミサイルが日本の領土・領海に落下し、「臨時休業」となった場合は、県教委から各学校に確認のための連絡をする。また、マスコミへの連絡は県教委が行う。
- ⑤ 「臨時休業」の解除の判断は、政府発表等の情報をもとに県教委が行い、各学校への通知及びマスコミへの連絡を行う。

弾道ミサイル落下時の行動に関するQ & A

9.25 (改訂)

スポーツ健康課

Q 1 特別支援学校では、スクールバスでの登下校が多い。乗車中に「アラート等から緊急情報が発信された場合には、行動例にあるように必ず「バスを止めて、建物の中や地下等に避難しなければならない」のか。

スクールバスの避難行動については、既に一部業者が学校に連絡したケースもありますが、今後早急に県教委とバス会社による確認を行うこととします。

児童生徒の実情によっては、急な避難行動により強い不安を感じたり、ケガをしたりすることも考えられますので、必ずしもバスから降りず、車内で待機する対応があることについて、事前に保護者と確認しておくことが必要です。

Q 2 修学旅行や校外体験学習時等に「アラート等から緊急情報が発信された場合の避難行動について、どうすればよいのか。

どこにいても、落ち着いて、すばやく避難行動し、正確かつ迅速な情報収集が必要となります。児童生徒には、緊急時の対応の1つとして屋外にいる場合、屋内にいる場合などに分けて事前に指導しておくことが大事です。

Q 3 文部科学省事務連絡（H29.9.8付け）の別紙にミサイルが着弾した場合の行動例として、屋内にいる場合は換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉するとあるが、必ずこの行動をとらなければならないのか。

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が異なります。まず窓は閉めますが、目張りについては行政からの指示や情報を確認してから行います。

Q 4 学校の始業時間の繰り下げについては、校長が判断して対応してよいのか。

公共交通機関の運休状況等の情報をもとに校長が判断することになります。

Q 5 臨時休業、始業時間の繰り下げ等の報告については、どこにするのか。

自然災害等による報告と同様、高等学校（県立中学校を含む）は高校教育課、特別支援学校は特別支援教育室に報告してください。

Q6 日本国内でも、離島など本県から離れた地域にミサイルが落下した場合でも、臨時休業とするのか。

本県から遠く離れた場所にミサイルが落下した場合は、本県にはミサイルによる直接的な被害は生じないものと想定しています。

しかし、日本の領土・領海内にミサイルが打ち込まれる事態となった場合は、日本国全体の問題として非常事態となっていることも想定されることから、臨時休業とすることとしています。

Q7 日本の領土・領海にミサイルの部品が落下した場合でも、臨時休業とするのか。

Jアラートから、「ミサイルが●●地方に落下した可能性があります。情報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい」と速報された場合、校長は、機械的に臨時休業の判断をします。

ただし、弾頭の種類等により避難の方法等は大きく異なってくるものと思われれます。

Q8 土曜日に日本の領土内にミサイルが落下した場合には、月曜日の臨時休業を即時に判断し、生徒に連絡するのか。

ミサイル落下の報道等により即時に臨時休業の判断をします。

ただし、月曜日の朝までの間に政府から「安全である」との発表がなされ、県教委から各学校に臨時休業解除の連絡がなされる可能性もあることから、生徒への連絡は次のようになるものと想定しています。

「日本国内にミサイルが落下しました。緊急事態と考えられますので、政府発表等に注意し、安全な行動を継続してください。

予め定めていたとおり、月曜日は臨時休業の予定となりますが、今後、政府から安全との広報があった場合は通常登校となる可能性もあります。その場合は、月曜日の●時（学校によって時刻が異なる可能性がある）までに連絡します。」

変更点確認表

別紙1 弾道ミサイル発射に係るJアラート作動時の行動

番号	旧	新
①	飛翔中	発射
②	上空を通過	方向に発射
③	上空通過	方向に発射
④	落下後	落下
⑤	できるだけ頑丈な建物や地下など	建物の中や地下など
⑥	ミサイルが日本の領海外に落下した場合	Jアラート等の発信情報により、ミサイルが日本の上空を通過したことを確認後
⑦	放射能	放射線

別紙2 始業前における臨時休業の判断基準

番号	旧	新
①	領海外に落下	上空を通過

理由

弾道ミサイルが日本の上空を通過した場合には、他に追尾しているミサイルやミサイルから分離した落下物が我が国の領土・領海に落下する可能性が無いことを確認した後、ミサイルが通過した旨の情報を発信することから。

Ⅲ-4 火山災害の対応

(1) 平常時の対応

- ① 噴火警報等火山活動に関する情報を迅速かつ正確に把握できる体制を整えておく。
- ② 防災マップ等を参考に、学校に影響を及ぼす可能性のある火山現象を把握しておく。
- ③ 火山現象に応じた避難場所や避難経路を確認しておく。
- ④ 異常な現象を発見した場合には、巨理町あるいは気象台等へ連絡する。

(2) 火山活動発発時の対応

凡例 L:リーダー, M:メンバー

本部 校長	総務班 L:教頭, M:防災	搬出・情報・避難班 L:主幹, M:事務	誘導・引き渡し班 L:6年担, M:各学担	点検・消火・検査・応急復旧班 L:業務員	教護班 L:養教, M:町支	児童	保護者
----------	-------------------	-------------------------	--------------------------	-------------------------	-------------------	----	-----

噴火警報発表

安全点検 安全確保 情報収集 対応協議	○警報等の情報収集・学校周辺の安全確認指示 ○安全確保指示 ○町教委等との協議・報告等	○情報収集・対応記録(事務) ○分担等の調整(主幹)	○児童管理 ※教室等で静かに待機する。	○必要により指示を受け、通学路等の安全確認・風向きによる噴出物の影響→報告者 ①島の海産科方面(地区担当者) ②JVA荒浜支所方面(地区担当者) ③屋上からの観察・報告(主幹)	○病気・負傷者手当 ※負傷者等無の場合には、分担箇所の点検	○指示に従い、静かに待機する。	△
------------------------------	---------------------------------------------------	-------------------------------	------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------	-----------------	---

校内災害対策本部設置

避難勧告 発令

- 避難勧告
- 1 噴火警戒レベル4: 避難準備→警戒が必要な居住地域での避難準備等
 - 2 噴火警戒レベル5: 避難→危険な居住地域からの避難等
- ※噴火警戒レベルを導入していない火山では、「居住地域嚴重警戒」として発表

対応協議 対応報告 対応指示	△休校、授業短縮、引き渡し、集団下校、翌日の対応等 ○町教委への報告 ○追加情報分析・対応判断 ○対応指示	○対応協議(校長、教頭、防災、事務) ○町教委への報告(教頭) ○打合せ等で対応を指示(教頭) ○必要時や可能な場合、保護者への文書作成(教頭) ○児童クラブ等の関係機関への連絡(教頭、防災)	○対応協議(校長、教頭、防災、主幹、事務) ○打合せ等での共通理解 ○メール配信(教務) ○対応記録(事務)	○打合せ等での共通理解 ○児童への説明	○学校待機や避難誘導等の対応	○病気・負傷者手当 ○心のケア等 ○必要により、救急車を要請	○学校待機や避難指示により、教職員により、安全に留意して行動する。	○メールの受信 ○受信内容により対応
各種対応	対応(二次避難、引き渡し、待機、集団下校等)							

Ⅲ-4 火山災害の対応

(3) 噴火発生時の対応(在校時の発生)

- ① 校庭にいる児童は直ちに教室に移動させ、ヘルメット(防災頭巾等)を着用する等、身の安全を確保させる。⇒必要に応じ、火山灰等の吸引を防止するため、マスクなどを着用させる。
- ② 情報を収集し、火山活動の状況を迅速かつ正確に把握する。
- ③ 亘理町総務課(防災担当)＜災害対策本部＞等の指示に従い、適切な対応を取る。
- ④ 新たに避難勧告が発令された場合には、二次避難場所へ移動するなど迅速な応急対策をとる。
- ⑤ 前兆現象がなく噴火が発生した場合は、前項の対応を至急実施する。

(4) 噴火警報、噴火予報について

宮城県内の活火山(栗駒山、鳴子、蔵王山)は、噴火警戒レベル未導入火山である。噴火警戒レベル未導入火山における噴火警報、噴火予報は以下のとおりである。

名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	警戒事項等(キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域または、山麓及びそれより火口側	居住地域または、山麓及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒(居住地域嚴重警戒)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域または山麓の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒(入山危険)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
噴火予報	火口周辺警報	火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口から少し離れたところまでの火口周辺における警戒(火口周辺危険)	火口から居住地域または山麓の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	—	火口内等	平常	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	—	火口内等	平常	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

Ⅲ-4 火山災害の対応

(5) 噴火に伴う現象

<p>噴石</p>	<p>噴火に伴って空中に放出される岩石を噴石という。直径数十センチを超える大きな噴石の到達距離は、火口から通常4km程度までであるが、その直撃により死者や建物被害を発生させることがある。 規模の大きな噴火の場合、火山上空の風速によってはこぶし大の噴石が火口から10kmを超える地域まで落下することがある。</p>
<p>火山灰</p>	<p>噴火に伴って空中に噴き出される火山灰は風に乘って広い範囲に運ばれ、農作物に被害を与えたり、陸や空の交通に大きな影響を及ぼしたりする。さらに小さな噴石(火山礫)、火山灰が多く積もった地域では、その後の雨によって土石流が発生する恐れがある。</p>
<p>泥流・土石流</p>	<p>火砕流が積もっていた雪を溶かして、泥流を発生させることがある。また、火山灰が堆積しているところに雨が降ると、少ない降水量でも土石流が発生することがある。これらの現象により、山麓にも大きな被害をもたらすことがある。</p>
<p>火砕流</p>	<p>火砕流は火山ガス、火山灰、小さな噴石(火山れき)などが一体となって斜面を流れ落ちる現象である。数百℃の高温に加え、速いものでは時速100km以上という高速のため発生してからの避難は難しく、火山現象の中でも最も危険なものの一つである。気体の割合が多い火砕サーージを伴うこともある。 1991年に長崎県雲仙普賢岳の噴火で発生した火砕流では、一度に43人が亡くなった。</p>
<p>溶岩流</p>	<p>溶けた状態の岩石が地表に流れ出したものが溶岩流である。1000℃前後という高温のため、山林や耕地、建物や道路などすべてを焼き払い、埋め尽くしてしまう。また、冷えて固まった溶岩流は取り除くのが困難で、農地など使えなくなってしまう。 1986年の伊豆大島噴火では、大量の溶岩流が海まで流れ出した。</p>
<p>火山ガス</p>	<p>多くの火山では、火口やそれ以外の山腹や山麓に噴気活動が見られる場合があり、火山ガスが噴出している。火山ガスには、硫化水素、二酸化硫黄などの有害物質が含まれるため、それを吸った人や家畜に被害が出た例もある。2000年、北海道の有珠山噴火では、火山ガスが激しく噴出し、伊豆諸島の三宅島では、今なお、大量の火山ガス放出がある。</p>
<p>山体崩壊</p>	<p>火山噴火やそれに伴う地震・地殻変動が引き金となって、火山の山体の一部が一気に崩れ落ちる現象である。その際に発生する大量の土砂の流れを、岩屑なだれと呼ぶ。岩屑なだれによる山体崩壊は、大規模な地滑りとともに高速の爆風を伴うこともあり、きわめて危険な火山現象である。 磐梯山噴火(1888年)などで発生している。</p>



令和3年5月20日から

ひなんしじ

避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

警戒レベル

4

警戒レベル

5



災害発生
又は切迫

さんきやうあんせんかくほ
緊急安全確保 ※1

新たな避難情報等

これまでの避難情報等

災害発生情報

(発生を確認したときに発令)

・避難指示(緊急)

・避難勧告

避難準備・
高齢者等避難開始

大雨・洪水・高潮注意報
(気象庁)

早期注意情報
(気象庁)

警戒レベル4までには必ず避難!

4



災害の
おそれ高い

ひなんしじ
避難指示 ※2

3



災害の
おそれあり

こうれいしゃとうひなん
高齢者等避難 ※3

2



災害状況悪化

大雨・洪水・高潮注意報
(気象庁)

1



災害状況悪化のおそれ

早期注意情報
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の
発令を待ってはいけません!

避難勧告は廃止されます。

これからは、

警戒レベル4避難指示で
危険な場所から全員避難

しましょう。

避難に時間のかかる
高齢者や障害のある人は、
警戒レベル3高齢者等避難で
危険な場所から避難

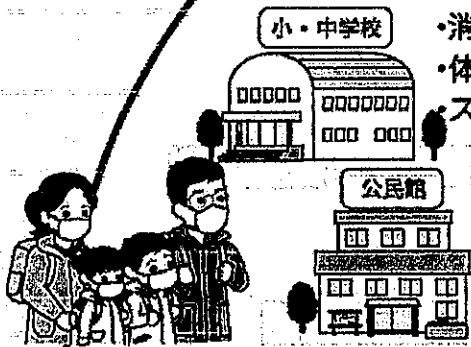
しましょう。

ひなん
「避難」って
何すれば
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ
が避難ではありません。
「避難」とは「難」を「避」けること。
下の4つの行動があります。

行政が指定した避難場所
への立退き避難

自ら携行するもの
・マスク
・消毒液
・体温計
・スリッパ 等



安全な親戚・知人宅
への立退き避難

普段から災害時に避難
することを相談して
おきましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。

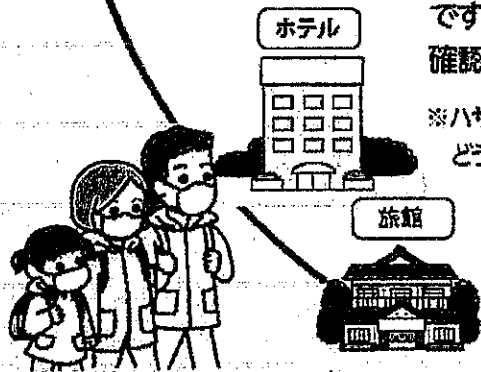


普段から
どう行動するか
決めておき
ましょう

安全なホテル・旅館
への立退き避難

通常の宿泊料が必要
です。事前に予約・
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。

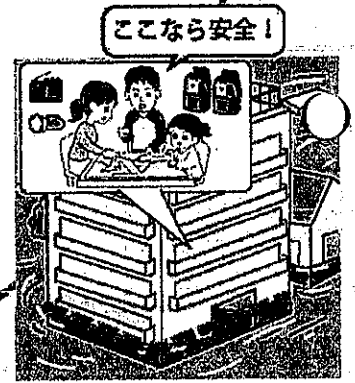


屋内安全確保

ハザードマップで以下の
「3つの条件」を確認し
自宅にいても大丈夫かを
確認することが必要です。

想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある
区域では立退き避難が
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると...)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります



地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い



③ 水がひくまで我慢でき、
水・食糧などの備えが十分

(十分じゃないと...)

水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

(2) 緊急地震速報について

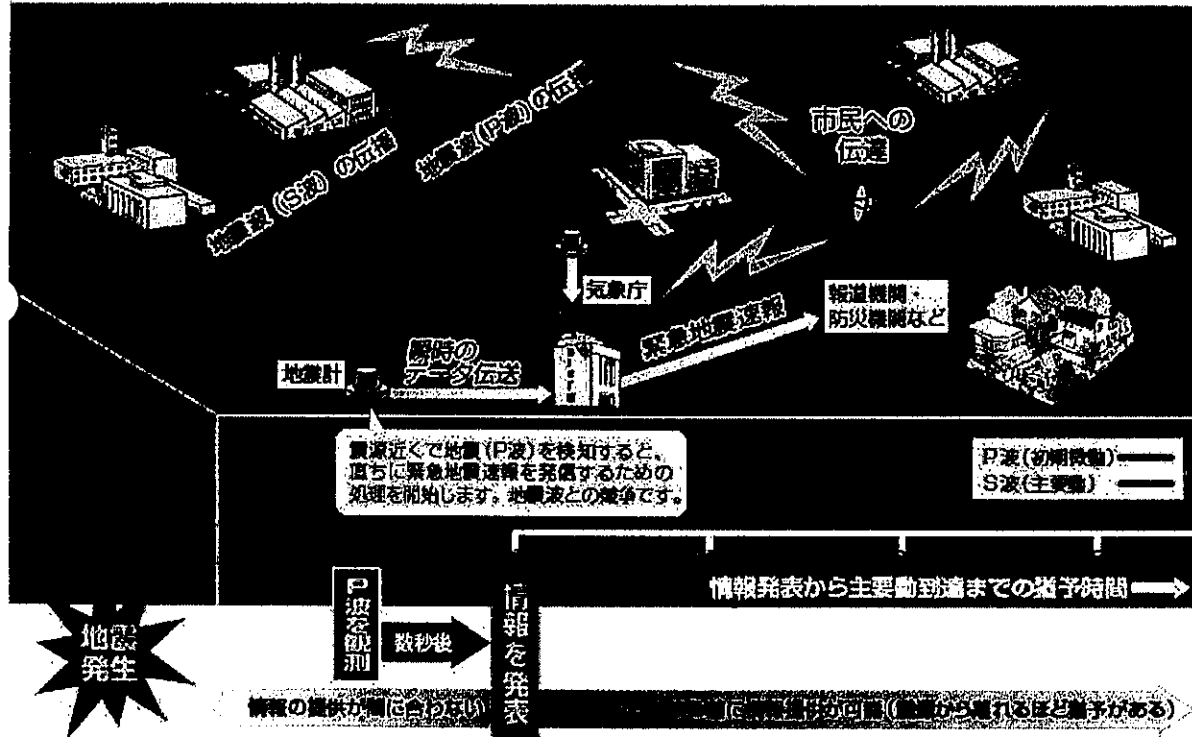
緊急地震速報とは、地震発生直後に地震の震源に近い観測点でとらえた地震波形から震源、地震の規模(マグニチュード)、震度を解析し、地震による強い揺れが迫っていることを伝える地震情報です。

地震の揺れは震源から波紋のように波(地震波)として伝わっていきます。この地震には、主に2種類あり、最初に秒速約7kmで伝播するP波(初期微動)、続いて秒速約4kmで伝播し、強い揺れをもたらすS波(主要動)が伝わってきます。

緊急地震速報は、日本全国に配置された地震計(気象庁の約200箇所、独立行政法人防災科学技術研究所の約800箇所)の中で、地震の震源に近い地震観測点で得られたP波を分析し、秒単位という短時間に震源、地震の規模および各地の震度を測定し、被害を及ぼすおそれがある主要動が到達する前にお知らせする地震情報です。

緊急地震速報(警報)は、検知した地震波の解析により震度5弱以上の強い揺れが推定された場合に発表し、その内容は震度4以上の揺れが推定された地域名です。発表はテレビ・ラジオを通じて行いますが、このほか電話回線、衛星通信等の様々伝達手段を利用して行います。緊急地震速報は活用して主要動が到達する前に身の安全を図り、あるいは企業の事業継続等のための適切な対策をとることができれば、地震被害の大幅な防止・軽減が期待されます。

ただし、緊急地震速報には、①震源に近い地域では、緊急地震速報が強い揺れに間に合わない、②予測する震度は±1段階程度の誤差を含んでいる、③警報を速いタイミングで発表できない場合があるなどの限界があります。緊急地震速報を有効に利用するためには、情報の有効性や限界などを理解しておくと同時に、日頃から短時間に退避行動が行うことができるように訓練をしておく必要があります。



(気象庁ホームページ資料から)

(3) 災害用伝言ダイヤルの利用方法

大災害が発生した場合には、安否確認、問い合わせ等の電話が殺到することで、電話回線が混乱し、つながりにくい状況になります。

災害用伝言ダイヤルは、被災地エリアで使用できるサービスで、電話番号をメールアドレスにして、安否などの情報を音声によって登録・確認できるサービスとして活用できます。

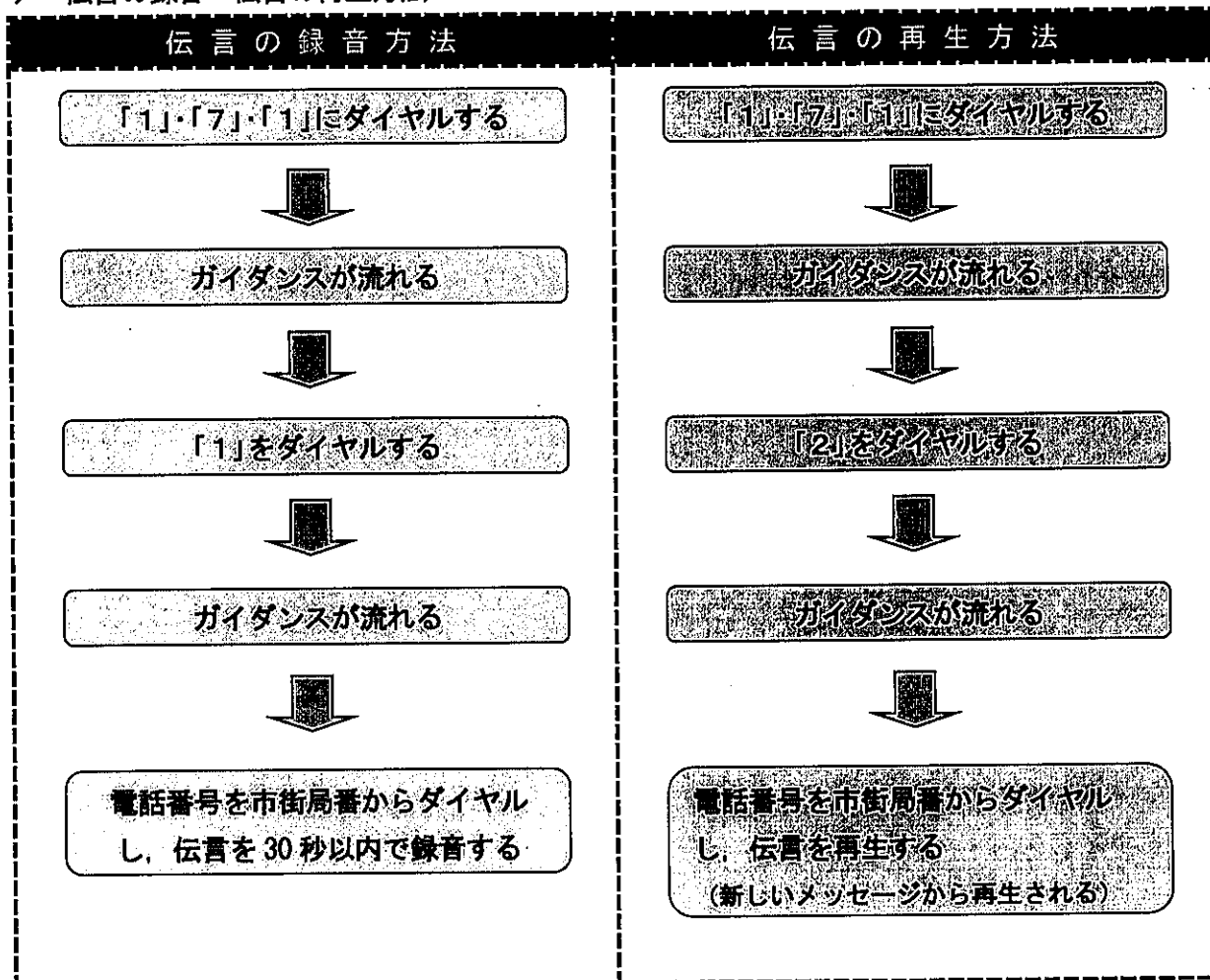
① エリアの決定

震度6弱以上の地震発生時等にテレビやラジオ等でNTTが「171（災害伝言ダイヤル）」を設置したことや、利用方法・伝達登録エリアを都道府県単位で知らされます。

② 利用方法

一般電話、公衆電話、携帯やPHSから利用できます。

ア 伝言の録音・伝言の再生方法



イ 伝言の録音時間

1 伝言あたり 30 秒以内

ウ 伝言の保存期間

録音時から 48 時間

エ 伝言の蓄積数

1 番号あたり 1～10 件

引き渡しカード

亶理町立荒浜小学校

学年 学級	年	ふりがな	性別	男・女
	組	児童名	地区名	①ここに記入(記入例①: 善根田東) ②変更の場合(記入例②: 善治〇〇) ③変更の場合(記入例③: 亶理〇〇)
住所	①ここに記入		電話番号	
	②変更の場合			
	③変更の場合			
保護者名			児童との関係	
本校在籍の 兄弟姉妹	年	組	男・女	氏名
緊急時 連絡先1	名前		児童との 関係	連絡がつく 電話番号
	名前		児童との 関係	連絡がつく 電話番号
引受人	引受人氏名	続柄	住所	電話番号
	①			
	②			
	③			
	④			

※↑引受人は、2名以上記入してください。

同意書: 上記欄に記入の引受人以外の方が引き受けに来校した場合、その方に引き渡すことを

承諾します 承諾しません 令和 年 月 日 氏名 印

※↓この欄の下の1回目～3回目の欄は、実際に引受した場合に記入します。

	引受人氏名	続柄	引き渡し日時	引受場所・連絡先電話番号記入	確認者名
1回目	※特に急を要している場合の記入例: 引受人①		月 日 時 分	引受場所(記入例①: 自宅) 連絡先電話番号	
2回目			月 日 時 分	引受場所(記入例②: 亶理町宇新町☆-2祖父宅) 連絡先電話番号	
3回目			月 日 時 分	引受場所(記入例③: 亶理小学校(避難所)) 連絡先電話番号	

※引受後に、避難場所や自宅及び連絡先等が変更になった場合は、必ず学校TELに連絡をお願いします。

引き渡しカード記入例

亶理町立荒浜小学校

学年 学級	6年	ふりがな あらはま じろう	性別	(男) ・ 女		
	1組	児童名 荒浜 次郎	地区名	①ここに記入 箱根田東 ②変更の場合(記入例②): 皆治〇〇 ③変更の場合(記入例③): 亶理〇〇		
住所	①ここに記入 亶理町字惣里1番地-□-△ ②変更の場合 ③変更の場合		電話番号	34-☆☆☆☆		
保護者名	荒浜 太郎		児童との関係	父		
本校在籍の 兄弟姉妹	1年 1組 (男)女 氏名 荒浜 花子		3年 1組 (男)女 氏名 荒浜 三郎			
緊急時 連絡先1	名前	荒浜 太郎	児童との 関係	父	連絡がつく 電話番号	090-△△△△-0000
緊急時 連絡先2	名前	荒浜 良子	児童との 関係	母	連絡がつく 電話番号	022-☆☆☆☆-1111 (荒浜商事)
引受人	引受人氏名	続柄	住 所		電話番号	
	①	荒浜 太郎	父	亶理町字惣里1番地-□-△ (自宅)		34-☆☆☆☆
	②	荒浜 良子	母	同上		同上
	③	亶理 光子	叔母	亶理町字本町☆-1		33-□□□□
	④	亶理 浜太郎	祖父	亶理町字新町☆-2		34-△△△△

※↑引受人は、2名以上記入してください。

同意書: 上記欄に記入の引受人以外の方が引き受けに来校した場合、その方に引き渡すことを

承諾します

承諾しません

令和☆☆年 ☆月 ☆☆日

氏名 **荒浜 太郎**

押印

印

※↓この欄の下の1回目～3回目の欄は、実際に引受した場合に記入します。

	引受人氏名	続柄	引き渡し日時	引受場所・連絡先電話番号記入	確認者名
1回目	<small>※特に意を要している場合の記入例: 引受人①</small>		月 日 時 分	引受場所(記入例①: 自宅) 連絡先電話番号	
2回目			月 日 時 分	引受場所(記入例②: 亶理町字新町☆-2祖父宅) 連絡先電話番号	
3回目			月 日 時 分	引受場所(記入例③: 亶理小学校(避難所)) 連絡先電話番号	

※引受後に、避難場所や自宅及び連絡先等が変更になった場合は、必ず学校TELに連絡をお願いします。

避難・安否確認カード(登下校時・在宅時)

亶理町立荒浜小学校

学年 学級	年	ふりがな	性別	男・女
	組	児童名	地区名	①ここに記入(記入例①: 権根田東)
住所	②変更の場合			電話番号
	③変更の場合		③変更の場合(記入例③: 亶理〇〇)	
	④変更の場合			

○頭を守り、落ちてこない、倒れてこない、移動してこないところへ
 ...⇒津波がこないところへ! 高いところへ!

記入上の留意点

※ 登下校時の通学方法①は、1番多い通学方法を記入してください。②は、2番目に多い通学方法です。(①だけの場合、②は記入しない。)

※ バスは、地震・津波等の被害が発生・想定される場合、現場で安全な場所に緊急停止をした後、運転手さんの判断により亶理駅東口に避難することになります。

登校時の通学方法を○をつける		徒歩	バス(さざんか号)	自家用車送迎	その他()	
登校時の避難場所	①	自宅⇒	スタート⇒ 自宅から1/4の地点	⇒自宅から2/4(半分)の地点	⇒自宅から3/4の地点	4/4の地点
						⇒荒浜小学校
登校時の通学方法を○で囲む		徒歩	バス(さざんか号)	自家用車送迎	その他()	
登校時の避難場所	②	自宅⇒	スタート⇒ 自宅から1/4の地点	⇒自宅から2/4(半分)の地点	⇒自宅から3/4の地点	4/4の地点
						⇒荒浜小学校

下校時の通学方法を○で囲む		徒歩	バス(さざんか号)	自家用車送迎	その他()	
下校時の避難場所	①	荒浜小学校⇒	スタート⇒ 学校から1/4の地点	⇒学校から2/4(半分)の地点	⇒学校から3/4の地点	4/4の地点
						⇒自宅
下校時の通学方法を○で囲む		徒歩	バス(さざんか号)	自家用車送迎	その他()	
下校時の避難場所	②	荒浜小学校⇒	スタート⇒ 学校から1/4の地点	⇒学校から2/4(半分)の地点	⇒学校から3/4の地点	4/4の地点
						⇒自宅

在宅時の避難場所及び避難場所までの時間(家に1人である時)	※複数ある場合は、上の段と下の段にご記入ください。記入例①: 亶理小学校<避難所>(20分)、記入例②: 釜屋蔵(10分)、記入例③: 亶理公共第1集会所⇒釜屋蔵(30分)等
-------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------

避難・安否確認カード(登下校時・在宅時) 記入例 亶理町立荒浜小学校

学年 学級	6年 ぶりがな あらはま じろう	性別	男・女
	1組 児童名 荒浜 次郎	地区名	①ここに記入(記入例①:箱根田東) 箱根田東 ②変更の場合(記入例②:箱根田西) ③変更の場合(記入例③:亶理町〇〇)
住所	①ここに記入 亶理町荒浜字〇〇1番地-□-△ ②変更の場合 ③変更の場合	電話番号	34-☆☆☆☆

○頭を守り、落ちてこない、倒れてこない、移動してこないところへ
...⇒津波がこないところへ! 高いところへ!

記入上の留意点

※ 登下校時の通学方法①は、一番多い通学方法を記入してください。②は、二番目に多い通学方法です。(①だけの場合、②は記入しない。)

※ バスは、地震・津波等の被害が発生・想定される場合、現場で安全な場所に緊急停止をした後、運転手さんの判断により亶理駅東口に避難することになります。

想定:震度6弱以上、大津波発生(または、大津波警報発令中)の想定

登校時の通学方法を○で囲む	徒歩 バス(さざんか号) 自家用車送迎 その他()												
登校時の避難場所	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>自宅⇒</td> <td>スタート⇒ 自宅から1/4の地点 ※徒歩記入例①:自宅</td> <td>⇒自宅から2/4(半分)の地点 ※徒歩記入例②:箱根田公会堂</td> <td>⇒自宅から3/4の地点 ※徒歩記入例③:荒浜小学校</td> <td>4/4の地点 ⇒荒浜小学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>自宅</td> <td>箱根田公会堂</td> <td>荒浜小学校</td> <td></td> </tr> </table>	①	自宅⇒	スタート⇒ 自宅から1/4の地点 ※徒歩記入例①:自宅	⇒自宅から2/4(半分)の地点 ※徒歩記入例②:箱根田公会堂	⇒自宅から3/4の地点 ※徒歩記入例③:荒浜小学校	4/4の地点 ⇒荒浜小学校			自宅	箱根田公会堂	荒浜小学校	
①	自宅⇒	スタート⇒ 自宅から1/4の地点 ※徒歩記入例①:自宅	⇒自宅から2/4(半分)の地点 ※徒歩記入例②:箱根田公会堂	⇒自宅から3/4の地点 ※徒歩記入例③:荒浜小学校	4/4の地点 ⇒荒浜小学校								
		自宅	箱根田公会堂	荒浜小学校									
登校時の通学方法を○で囲む	徒歩 バス(さざんか号) 自家用車送迎 その他()												
登校時の避難場所	<table border="1"> <tr> <td>②</td> <td>自宅⇒</td> <td>スタート⇒ 自宅から1/4の地点 ※バス記入例①:逢隈小学校</td> <td>⇒自宅から2/4(半分)の地点 ※バス記入例②:逢隈小学校</td> <td>⇒自宅から3/4の地点 ※バス記入例③:荒浜小学校</td> <td>4/4の地点 ⇒荒浜小学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>逢隈小学校</td> <td>逢隈小学校</td> <td>荒浜小学校</td> <td></td> </tr> </table>	②	自宅⇒	スタート⇒ 自宅から1/4の地点 ※バス記入例①:逢隈小学校	⇒自宅から2/4(半分)の地点 ※バス記入例②:逢隈小学校	⇒自宅から3/4の地点 ※バス記入例③:荒浜小学校	4/4の地点 ⇒荒浜小学校			逢隈小学校	逢隈小学校	荒浜小学校	
②	自宅⇒	スタート⇒ 自宅から1/4の地点 ※バス記入例①:逢隈小学校	⇒自宅から2/4(半分)の地点 ※バス記入例②:逢隈小学校	⇒自宅から3/4の地点 ※バス記入例③:荒浜小学校	4/4の地点 ⇒荒浜小学校								
		逢隈小学校	逢隈小学校	荒浜小学校									
下校時の通学方法を○で囲む	徒歩 バス(さざんか号) 自家用車送迎 その他()												
下校時の避難場所	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>荒浜小学校⇒</td> <td>スタート⇒ 学校から1/4の地点 ※記入例①:荒浜小学校</td> <td>⇒学校から2/4(半分)の地点 ※記入例②:亶理小学校</td> <td>⇒学校から3/4の地点 ※記入例③:亶理中央公民館</td> <td>4/4の地点 ⇒自宅</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>荒浜小学校</td> <td>亶理小学校</td> <td>亶理中央公民館</td> <td></td> </tr> </table>	①	荒浜小学校⇒	スタート⇒ 学校から1/4の地点 ※記入例①:荒浜小学校	⇒学校から2/4(半分)の地点 ※記入例②:亶理小学校	⇒学校から3/4の地点 ※記入例③:亶理中央公民館	4/4の地点 ⇒自宅			荒浜小学校	亶理小学校	亶理中央公民館	
①	荒浜小学校⇒	スタート⇒ 学校から1/4の地点 ※記入例①:荒浜小学校	⇒学校から2/4(半分)の地点 ※記入例②:亶理小学校	⇒学校から3/4の地点 ※記入例③:亶理中央公民館	4/4の地点 ⇒自宅								
		荒浜小学校	亶理小学校	亶理中央公民館									
下校時の通学方法を○で囲む	徒歩 バス(さざんか号) 自家用車送迎 その他()												
下校時の避難場所	<table border="1"> <tr> <td>②</td> <td>荒浜小学校⇒</td> <td>スタート⇒ 学校から1/4の地点 ※自家用車送迎記入例①:荒浜小学校</td> <td>⇒学校から2/4(半分)の地点 ※自家用車送迎記入例②:悠里館</td> <td>⇒学校から3/4の地点 ※自家用車送迎記入例③:亶理小学校</td> <td>4/4の地点 ⇒自宅</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>荒浜小学校</td> <td>悠里館</td> <td>亶理小学校</td> <td></td> </tr> </table>	②	荒浜小学校⇒	スタート⇒ 学校から1/4の地点 ※自家用車送迎記入例①:荒浜小学校	⇒学校から2/4(半分)の地点 ※自家用車送迎記入例②:悠里館	⇒学校から3/4の地点 ※自家用車送迎記入例③:亶理小学校	4/4の地点 ⇒自宅			荒浜小学校	悠里館	亶理小学校	
②	荒浜小学校⇒	スタート⇒ 学校から1/4の地点 ※自家用車送迎記入例①:荒浜小学校	⇒学校から2/4(半分)の地点 ※自家用車送迎記入例②:悠里館	⇒学校から3/4の地点 ※自家用車送迎記入例③:亶理小学校	4/4の地点 ⇒自宅								
		荒浜小学校	悠里館	亶理小学校									
在宅時の避難場所及び避難場所までの時間(家に1人である時)	<p>※複数ある場合は、上の校と下の校にご記入ください。記入例①:亶理小学校<避難所>(20分)、記入例②:悠里館(10分)等</p> <p>亶理小学校<避難所>(20分)</p> <p>江下公園⇒悠里館(30分)</p>												

巨理町立荒浜小学校 「安否等聞き取りカード」

NO.

調査日時	令和 年 月 日() 午前・午後 時 分					
調査記録者名						
調査場所	① 自宅 ② 避難所等名() ③ その他<避難先>()					
連絡先方法	① 携帯電話・固定電話等() ② 災害用伝言ダイヤル (171-) ③ その他()					
学年・組	年 組	男・女	児童名			
兄弟姉妹	年 組	男・女		年 組	男・女	
安否状況等	① 安否確認済み ② 安否確認中() ③ 負傷等() ④ その他()					
今後の動き等						
参考事項	<家族, 自宅, その他の参考事項>					

IV ひなんばいしよいちらん

施設名	電話番号	対象災害名	
		地震	津波 風水害
亶理小学校	34-1311	○	○
亶理中学校	34-1400	○	○
荒浜小学校	33-2870	○	○
荒浜中学校	35-2425	○	○
吉田小学校	34-1817	○	○
吉田中学校	36-2022	○	○
長瀬小学校	36-2023	○	○
遠隈小学校	34-1583	○	○
遠隈中学校	34-1567	○	○
高屋小学校	34-1756	○	○
中央公民館	34-3111	○	○
佐藤記念体育館	34-4251	○	○
武道館	34-4251	○	○
荒浜体育館	35-2312	○	○
勤労青少年ホー-ム	35-3115	○	○
B&G海洋センター	34-6808	○	○
働く婦人の家	34-5489	○	○
農村創造活動センター	—	○	○
農村環境改善センター	36-3114	○	○
吉田体育館	34-8700	○	○
図書館	34-8701	○	○
郷土資料館	34-8701	○	○

〔地震〕：津波の心配のない場合やV区型地震、大心火の場合に避難所として使用します。

V ひなんするときのもちもの

カ	カ	じゆんびびしておく物 (もの)
①	飲み水	飲み水 (のみみず)
②	食べ物	食べ物 (たべもの)
③	薬	薬 (くすり)、ばんそうこうなど
④	ラジオ	ラジオ (らじお)、でんちなど
⑤	懐中電灯	懐中電灯 (かいちゆうでんとう) など
⑥	お金	お金 (おかね)
⑦	下着	下着 (したぎ) など
⑧	ティッシュペーパー	ティッシュペーパー (ていつしゆべーぽー)
⑨	タオル	タオル (たおる)・手袋 (てぶくろ) など
⑩	筆記用具	筆記用具 (ひっきようぐ)、はさみ
⑪	マスク	マスク (ますく)、スリッパ (すりっぱ)
⑫	その他	その他 (ほか) 3日分の食料準備

VI きんきゆうのれんらくさき

連絡先	電話番号	備考
亶理警察署	110番	事故や不審者

連絡方法
1 事故か不審者等の連絡が着す。
2 自分の名前・住所等を請す。
3 できるだけ詳しくお話をします。
場所 (めじるしになるものなど)
人 (服装の色や形、身長、めがねをかけているなど)
車 (車の色や形、ナンバーなど)
亶理消防署 119番 事故やカガ・火災

連絡先	電話番号	備考
荒浜小学校	0223-33-2670	
荒浜小橋・イオンセンター	080-1690-7810	

◎ 災害用伝言ダイヤル

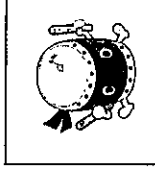
- ① [171] をダイヤルする。利用ガイダンスが流れるので、それにしたがって、操作する。
- ② 録音したいときは「1」を入力
- ③ 再生したいときは「2」を入力
- ④ それから電話番号を入力する。

電話番号

よい子の災害マニュアル

いざというときのために

- ① かぞくでやくそくごとををなしあつてきめよう
 - ② テレビ、ラジオ等により災害 (じしん・つなみ・大雨、こう水、たかしお、ぼうふう等) がはつせいしたことをしつたとき
 - ③ じこやけが、きんきゆうのれんらくがひつようなとき
- ※ あわてずに、おちついてはんだんしよう。
※ ちかかくのおとなに、たすけをもとめよう。



なまえ

亶理町立荒浜小学校令和5年 4月

I 荒浜地区のひなんばいしよ

地区	ひなんばいしよ	家からのきより	時間
あぶくま	荒浜小学校		
箱根田西	さいかひアパ-ト 荒浜小学校		
箱根田東	荒浜中学校		
港町	荒浜中学校		
鳥屋崎	鳥屋崎集会所 亶理小学校		
本郷	遠隈小学校		
江下	亶理小学校 (悠里館)		

※ ひなんするときは、海からはなれて西へ、たかいあたりのひなんする。けつして、もどらないこと。

II 不審者の場合

前	前	前	前
いかに知らない人についていかない	いかに知らない人についていかない	いかに知らない人についていかない	いかに知らない人についていかない
の	の	の	の
お	お	お	お
す	す	す	す
し	し	し	し
一人	一人	一人	一人
出かける前	出かける前	出かける前	出かける前

III かぞくのれんらくさき

なまえ	連絡先
連絡がつかないときの待ち合わせ場所	待ち合わせ場所
かぞくのなかでのやくそく	かぞくのなかでのやくそく

保護者の皆様へ

互理町立荒浜小学校
校長 ☆☆☆

「安否確認メール」の返信体験<2回目>について（お願い）

本校では、災害発生時における安否確認方法の一つとして「安否確認メール」を活用しております。つきましては、下記の日程で2回目の返信体験期間を設定しましたので、受信後には、速やかに安否情報をメールにて返信をしていただきますようお願い申し上げます。

記

1 「安否確認メール」の返信体験期間

令和☆☆年☆☆月☆☆日（☆）～☆☆月☆☆日（木）の3日間

2 お願いしたいこと

(1) 学校情報メールへの登録

- 学校情報メールへの登録がお済みの方(P会員3名)は、下記アドレスにて登録をお願いします。

荒浜小学校の登録アドレス「ae-10@wbi.jp」

(2) 2回目の返信体験

返 信 項 目

1 『送信者名』 チェック項目：いずれかにチェックを入れる。

①父 ②母 ③祖父 ④祖母 ⑤おじ ⑥おば ⑦兄弟姉妹 ⑧その他

2 『お子さんの安否は確認できましたか。』 チェック項目：いずれかにチェックを入れる。

①「無事を確認できた」 ②「負傷等がある」 ③「安否確認中である」

3 『安否確認中や負傷等のお子さんの学年・氏名』 記述項目

- ①無事を確認できた場合や負傷等がない場合⇒「なし」と記入
- ②負傷等がある場合や安否確認中の場合⇒記入例「1年 荒浜花子, 3年 荒浜次郎」

※注意！

4 『避難場所は、どこですか。』 記述項目

- ①記入例 「荒浜小学校」「親戚の家(岩沼)」「自宅」等

3 留意点

- (1) 「安否確認メール」は、メール配信が可能な場合に、災害発生後、およそ1～2時間程度を目安に配信予定です。2通目以降については、その時の状況等により配信の有無を判断します。
- (2) 安否確認方法は、①「安否確認メール」、②電話、③家庭訪問、④避難場所等訪問がありますが、方法は、その時の状況等により変わります。
- (3) メール機能上、1通のメールにつき1回のみ送信となります。メール送信後に状況等が変わった場合には、メールに添付している学校のアドレスに送信してください。

1 トランシーバー

		留意点	
1	一階	本部長用(教頭・教務机前)	<p>1 充電状況を安全点検日の毎月1日に確認する。実際に使う場合に、充電されていないことがあったということがないように必ずすること。</p> <p>2 教室の場合は、子どもたちへの事前指導を徹底し、破損等がないように指導すること(さわらない等)。</p> <p>3 充電時間は約12時間である。なお、24時間以上充電したままであると、電池が劣化するので注意すること。</p> <p>4 通話は、基本として1chで交信する。音量を最大にして使い、聞き漏らし等がないようにすること。</p>
2		職員室	
3		1年教室	
4		2年教室	
5	二階	3年教室	
6		4年教室	
7	三階	5年教室	
8		6年教室	

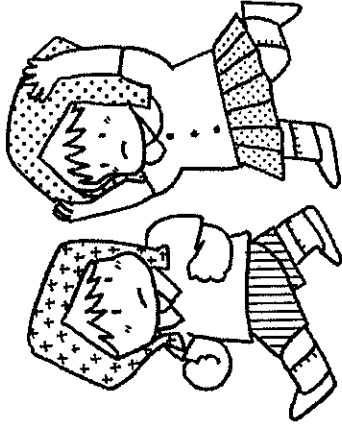
2 防災ボックス<学級に置く>

1	ハンドマイク	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の安全点検日には、バッテリーの状況の点検(実際に話してみる)をする。
2	防災用帽子・ベスト	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、着用して誘導などで活用する。
3	非常持ち出し袋	<ul style="list-style-type: none"> ・①持ち出し袋、②懐中電灯(ラジオ、サイレン付)、③包帯、④非常用ローソク、マッチ、⑤レスキューシート、⑥ラップ、⑦軍手、⑧緊急簡易トイレ、⑨救急絆創膏、⑩タオル、⑪救急用ホイッスル、⑫ブルーシート、⑬ハサミ、ピンセット、とげ抜き、⑭非常用給水バック、⑮45枚袋10枚、⑯衛生ガーゼ、⑰ウェットティッシュ
4	かっぱ	※年度末に回収し、新年度用の数量にする。
5	ヘルメット	・学年を明記し、入れておくこと。



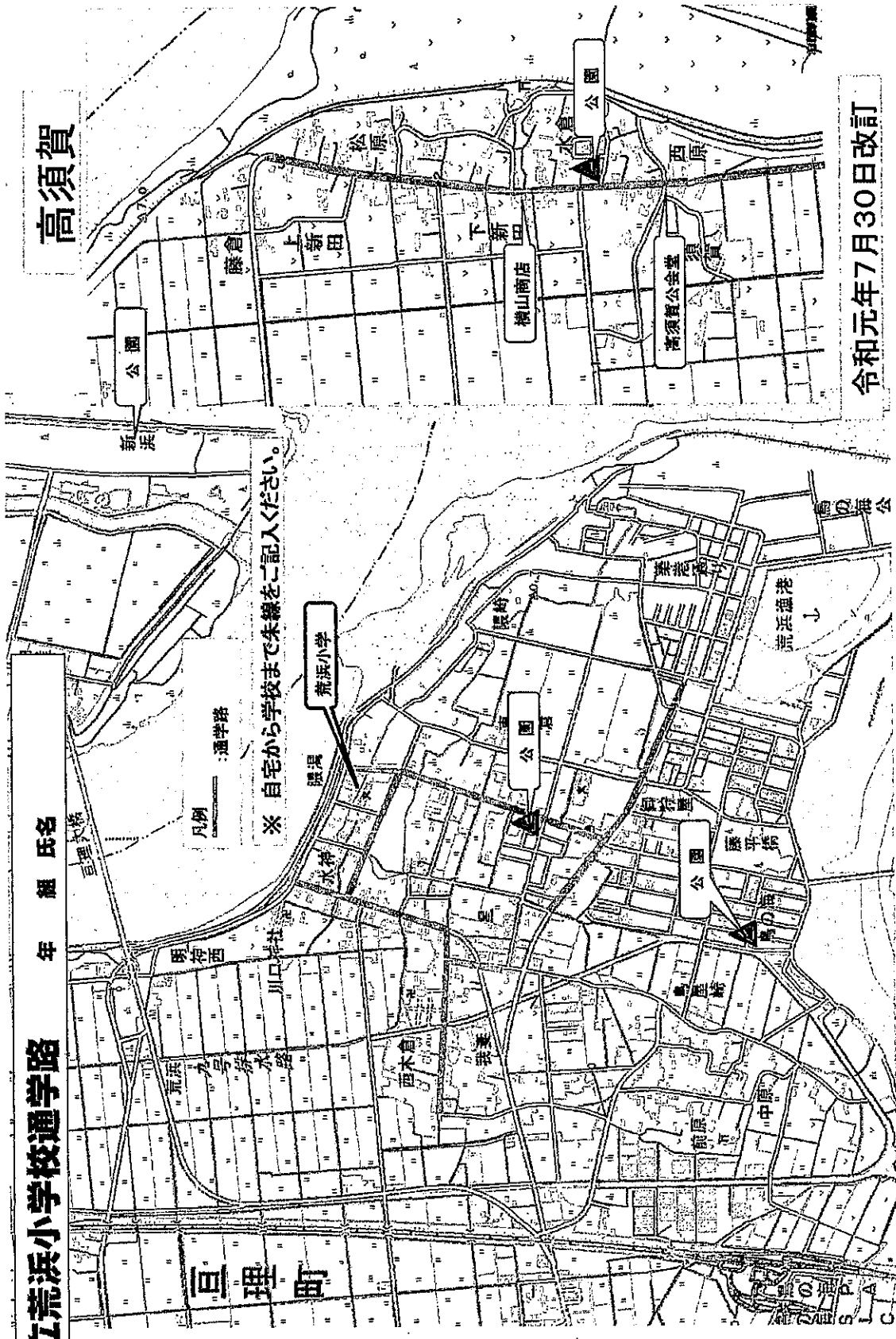
わたり ぼうさい・げんさい 1・2・3

幼稚園・保育所・児童館・小学校編

じしん	ひなん	つなみ
<p>1 まず</p>	<p>2 つぎに</p>	<p>3 そして</p>
<p>1 あ たまをまもり</p>	<p>1 お さない</p>	<p>1 こないところへ!</p>
<p>2 お ちてこない</p>	<p>2 は しらない</p>	<p>2 た かいところへ!</p>
<p>3 た おれてこない</p>	<p>3 し やべらない</p>	
<p>4 い どうしてこない ばしよへ!</p>	<p>4 も どらない ひなんを!</p>	

巨理町立荒浜小学校通学路

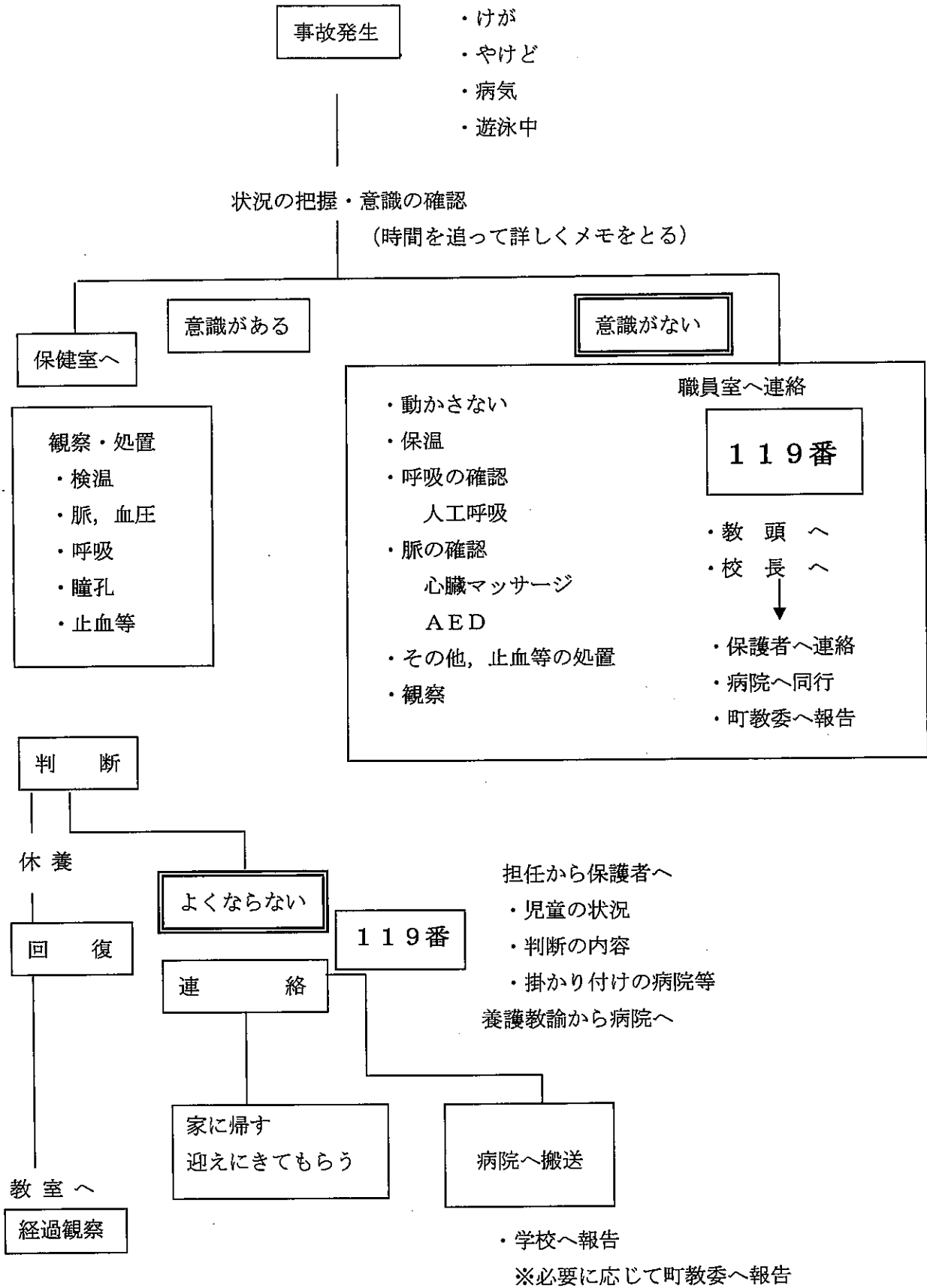
年 組 氏 名



高須賀

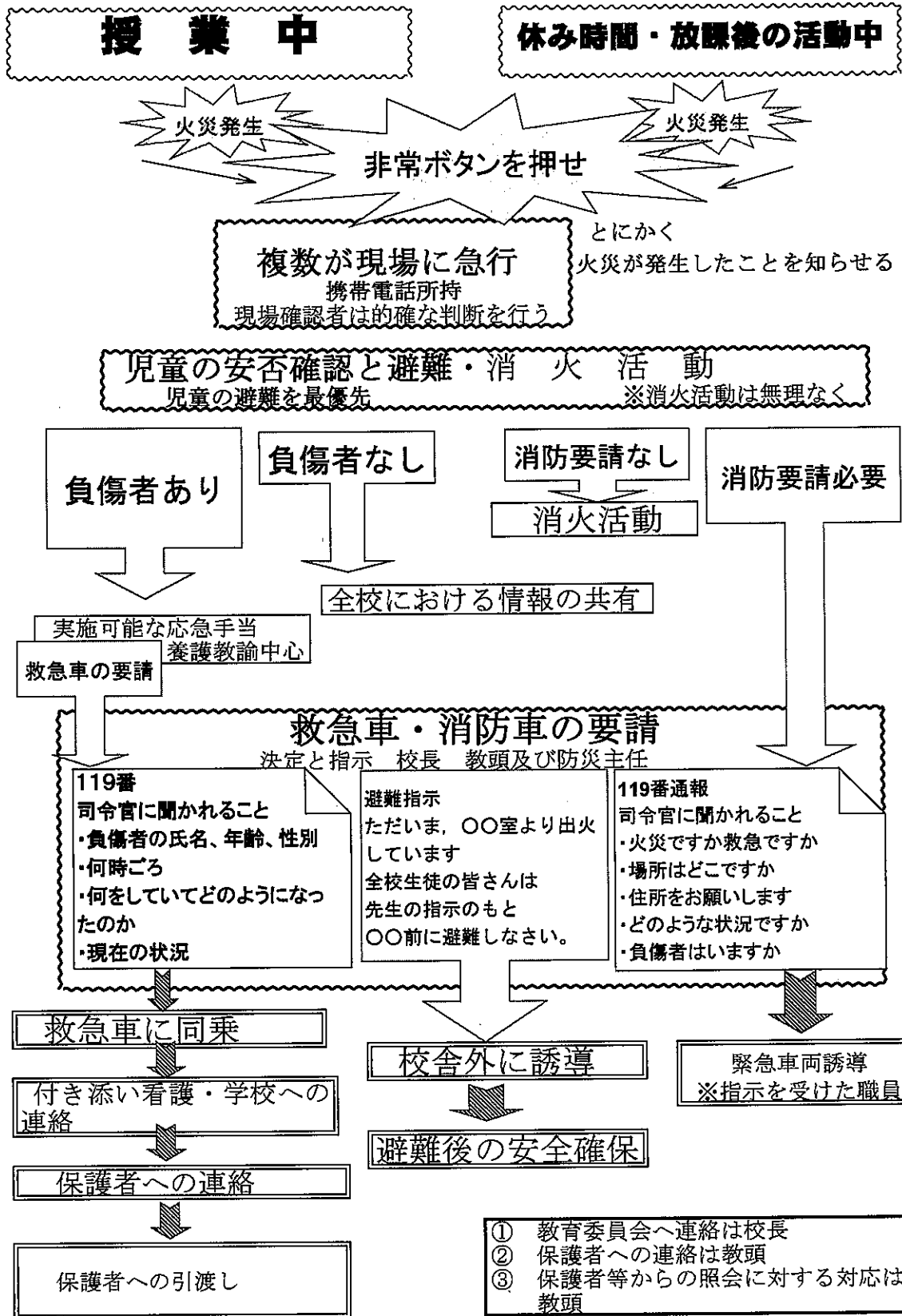
令和元年7月30日改訂

1 校内事故発生時対応



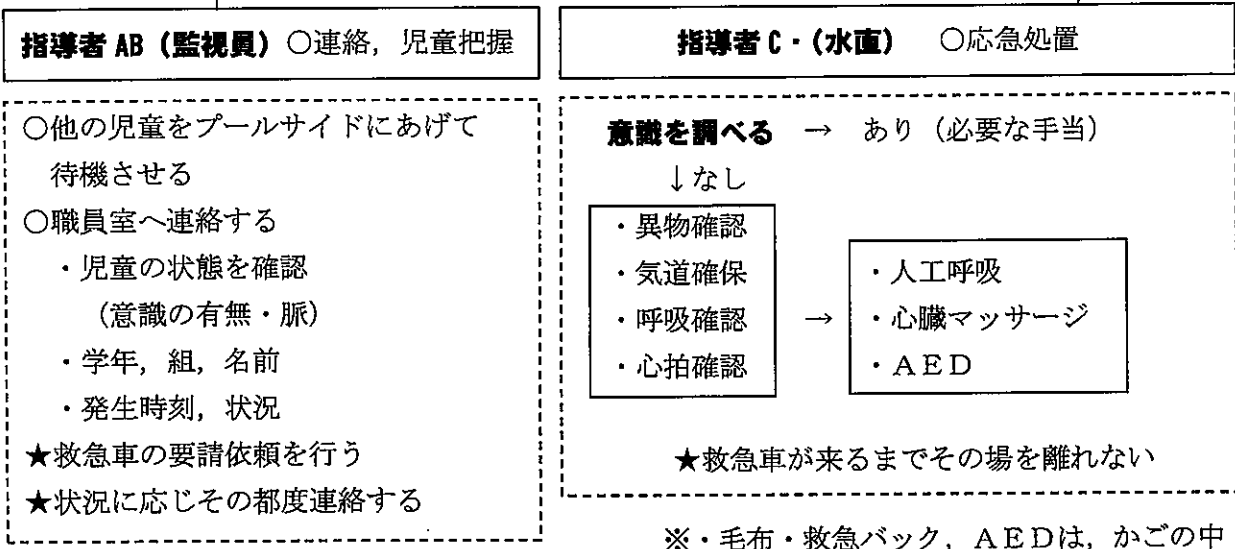
※首から上の事故（頭を強打するなど）は、外傷がなくとも安静にして保護者にけがの状況や児童の様子を連絡する。吐き気、めまい、頭痛等を伴う場合は直ちに救急車を呼び、病院で検査を受ける。

Ⅲ-2 校舎火災発生時対応



3 プール事故発生時対応

- 授業中<指導者ABC>
- 夏休み<水直・監視員>



職員室にいる職員

★**1**救急車要請 (119番)

○校長・教頭へ連絡

○他の教員へ連絡

○保護者への連絡

- ・事故発生の状況
- ・児童の状態
- ・搬送先の病院名
- ・現在の状況 (保護者に病院へ向かってもらう)

※連絡がつかない場合は事後承諾

2町教委へ報告 指示を仰ぐ

3市教委指示を受け警察への連絡

※職員室電話口から離れない

★時系列で処置・対応を記録する

<救急車到着>

★救急隊員へ報告

- ・児童の状態
- ・学年, 組, 名前
- ・発生時刻, 状況

★搬送先の病院を確認

★救急車同乗 (病院への付き添い)

★保護者への説明 引渡し

複数いる場合の他の職員

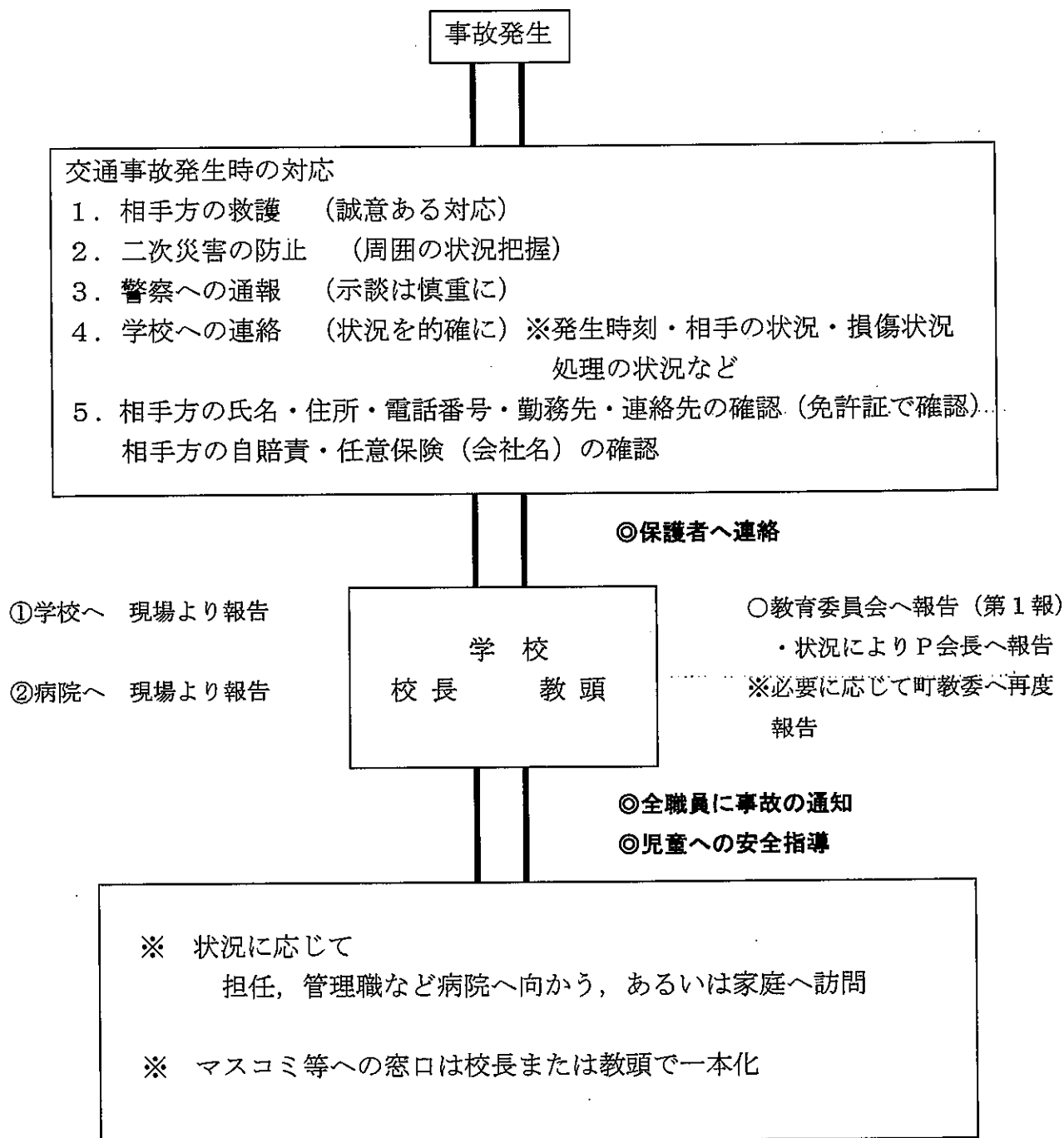
- プールへ向かう
- 児童の状態の再確認
- 応急処置の手伝い
- 他の児童への指導
- ・静かに待機させる
- ・着替えをさせる
- ・注意を与えて帰す

★プールの閉鎖

★は負傷児童の意識がないなど救急車を呼ぶ必要がある。
それ以外は, 病院へ連絡して診察の依頼
※マスコミ対応は校長 (教頭)

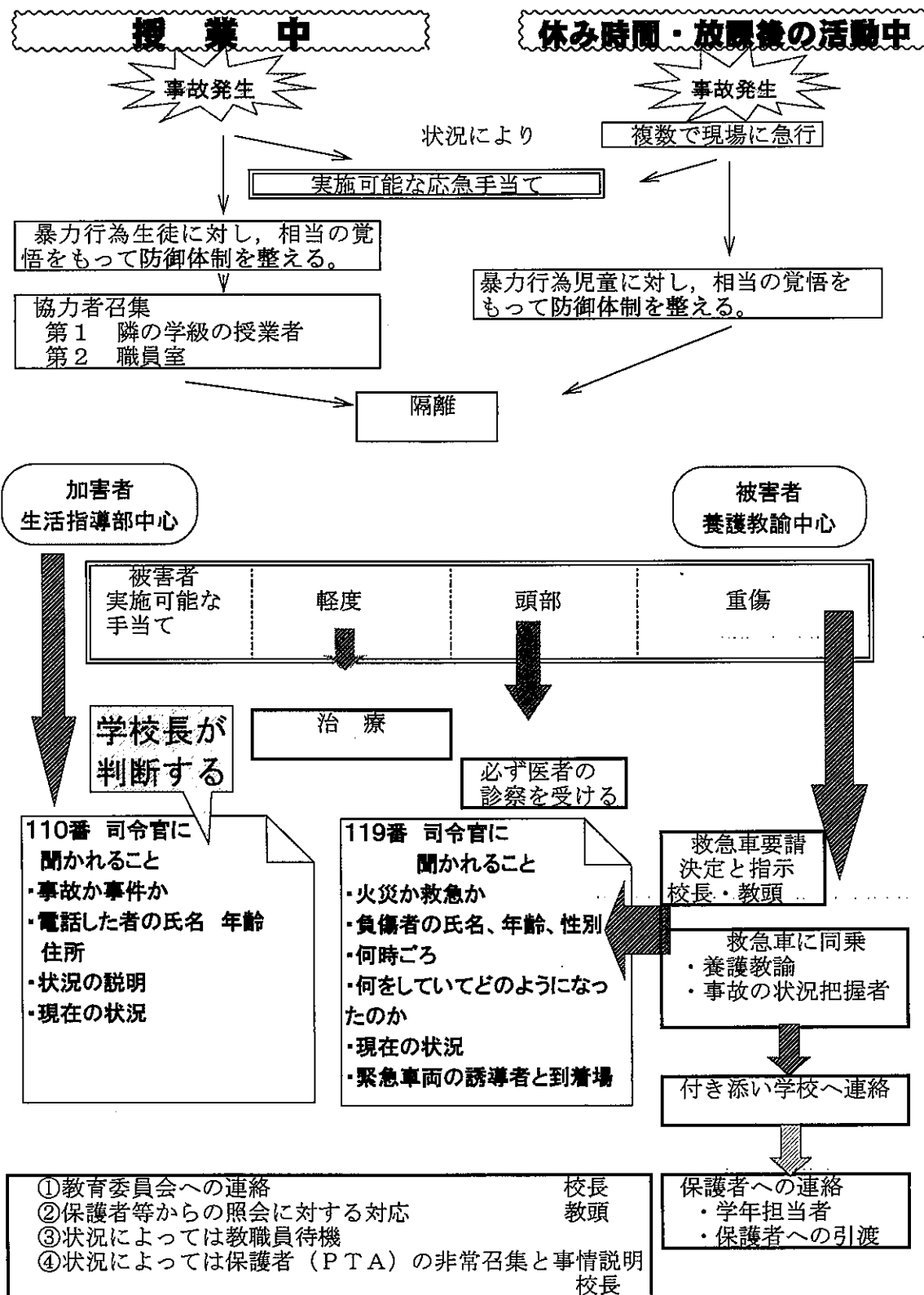
<緊急連絡先>	1 救急車要請 119	3 警察要請 110	
亙理消防署	34-1155	鳥の海歯科	35-3222
亙理警察署	34-2111	山形外科医院	34-3171
南東北病院	23-3151	亙理整形外科	34-5303
わたり眼科医院	34-0855		

4 交通事故発生時対応（児童）



※ 職員の事故の場合もこれに準ずる。

5 傷害事故発生時対応



6 不審者（異常者）侵入時対応

1 日常的な予防策

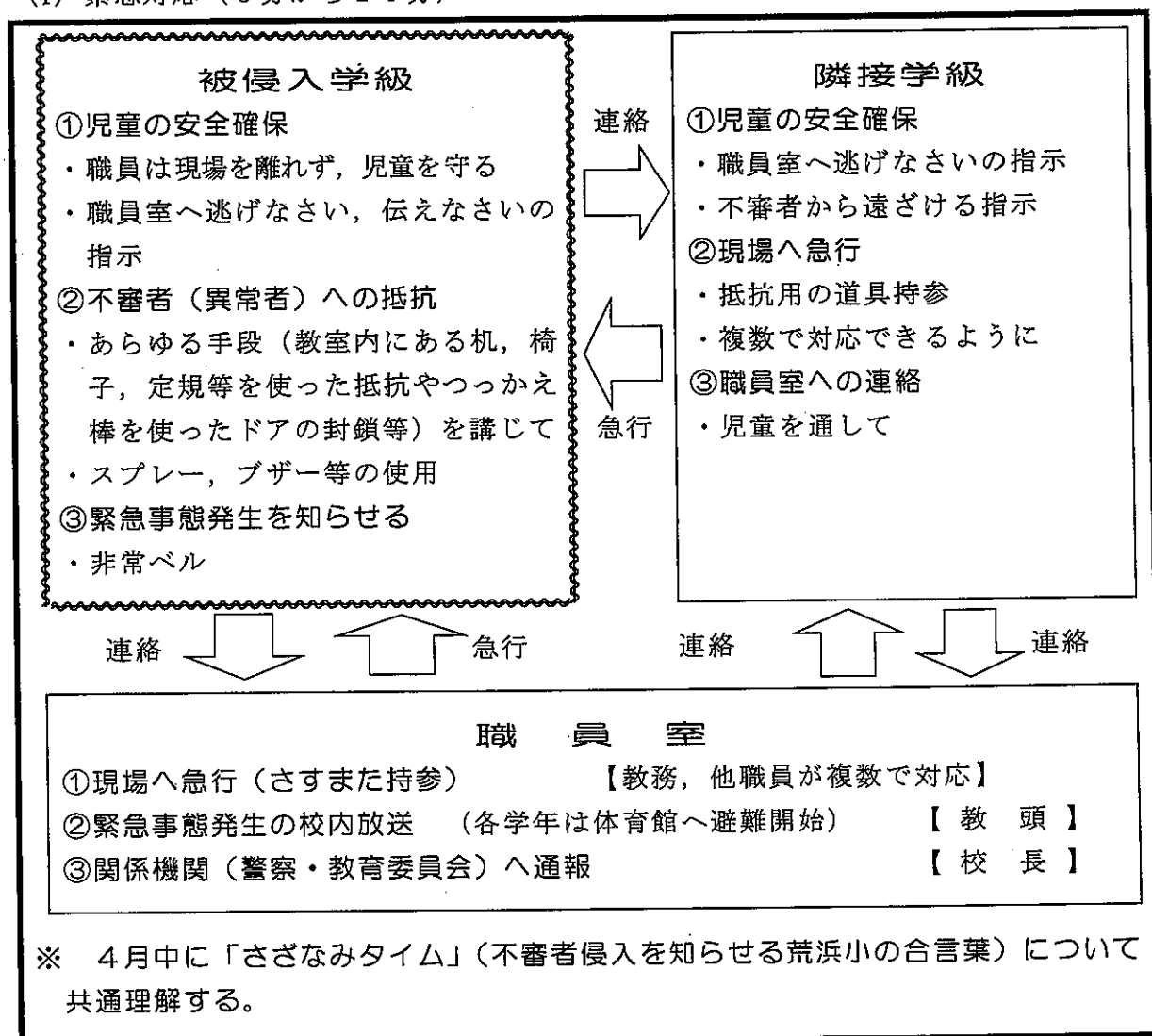
- (1) マニュアルを作成し、不審者（異常者）侵入時の情報連絡体制を確立する。
- (2) 校舎内外の巡視の徹底を図る。（教頭、日直、担任等）
- (3) 来校者に対して職員室に顔を出すように掲示する。
- (4) 緊急防犯対策のための設備や道具の使用についての校内研修を行う。
- (5) 学校の安全対策について、保護者や地域の理解と協力を得る。
- (6) 地元の駐在所、防犯協会、警備会社等、関係諸機関との連携を密にする。

不審者侵入の防止の3段階のチェック体制

段階	具体的な方策
A 校門	校門の活用方法、校門の施錠管理、校門の利用箇所・利用時間の指定等
B 校門から校舎への入り口まで	来訪者の校舎の入口や受付の案内・誘導・指示、通行場所の指定、死角の排除等
C 校舎への入り口	入口や受付の指定・明示、受付での来訪者の確認、名札の着用等

2 不審者（異常者）が侵入した場合の対応

(1) 緊急対応（5分から10分）

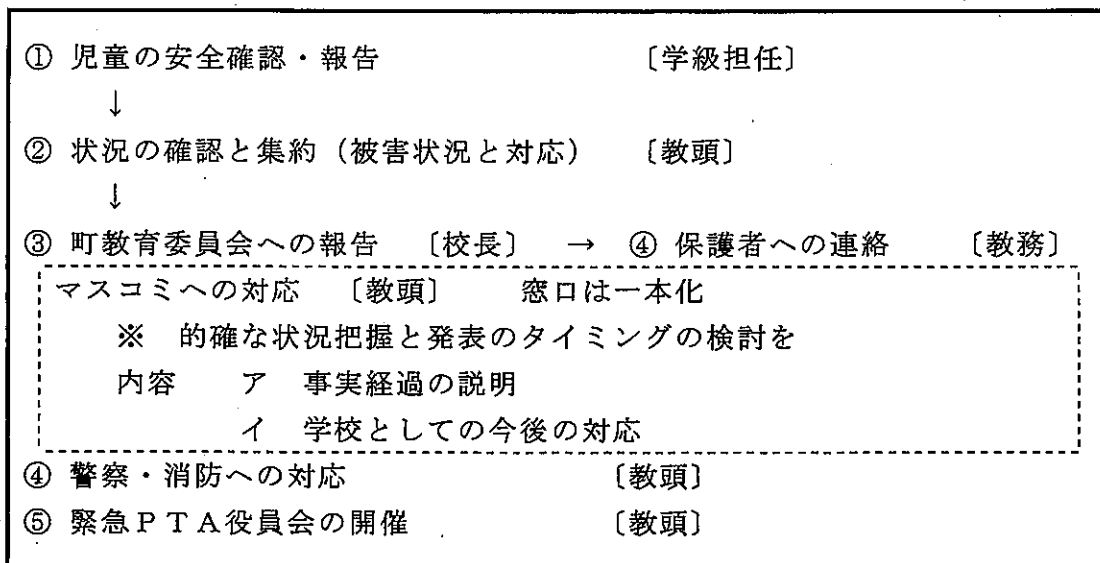


(2) 負傷者（児童等）への対応

- ① 傷等の確認と止血，保温等の応急処置（程度によっては救急車の要請を）
- ② 病院へ搬送した場合には付き添いをする。（担任以外）
- ③ 保護者への連絡・報告（傷の状況，搬送病院名等）

(3) 危機脱出後の対応

- ① 児童の安全確認
 - ・児童を一か所に集め，人員及び安全の確認と精神の安定を図る。
- ② 町教委への連絡と緊急職員会議の開催



- ③ 保護者への児童の引き渡し [担任・養護教諭]
 - ・心の傷，精神的ショックへの対応（状況によっては病院での治療を勧める。）
 - ・今後の連絡体制について（児童の状況，学校の対応など）
 - ・マスコミ等への接し方について説明（情報に惑わされないように）

緊急防犯対策設備（物品）の使用マニュアル

- (1) 防犯ブザー（各教室の前・入り口）
 - ・教頭が管理
- (2) さすまた（職員室・2階掃除用具室）

関係機関の連絡先

全日警	022-222-3656	巨理警察署	34-2111
巨理消防署	34-1155	教育委員会	34-0509

緊急時対応放送例

1 地震発生⇒津波警報等発令⇒屋上等への避難指示

「地震発生。安全を確保し、待機しなさい。」※繰り返し

「揺れがおさまりましたが、津波が予想されるので、屋上に避難しなさい。」

2 竜巻⇒鍵、カーテン⇒簡易シェルターづくり指示等（場所、防災頭巾、教師の指示）

「竜巻が、〇〇から学校に近づいています。先生方は、窓の鍵をかけ、カーテンを閉めてください。児童のみなさんは、避難の準備をしなさい。」

「①シェルターを廊下側に作ります。②防災頭巾をかぶります。③先生の指示に従って、安全に気を付けて避難の準備をしなさい。」

3 火災⇒火災確認後、発生場所により避難ルート検討⇒避難指示

「非常ベルが鳴りました。現在、確認をしています。先生の指示に従い、落ち着いて待機しなさい。」

「校舎〇〇階の〇〇より火災発生。煙を吸わないようにハンカチなどで押さえ、3階は東側階段、2階は西側階段から、校庭の鉄棒前（保育所・児童館）に避難しなさい。」

4 不審者⇒発生場所から、安全な場所の検討⇒避難指示

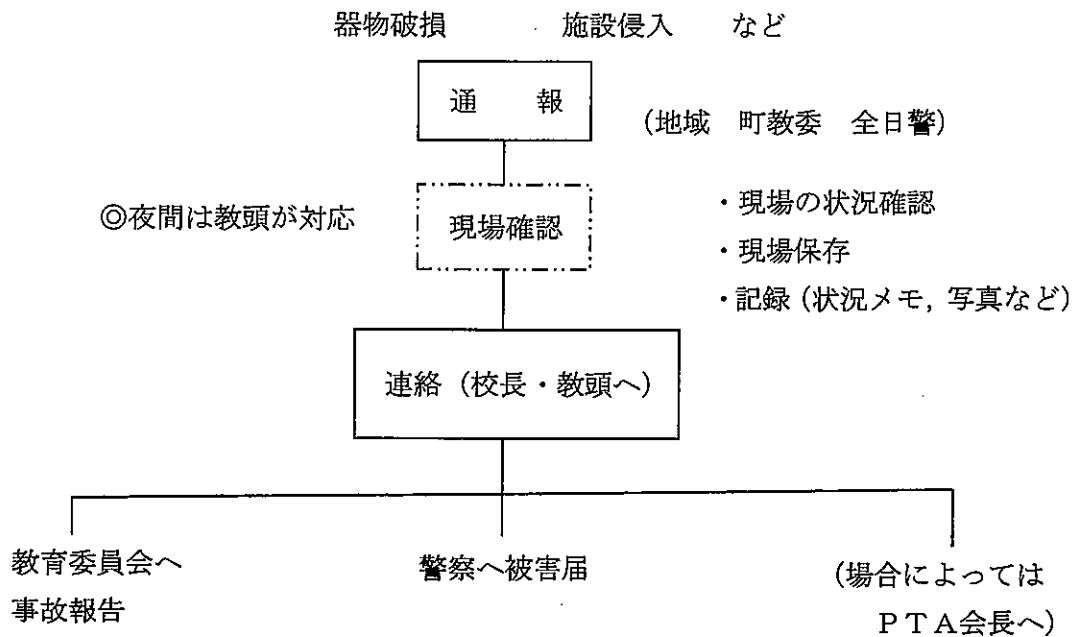
「全校児童のみなさんに連絡します。これから『さざなみタイム』を始めます。

〇〇を通過して（避難誘導場所）＜体育館、音楽室等＞に集まってください。」

●『さざなみタイム』は、不審者の暗号

令和元年 6月17日

7 器物破損・施設侵入時対応



1.1 外部よりの問い合わせに関する対応マニュアル

校長・教頭の指示を仰ぐ

- 児童のプライバシーにかかわることについて問い合わせがあった場合
(住所, 電話番号, 保護者などについて問い合わせがあった時)
「そちらに〇〇さん, いますか。」 → 「お答えできません。」
「警察の〇〇ですが…」 → 「〇〇さんですね, こちらからかけ直します。」
- 児童を帰してほしいなどという電話の場合
 - ・相手に, 折り返しこちらから電話をし確認する。
 - ・必ず迎えに来てもらい, 相手を確認した上で引き渡す。

電話の内容を鵜呑みにせず, 事実を確認した上で対応すること。

- 児童に会わせてほしいと訪ねてきた場合
 - ・保護者の同意なしには会わせるわけにはいかないということを理解してもらう。
 - ・保護者と連絡を取り確認する。

※不用意に家庭状況等のプライバシーにかかわることなどを話さないように注意する。
※場合によっては下校の際, 保護者に迎えに来てもらう。

8 異物混入時対応

異物混入発見時の基本対応

(1) 危険な異物の場合

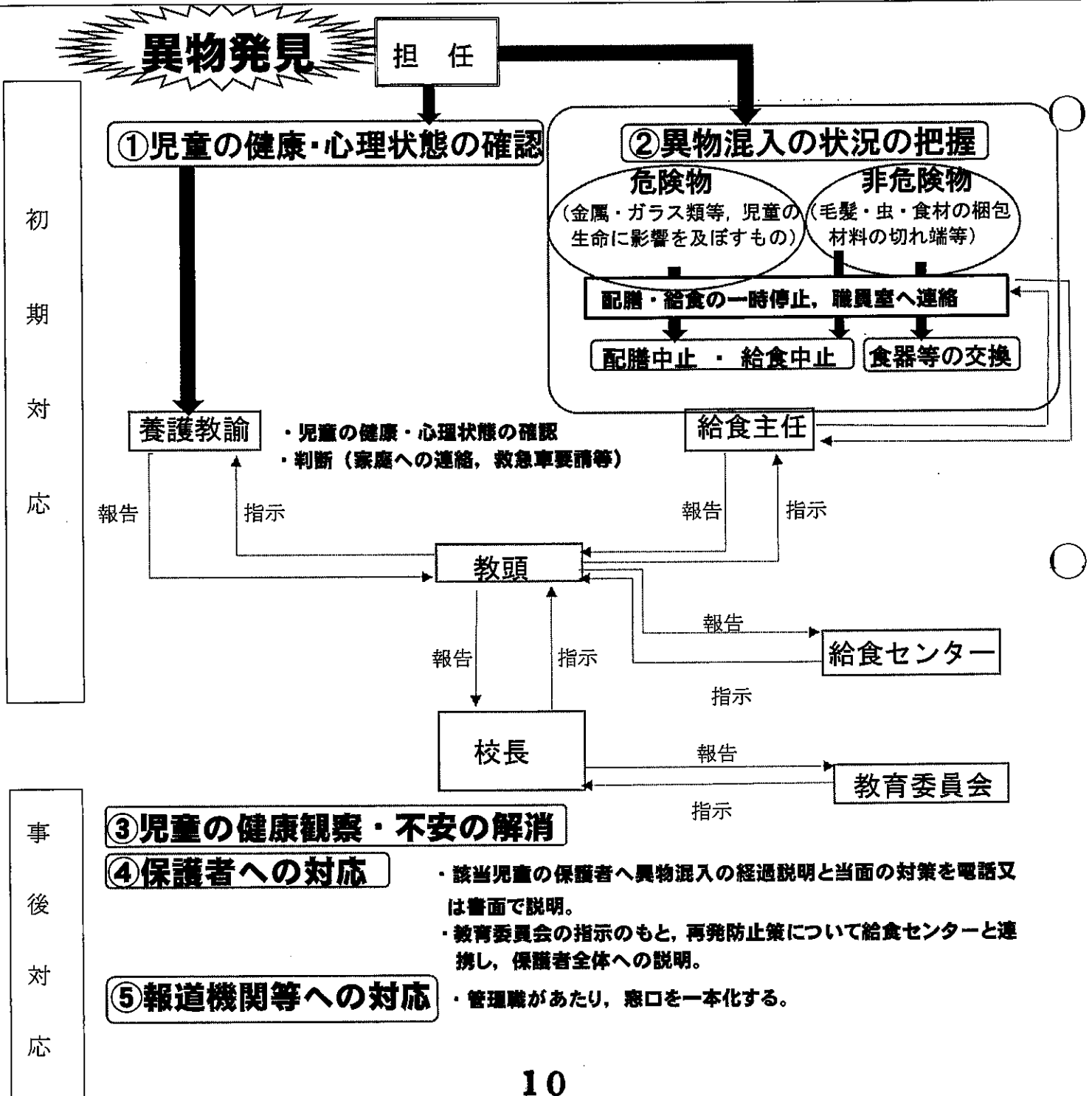
- ・金属やガラス類など、児童の生命に影響を及ぼすと判断される異物混入の場合は、児童の安全を最優先に対応する。給食を停止した場合は、保護者に書面で知らせる。

健康被害の有無を確認 → **当該発見食缶を含む学校全体の給食の即時停止を検討**

(2) 非危険物の場合

- ・毛髪や虫、食材の梱包材料の切れ端などの異物については、生命の影響も少ないと思われる場合は、直接その異物を排除することもある。ただし、異物の種類や状況によっては給食の停止を検討する。停止した場合は、保護者に書面で知らせる。

異物が複数混入していないか確認 → **大量混入の恐れがある** → **複数発見された場合は学校全体の給食の即時停止を検討**
 → **大量混入の恐れはない** → **他の物と交換するなどの対処、児童の不安を軽減**



9 食物アレルギー発生時対応

1 食物アレルギーのある児童生徒への対応に対する学校の考え方

食物アレルギーは、特定の食物を飲食することによって、様々なアレルギー症状を発症する免疫反応であるが、場合によってはアナフィラキシーショックを発症して生命に関わることもある。学校では、食物アレルギーを正しく理解するとともに、食物アレルギーのある児童の対応について正確な情報を把握し、児童・保護者・主治医・市給食センター・関係機関と連携しながら、学校全体として全職員で対応を行う。

2 対応実践の流れ

時 期	新入生・転入生	在 校 生
10月中旬 就学時健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・就学時健診予備調査票により、食物アレルギーの有無を確認する。 ・一日入学の案内に「学校給食における食物アレルギー等対応実施申請書」を同封する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校給食における食物アレルギー等対応実施申請書」を配付する。 ・保護者は児童に医療機関を受診させ、検査結果を受け取る。
2月上旬 (一日入学) *転入生は転入手続き時	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は「学校給食における食物アレルギー等対応実施申請書」を記入して一日入学に持参する。その際、検査結果の写しを添付する。 ・一日入学終了後、保護者と面談し、記載内容について確認する。(必要に応じて、「詳細献立表」の説明を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校給食における食物アレルギー等対応実施申請書」と検査結果の写しを学校に提出する。
2月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・給食センターに「学校給食における食物アレルギー等対応実施申請書」を提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ※給食対応の必要な6年生は、中学校での手続きが必要な旨を保護者へ説明し、中学校へ申し送りする。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の校内対応計画を立案する。 	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内で、食物アレルギーのある児童への対応等について共通理解を図る。(第1回職員会議) ・食物アレルギーのある児童に「詳細献立表」を配付する。 	
	給食開始	

3 教職員の役割分担

担当	役割内容
校長	<ul style="list-style-type: none"> ○校内体制の確立・整備と指導助言，全教職員への周知 ○食物アレルギー対応の指示・決定，指導助言，保護者への説明と周知 ○学校医や主治医への情報提供と協力依頼
教頭	<ul style="list-style-type: none"> ○校内体制の整備・管理と連絡調整，食物アレルギー対応委員会の設置 ○保護者や関係機関との窓口で連絡・相談・調整，情報集約と管理（「個別支援日誌」チェック） ○「詳細献立表」確認
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ○学級児童の食物アレルギー有無等の実態把握，情報集約と報告，健康観察 ○対象児童の実態把握，校内対応計画の把握・実施 ○「詳細献立表」確認，給食配膳時の食材除去代替・除去食準備と解除，観察 ○対象児童の対応について指導・支援，安全で楽しい給食や諸活動への配慮 ○学級児童へ食物アレルギーの正しい理解についての指導 ○保護者との連絡・連携，情報を関係職員へ報告，連携，「個別支援日誌」チェック ○緊急時の対応と確認（保護者・教職員） ○行事（宿泊活動等）時の宿泊先への連絡
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ○食物アレルギー児童の実態把握（「就学時健康診断予備調査票」，「学校給食における食物アレルギー等対応実施申請書」の確認，保護者との面談等） ○「校内対応計画」の作成，教職員・保護者・関係機関等への周知 ○主治医や学校医の指示確認・連携 ○「詳細献立表」確認 ○保護者・学級担任との情報共有・連携 ○対象児童への対応について指導・支援 ○持参した代替・除去食（弁当）の受け取り・衛生管理，「個別支援日誌」の記入 ○児童や教職員へ食物アレルギーの正しい理解について指導，研修，資料提供 ○緊急時の対応の確認（保護者・教職員）と準備，発症時の対応手当ての周知徹底
給食主任	<ul style="list-style-type: none"> ○給食の対応について説明，給食方法の相談・検討，給食休止の手続き ○「校内対応計画」の作成補助，教職員・保護者・関係機関等への周知 ○「詳細献立表」保護者への配布・回収，関係教職員への配布・周知 ○「詳細献立表」「個別支援日誌」確認，給食配膳時の食材除去を指示 ○給食センターへの状況報告と連携 ○持参した代替・除去食（弁当）の受け取り・衛生管理，「個別支援日誌」の記入
教員補助	<ul style="list-style-type: none"> ○学級担任の補助（特に給食時間中，飲食・調理を伴う活動，校外学習等） ○持参弁当の準備と解除，飲食中の観察

4 個人情報の管理

- ・食物アレルギーがある児童の「学校給食における食物アレルギー等対応実施申請書」は養護教諭が職員室で保管する。

5 緊急時の処方薬の管理

エピペンや内服薬を処方されている児童がいる場合は，管理方法や使用について保護者と入念に打ち合わせを行い，学校の食物アレルギー対応委員会で検討し，対応を決定する。

6 緊急時の対応体制

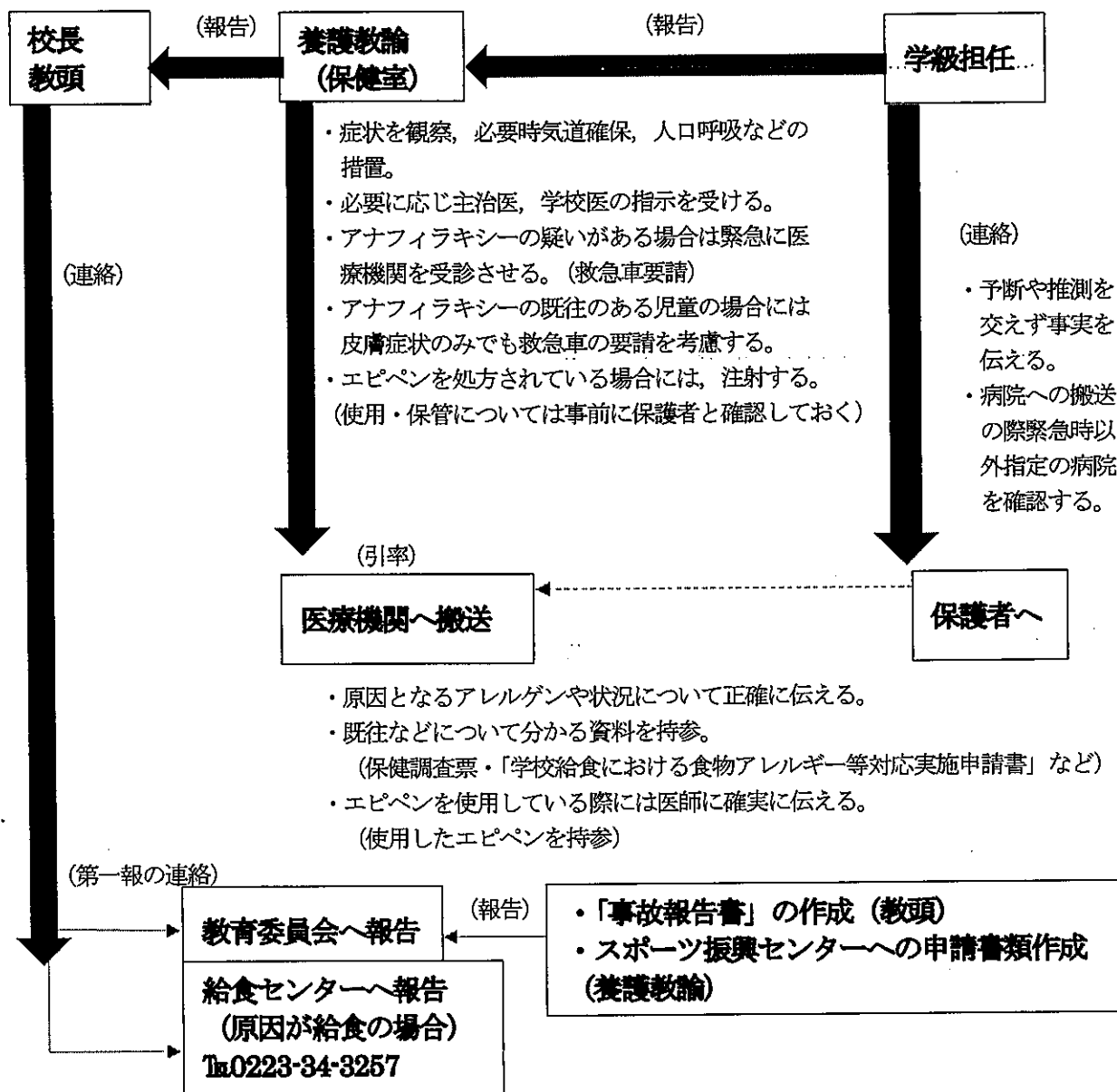
アレルギーを誤って食べた、食後や運動後に児童の様子がおかしい

(皮膚、目、鼻、呼吸器系などにアレルギー症状と思われる症状があるとき)

- ・アレルギーを含む食品を口に入れた時→すぐに口から出し口をすすがせる。
誤嚥に注意して吐き出させる。
- ・皮膚についた時→洗い流す。(触った手で眼などをこすらない)
- ・眼の症状 →洗顔(流水) 点眼(持参している目薬がある場合)

発見者(担任など)は、保健室へ連れて行く(場合によっては、現場へ急行し対処する)

症状のある児童を一人にしない。



※記録 (発症してからの状況や対応について時系列で記録しておく。)

7 個別支援計画(個々の計画を作成し、ファイルにまとめて保管。)

III-10 感染症発生時対応

1 学校としての対応

登校後、感染症の症状が認められる児童	感染が確定した場合
<ul style="list-style-type: none"> 登校後、発熱・咳・発疹等が認められる場合は、マスクを着用させ、保健室等別室での待機後、保護者に連絡・帰宅させる。 直ちに医療機関受診をお願いし、診断がつき次第、学校に連絡するよう依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> 出席停止になること、出席停止期間について説明する。 * 停止期間を過ぎても何か症状のある場合は、念のため受診して医師の許可を得てからの登校をお願いする。 ・ 臨時休業等の措置が必要と思われる場合、適切に講じられるよう町教委・学校医と密接に連絡をとり判断、実施する。(児童) 出席停止 (職員) 病気休暇手続き ・ 学校欠席者情報収集システム入力。
治療に専念	

2 感染症対応本部設置

※発生があった場合、本部長の判断により対策会議を実施

- (1) 対策本部長 校長
- (2) 対策副本部長 教頭
- (3) 対策本部員 教務、保健主事、養護教諭、各学年部1名、事務(計6名)
- (4) 対策本部内組織

班 名	内 容	班 員
総 務 班	対策全般、班長会議、各班の調整、外部機関との連絡調整に関すること【町教委・学校医】	◎教頭 各班班長
学 校 運 営 班	臨時休業の運営(家庭学習・授業予定・期間等)、緊急連絡体制の整備、確認、巡回等に関すること	◎教務 高学年部
教 職 員 対 策 班	教職員の勤務体制に関すること	◎教頭 事務
学校保健対策班	感染防止等の対策、情報収集及び提供、保健・衛生部品の確認・調達に関すること【電話・訪問・巡視】	◎保健主事、養護教諭 低学年部
P T A 広 報 班	保護者やPTAに関すること 臨時休業時の対応等の保護者啓発に関すること	◎教務

3 児童・保護者への対応【メール配信，地区連絡網，これら2つ以外の連絡】

- (通常時) 健康観察・おたより(学校保健対策班)・・・学級指導，保健指導等
- (臨時休業等) 家庭学習対策(学校運営班)・・・電話，家庭訪問による指導
自宅での学習教材
推薦図書の手配 等
- 情報伝達(P T A 広報班)・・・メール配信等による情報等

4 関係機関との連絡

- ① 学校医(山形外科医院) TEL34-3171
- ② 亘理町教育委員会 TEL34-0509
- ③ 塩釜保健所 岩沼支所 TEL 22-2188
- ④ 教育庁スポーツ健康課 学校保健給食班 TEL 022-211-3664 FAX 022-211-3796

1 臨時休業前の必要事項及び役割分担

No.	内 容	担 当
1	情報収集と情報管理, 連絡窓口の一本化	教頭
2	毎日の健康観察簿(登校前の体温測定の実施)の作成	学級担任
3	臨時休業決定までの流れの確認	教頭, 教務
4	臨時休業に関する連絡について	教頭, 教務
5	臨時休業中の児童の家庭学習の内容, 方法等	学年部
6	臨時休業中の最低限必要な学校管理, 各種連絡調整のための職員配置	教頭, 教務
7	行事の中止や延期に関すること	教頭, 教務, 学年部
8	職員用の物品確認・調達(マスク・手袋・消毒薬等の手配・備蓄確認)	保健部
9	保護者あて通知文等の準備	教頭, 教務
10	学校医への連絡・相談	養護教諭

2 臨時休業時の必要事項及び役割分担

No.	内 容	担 当
1	情報収集と情報管理	教頭
2	臨時休業決定の告知・通知・報告の実施	教頭, 教務
3	臨時休業時の家庭学習指導計画の実施	学年部
4	臨時休業時の職員配置(相当数の欠勤を考慮)と重要業務の確認	教頭
5	学校の施設管理	教頭
6	児童の安否確認	学級担任
7	臨時休業終了の日時決定とその伝達	教頭, 教務
8	その他	

巨理町立学校の教育活動における熱中症予防指針

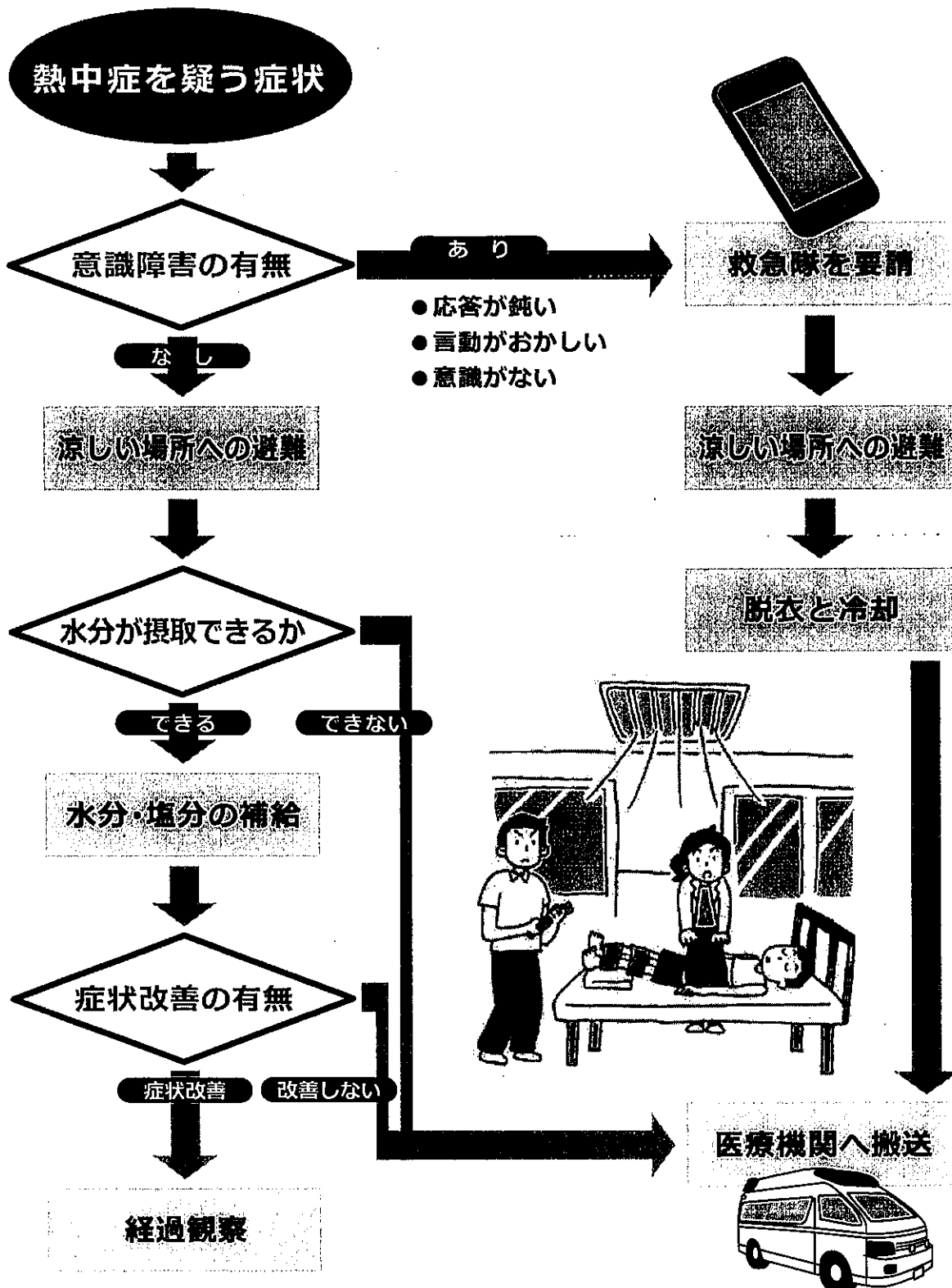
平成30年9月1日 巨理町教育委員会

		学校における教育活動						
気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	体育	水泳	部活動 (運動)	屋外活動 校外活動	体育館での集会 儀式的行事	校庭での 自由遊び
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	<p style="text-align: center;">原則行わない</p> <p>持久走など 水温が高い場合 激しい運動 長時間の徒歩や活動 長時間にわたるもの 長時間にわたるもの 激しい運動</p>					
31～35℃	28～31℃	<p>厳重警戒 (激しい運動は中止)</p>						
28～31℃	25～28℃	<p>警戒 (積極的に休息)</p>						
24～28℃	21～25℃	<p>注意 (積極的に水分補給)</p>	<p style="text-align: center;">頻繁に休息を取り、水分や塩分を補給する</p>					
24℃未満	21℃未満	<p>ほぼ安全 (適宜水分補給)</p>	<p style="text-align: center;">積極的に休息を取り、適宜水分や塩分を補給する</p> <p style="text-align: center;">運動や活動の間に積極的に水分や塩分を補給する</p>					
巨理町立学校の教育活動における熱中症予防指針								

- 環境省熱中症予防サイトより
- ・暑さ指数やこの指針を目安として、活動 (運動) 場所の状況、当該活動 (運動) 前後の状況、児童生徒の発達段階や健康状況などを考慮し、総合的に判断する。
 - ・いずれの場合でも、適切な水分や塩分の補給、休息に留意する。
 - ・梅雨明けなどで急に暑くなり体が暑さに慣れていない時期は、より慎重な対応を取る。



熱中症になってしまったら



1 2 いじめ問題発生時対応

1 日常的な予防策

- (1) 荒浜小学校「学校いじめ防止基本方針」を活用し、いじめの防止・早期発見に努め、いじめが発生した場合には、迅速で組織的な対応ができる体制を確立する。
- (2) 「笑顔を意識したほめることを重視した授業づくり」を中心に、認め合い助け合う温かな雰囲気づくりに努め、児童一人一人を大切にしていく。
- (3) 「いじめ」は決して許されないことであることを学級生活の中で意図的・計画的に指導していく。(いじめについて共通理解用の資料活用 H29～)
- (4) p 4 c (探究の対話) を取り入れ、児童が自分の考えや意見を安心して言うことができる場の設定を行う。
- (5) 「いじめアンケート」を実施し、児童の実態把握に努める。(毎月)

2 いじめの発生に対する対応



経過や状況によって繰り返す

13 ハラスメントに関する防止対策

1 意識の重要性

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント(以下、ハラスメント)をしないようにするため、職員一人ひとりがお互いの人格を尊重し合い、大切なパートナーであることなど、普段から十分に認識しなければならない。

2 基本的な心構え

ハラスメントに当たるか否かについては、相手側がどのように受け取るかが最も重要であり、相手を不快にさせたり、思い込みなどしないように注意しなければならない。

3 わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

ハラスメントになり得る言動として、職場内及び職場外において起こりやすいことがらを把握しておくことが重要である。

4 児童生徒、教職員、保護者等に対する相談体制

(1) 相談場所

・当面の間、保健室、相談室、図書室、校長室を充てる。

(2) 相談担当職員

- ・児童に対しては、担任及び主幹教諭(教務主任)、養護教諭を充てる。なお、児童の心身の発達段階等を考慮し、セクシュアル・ハラスメントに限らず、困ったときにいつでも相談できることを伝える。(相談員を教えておくこと)
- ・教職員に対しては、教頭を充てる。
- ・保護者等については、教頭が窓口になる。
- ・相談担当職員は、適切かつ効果的な対応に努め、関係者のプライバシー等を最大限に尊重する。

5 情報伝達システム

- (1) 一部の教員のみで抱え込んだり、処理してしまう体制にならないように努める。
- (2) 情報伝達は相談担当職員→教頭の順で迅速に行う。
- (3) 校長は相談担当職員からの報告に基づき、迅速・適切な問題処理の対応(注意、指導、助言)に当たる。
- (4) 校長が不在のときは、教頭が校長と連絡を取り、速やかに対応する。

6 その他

少人数の教職員集団であり、常に信頼関係のもと、普段から円滑なコミュニケーションを図るよう努める。

《参考資料》

- ① セクシャル・ハラスメントの防止等に関する要綱の制定について(通知)
(平成11年5月6日 教第93号 教育長)
- ② セクシャル・ハラスメントの防止等に関する要綱の運用について(通知)
(平成11年5月6日 教号外 教職員課長)

巨理町立荒浜小学校 行きたくなる学校づくり(不登校対策)全体計画

児童生徒の実態 ・不登校1名 ・明るくまじめで人の役に立つことを進んで行う。 ・学習や生活の課題に対しては素直に取り組む ・ささいな事にも過敏に反応し、気持ちが弱くなる傾向が強い	学校教育目標 荒浜の未来を拓くたくましい子どもの育成 目指す児童像 「笑顔でコミュニケーションをとり、賢く、優しく心身ともに健康である子ども	家庭・地域の願い ・荒浜の地域に根ざした子どもに育って欲しい。 教師の願い ・すべての児童生徒が互いに尊重し合い、目標を持って学校生活を送ってほしい。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------



学校の課題		
・不登校になってはいないが、生活アンケートで「学校が楽しくない」と答えている児童がいる。	・一斉指導についていけない児童が多い。	・クラス替えがないため、人間関係が固定しがちである。



行きたくなる学校づくりのための重点		
【未然防止の取組】 ・児童の希望や期待、目標に合わせた合理的配慮を進め、自己実現や成就感のある活動を日常的に行う。 ・児童同士がよいところを認め合う機会や絆作りを意識した学級経営を計画的に設定していく。 ・縦割り活動を推進する。 ・校内研究と連携しながら、「分かる授業づくり」を推進し、児童が主体的に学びながら基礎・基本を確実に習得できるようにする。 ・気になることがあったときには、家庭と連絡を密に取り、連携していく。	【早期発見・早期対応の取組】 ・学校全体で、どの児童にも不登校は起こりうるという捉えで接する。 ・日常的に複数の目で児童を観察し、朝の登校時や下校時の変容に気を配る。 ・欠席1日目、2日目での丁寧な電話絡を実施。 ・欠席が3日目になった場合は、家庭訪問を実施する。 ・登校支援個票、不登校等対応記録を作成活用して、対応を明確にしていく。	【自立支援の取組】 ・保護者との合意形成を随時行い、組織的な受け止め、支援体制を構築する。 ・継続的な働き掛けをするとともに、児童のその時々々の状況に合わせた臨機応変な対応によって、保護者との協力関係を強める。 ・別室登校、放課後登校等の働き掛けを進めながら、学校復帰へのきっかけ、環境づくりを継続していく。



不登校対応の流れ	不登校対策のための組織	関係機関等との連携
1 家庭訪問をする。 2 チーム会議を開く ・SC(SW)によるアセスメント。 ・プランニング。 ・役割分担。 3 校内不登校対策委員会を行い、全校体制で対応する。 ・全校職員で共通理解を図る。	○不登校対策委員会 適時 関係者(教職員, SC(SSW), スーパーバイザー, 医療機関) ○チーム会議 緊急事案(随時) 関係職員「(教頭, いじめ・不登校担当, 担任, 養教)」	・SCとの連携: 子どもを語る会 全職員参加による共通理解の場 ・心のケアハウス活用(さざんか教室) ・教育事務所の登校支援ネットワークの活用 ・子ども総合センター, 精神医療センターの活用



年間計画											
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
保幼小引継会 小中引継会		子どもを語る会 児童館との情報交換 生活アンケート開始	児童館との情報交換 子どもを語る会 支援委員会	児童館との情報交換 家庭訪問	児童館との情報交換	児童館との情報交換 支援委員会	児童館との情報交換 子どもを語る会	児童館との情報交換 子どもを語る会	児童館との情報交換 子どもを語る会 中学校体験入学	児童館との情報交換 子どもを語る会 小中申し送り個票作成	児童館との情報交換 一日入学 支援委員会